予算特別委員会会議録

平成21年3月17日(火)

(開 会) 10:00

(散会) 18:08

委員長

では、皆さんおはようございます。ただいまから平成21年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。本日から予算審査を行うわけですが、審査の方法といたしましては、お手元に配付いたしております審査順序のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。

まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求は、その都度お諮りしていきます。次に、各款の質疑に入りますが、表に示しておりますように、歳出は7つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思います。なお、歳出歳入の両方にまたがるものについては、歳出のほうで質疑をお願いしたいと思っております。次に、繰越明許費、債務負担行為、地方債、給与費明細書についての質疑を行います。次に、答弁を保留した質疑及び各款各条にまたがる質疑を総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。

また、「議案第67号 平成21年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」については、議 案第16号の採決の後、議題とし、質疑、討論、採決を行います。

以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

御異議もないようですので、そのような運営をさせていただきます。

次に、執行部の皆様に要望しておきます。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、はっきりと的確な答弁をお願いいたします。また、審査の過程で対象となる款に関係のない方は、各職場の通常業務を優先してください。

以上、皆様の御協力をお願いいたします。

きょうの予定といたしましては、4ページの労働費までの質疑をしたいと思っておりますので、質問委員さんも余り長くならないように、的確な質疑をひとつよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、「議案第16号 平成21年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますとおり、事前に資料要求の通告があっております。川上委員 から要求があっております資料は提出できますか。

財政課長

資料要求につきましては、各課にまたがりますので、財政課のほうでお答えさせていただき ます。

川上委員から資料要求のありました、資料要求一覧表のうち2ページの上から7段目になりますが、部落解放同盟飯塚市議会2006年度支出のうち、市長選2万5千円、市議選7万3千円の領収書の写し、それとその次ですね。8段目になりますが、部落解放同盟役員の活動状況表(人件費と出勤状況、業務内容)、この2件につきましては、資料がありませんので提出ができません。これ以外の資料については提出させていただきます。

委員長

お諮りいたします。川上委員から要求がありました資料のうち、執行部が提出できる資料に ついては要求することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

次に、江口委員から要求があっております資料は提出できますか。

財政課長

江口委員さんから要求のありました資料のうち、5ページに書いてあります江口委員の資料要求の3件目、市内の多目的トイレの整備状況について、これはおむつ交換等ができる多目的トイレのことでございますが、担当課のほうで市全体としての詳細な把握ができておりませんので、資料がございませんので提出ができません。それ以外のものについては提出をさせていただきます。

委員長

財政課長、市全体のやつの把握ができていないということは、これは管理が市以外のところがあるということ。

財政課長

市の施設以外の分の状況もということでしたので、そういったことの把握ができていないということでございます。

委員長

お諮りいたします。江口委員からの要求がありました資料については、提出できる資料については要求することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

ただいま要求された資料のうち、準備なされた資料を事務局に配付させます。

暫時休憩します。

休 憩 10:05 再 開 10:06

委員会を再開いたします。

要求された資料は全部提出されたそうでございますので、それでは、執行部から全般にわたり補足説明を求めます。

財政課長

よろしくお願いいたします。それでは、議案第16号 平成21年度飯塚市一般会計予算に ついて補足説明させていただきます。

議案資料として配付いたしております平成21年度予算資料をお願いいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。1ページ、予算額につきましては、一般会計は540億500万円、前年度と比較いたしまして9,500万円、0.2%の減となっております。特別会計、企業会計合わせますと、1,108億3,105万8千円、前年度と比較いたしまして17億9,511万円、1.6%の減となっております。

28ページをお願いいたします。この表は、一般会計の歳出を款別に前年度と比較したものでございます。増減の主なものについて御説明いたします。総務費の減は、電算管理費や人件費の減等によるものでございます。民生費では、主に後期高齢者医療療養給付費負担金が増となっております。衛生費の増は、清掃工場の燃料費等の高騰やごみ収集関係費の上昇が主な要因となっています。商工費は、主に中小企業資金融資預託金の減によるものでございます。土木費の減の主なものは、住宅建設事業や芳雄橋、飯塚橋改良工事負担金の減などによるものです。消防費は、主に防災行政無線設備の設置工事による増額となっております。教育費の減は、小学校整備費及び健康の森公園多目的施設整備等の減によるものでございます。公債費の減は、一般廃棄物処理事業債等の償還終了によります市債利子の減によるものです。

30ページをお願いいたします。この表は、歳出を性質別に前年度と比較したものでございます。人件費の減の主なものは、職員の退職不補充等による職員給の減によるものでございます。平成18年度にお示しいたしました財政シミュレーションでは約82億6千万円を見込ん

でおりました。 2 億 5 千万円ほど少ない額で計上いたしております。扶助費では、主に障がい者の自立支援に係る介護給付費が基準単価や利用者負担の見直しによりまして前年比で約 1 億 2 千万円増加となっており、これも財政シミュレーションと比較いたしますと、 4 億 1 千万円ほど増加しております。補助費等の増の主なものは、医療給付費の県広域連合へ 1 2 分の 1 を支払う後期高齢者医療給付費負担金が約 1 億 8 千万円増、合併特例債を活用して送水管布設がえ等に対し事業費の 5 0 %出資しております水道事業会計補助金の約 1 億 4 千万円増が要因となっております。財政シミュレーションとの比較では、後期高齢者医療療養給付費負担金の約 1 2 億 6 千万円の増、ごみ処理の 2 施設組合の負担金 2 億 3 千万円の増などによって、 1 9 億 1 千万円ほどシミュレーションより増加しております。繰出金では、国民健康保険特別会計分が前年比で約 2 億 2 千万円増加となっておりますが、後期高齢者医療制度の開始により老人保健会計への繰出金が減少しているため、財政シミュレーションより 1 1 億 2 千万円ほど少なくなっております。普通建設事業費の減は、頴田保育所新築工事、住宅建設費、健康の森公園多目的施設建設費の減、防災行政無線設置費、中学校整備費の増などによるものです。この投資的経費では、特定開発就労事業の終了による影響もありますが、財政状況の悪化により事業費の抑制をしてまいりましたので、約 1 5 億円、財政シミュレーションより少なくなっております。

26ページをお願いいたします。この表は、一般会計の歳入を款別に20年度と比較したも のでございます。増減の主なものについて御説明いたします。一番上、市税は、20年度の決 算見込み額をもとに経済状況の悪化による法人税の減収と固定資産の評価がえによる影響等を 推計いたしまして、前年比で8億7,054万8千円を減額しております。財政シミュレーシ ョンと比較いたしますと、2億3千万円ほどの減ということになっております。地方交付税は、 20年度の交付額を参考にいたしまして国の交付税総額の増額等を推計して計上いたしており ます。1億円の増となっております。臨時財政対策債を含めた総額で財政シミュレーションと 比較いたしますと、同様に1億円ほどの増ということになっております。使用料及び手数料は、 ごみ処理手数料の増などによりまして、9,950万円の増となっております。国庫支出金の 増の主なものは、障害者自立支援給付費や小中学校整備事業費の増によるものです。財政シミ ュレーションとの比較では、普通建設事業の抑制などにより、8億3千万円ほど少なくなって おります。県支出金の増は、放課後児童健全化育成事業費補助金や妊婦健康診査支援事業補助 金の増などによるものです。繰入金は、財政調整基金の減などにより、約1億4千万円の減と なっております。市債は、主に臨時財政対策債の増及び防災行政無線等の整備に伴いまして、 9億3,470万円の増となっております。合併特例債を活用したことなどによって、財政シ ミュレーションより8億5千万円ほど増となっております。

前に戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。予算の概要を費目ごとにまとめ、 予算書のページを記載しております。その中の主なものについて御説明いたします。

まず、歳入ですが、市税は、20年度の決算見込みをもとに経済状況等を勘案いたしまして、 総額で130億4,328万3千円を計上いたしております。地方交付税は、中ほどになりま すが、普通交付税を136億円、特別交付税を15億円計上いたしております。

3ページをお願いいたします。一番上の使用料及び手数料のごみ処理手数料につきましては、ごみ指定袋の料金改定と桂川町からの資源ごみなどの受け入れにより、前年比で約9,800万円の増額となっています。下ほどの繰入金の財政調整基金で財源の調整を行っていますが、17億3,508万6千円を計上いたしております。

4ページをお願いいたします。市債につきましては、臨時財政対策債約19億円を含み総額で45億9,330万円を計上しておりますが、このうち18億3,370万円は合併特例債を充当するようにしております。

次に、歳出でございますが、総務費の欄にまとめて記載しておりますが、人件費の一般会計

及び特別会計の合計額は、退職不補充等により前年度より約1億3千万円少ない90億9,017万2千円を計上いたしております。なお、本年度より少人数学級等に係る経費を任期つき職員として賃金から人件費に組み替えて計上いたしております。

5ページをお願いいたします。上から2つ目になりますが、企画費のコミュニティバス運行事業は、国庫補助の地域公共交通活性化等事業を活用いたしまして、21年度から3年間の実証運行を行うものでございます。中ほど、電算管理費の電算システム適正化コンサルタント委託料は、次期リプレースに向けて現状の分析を行い、適正な電算システムを構築しようとするものであります。

6ページをお願いいたします。上のほうに記載しておりますが、選挙費では、平成21年9月10日任期満了の衆議院議員選挙及び平成22年4月22日任期満了の市長選挙等の執行経費を計上いたしております。民生費の社会福祉総務費の社会福祉協議会交付金は、前年度より1,750万円増額いたしまして、本市における社会福祉事業活動の活性化を図ろうとするものであります。同じく、社会福祉総務費では国民健康保険特別会計、高齢者福祉費では老人保健、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計の一般会計からの繰出金を計上いたしております。後期高齢者医療療養給付費負担金は、医療給付費の12分の1を県の広域連合へ負担するもので、前年比で約1億8,500万円の増となっています。

7ページをお願いいたします。障がい者福祉費の介護給付費、真ん中ほどに記載してございますが、この介護給付費11億9,880万9千円は、基準単価及び利用者負担の見直し等によりまして、前年度より1億2千万円ほど増額となっています。

8ページをお願いいたします。鯰田保育所の民営化及び頴田保育所新築工事の20年度完了等によりまして、保育所費の公立保育所運営費で前年度より減額となっております。青少年対策費で、22年度から26年度までの後期の次世代育成支援行動計画の策定委託料を計上いたしております。生活保護につきましては、保護率の微増傾向が続いており、扶助費を92億211万2千円計上いたしております。衛生費の健康づくり推進費では、妊婦健康診査委託料の公費負担回数を5回から14回に拡充しております。なお、この増額分につきましては、22年度までの間、必要な経費の2分の1を県補助により措置され、残り2分の1は地方交付税措置が講じられることとなっております。

9ページをお願いいたします。上水道費の水道事業会計補助金で、合併特例債を活用いたしまして、送水管布設がえ等に対し事業費の50%を出資するようにいたしております。病院費で、飯塚市立病院事業会計補助金を交付税の算定を基礎に1億3,886万5千円計上いたしております。中ほど、ごみ処理費のごみ収集委託料でございますが、7分別化に伴う拠点ボックス及び資源プラスチック収集等により、前年比で約4,700万円増額となっています。労働費の旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業では、19年度から22年度までの事業で三軒屋・工業団地線道路新設工事を実施するようにしております。その下の労働費の失業対策総務費では、筑穂のうぐいす台団地完売に伴う産炭地域開発就労事業費国庫補助金の返還金を3,929万9千円計上しております。同じく、労働諸費で、緊急雇用対策といたしまして6カ月雇用20人分の臨時職員雇用経費を計上しております。

10ページをお願いいたします。中ほどになりますが、農林水産業費の林業振興費の荒廃森 林再生事業委託料は、森林環境税を活用して、荒廃した市内の民有林約2千haを10年計画で 再生しようとするものです。商工費の商工業振興費で、昨年設置いたしました名古屋事務所の 経費を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。上から黒丸の6つ目ほどになりますが、JRの宮田・新飯塚線及び直方・新飯塚線のバス路線維持負担金は、収支率55%までの不足額を負担するものでございます。同じく、商工業振興費の企業立地促進補助金は、新要綱分の適用等により増額となっておりまして、本年度は全体で6,641万3千円を計上いたしております。大学支援

補助金は、市内3大学の研究、教育、地域貢献等の諸活動に対して助成を行うものであります。 観光費で、旧伊藤伝右衛門邸運営費を708万円計上いたしておりますが、集客を図るため、 女流王位戦等の各種イベントを計画いたしております。

12ページをお願いいたします。土木費の道路橋梁費では、堀・金田線及び茜屋線の道路改良事業費や、県営事業負担金として飯塚・穂波線等の負担金を計上いたしております。河川新設改良費の幸袋十玉排水機場移設工事負担金は、まちづくり交付金事業を活用して実施するものです。街路事業費で、鯰田・中線道路改良事業における第2期川島工区の工事負担金を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。上のほうになりますが、公園費で、県道鯰田・中線敷となる幸袋公園の移転整備敷購入費を計上いたしております。住宅建設につきましては、市営住宅ストック総合活用計画に基づき事業を進めておりますが、本年度は、川島公営住宅建てかえ事業、相田公営住宅建てかえ事業、弁分公営住宅建てかえ事業等を実施するよう計画いたしております。消防費の災害対策費の防災行政無線設備設置事業は、21年度に市内全域に同報系の防災無線を整備しようとするものであります。

14ページをお願いいたします。教育費の小学校整備費、真ん中ほどにありますが、22年度以降の工事のため、立岩小学校大規模改造事業及び頴田小中学校建設事業の設計委託料を計上いたしております。また、伊岐須小学校及び上穂波小学校の大規模改造事業等の施設整備事業については、合併特例債を活用するようにしております。中学校教育振興費では、スクールカウンセラー配置事業におきまして、スクールソーシャルワーカー1名を新たに配置して実施いたします。中学校整備費で、二瀬中学校及び15ページに記載しております筑穂中学校大規模改造事業の設計委託料を計上いたしております。また、飯塚第一中学校及び穂波西中学校の大規模改造事業を計上しております。下のほうになりますが、図書館費では、子ども読書活動推進計画策定に係る経費を計上いたしております。文化財保護費の旧伊藤伝右衛門邸世界遺産登録に向けた事業の関連経費といたしまして、推進協議会への負担金等を計上いたしております。また、旧伊藤伝右衛門邸の長屋門改修工事は、まちづくり交付金を活用して実施するものでございます。

16ページをお願いいたします。上から2つ目の黒丸になります。鹿毛馬神籠石敷買い上げ事業は、国の補助事業で年次的に取り組んでいるものでございます。中ほどになりますが、体育施設整備費の健康の森公園多目的施設整備事業は、21年7月開設に向けて、トレーニング機器等の備品を整備するものであります。債務負担行為でございますが、固定資産税納税通知書作成費、電算システム新体系構築委託料等9件につきまして、債務が後年度にまたがりますので設定するものでございます。

36ページをお願いいたします。この表は、投資的経費内訳表でございますが、款別に予算額、財源内訳を記載いたしております。

37ページをお願いいたします。表の一番下に合計額を記載しておりますが、本年度の合計額は予算額で40億86万6千円で、財源内訳の右端の一般財源は7億1,571万8千円となっており、前年比で予算額は約3億1,800万円の減、一般財源投入額でも約3億3,300万円の減となっております。また、20年度までの10カ年平均では、事業費で約90億4千万円、一般財源ベースで約23億7千万円投入いたしておりましたので、これと比較いたしますと、投入一般財源が16億5千万円ほど少なくなっております。投資的な経費につきましてもかなり抑制した予算編成になっております。

40ページをお願いいたします。この表は、基金ごとに18、19年度未残高及び20と21年度末見込み額を記載したものです。一般会計の積立基金の21年度末見込み額の合計は98億4,828万6千円で、このうち財政調整基金は15億319万2千円となる見込みです。なお、20年度の決算で剰余金が発生した場合には、その2分の1を積み立てることにな

りますので、若干の増加は見込めます。減債基金につきましては、21年度末残高は9億 2,434万5千円の見込みでございます。

次に、地方債の状況について御説明いたします。次は予算書になりますが、205ページをお願いいたします。予算書の205ページ、一般会計の前々年度末から本年度末の現在高見込み額を記載いたしております。前々年度末は、19年度で605億2,317万5千円、20年度末は566億2,078万8千円、21年度末は540億3,606万5千円となる見込みで、先ほど御説明いたしましたように、投資的経費を抑制してきておりますので、地方債残高につきましても減少傾向にあります。

本年度予算も、財源不足のため、17億3,508万6千円の財政調整基金の取り崩しで収 支バランスをとっております。

今後、少子・高齢化等の影響により扶助費などの経常経費の伸びや国の地方財政対策の状況によっては、一段と厳しい財政状況となることも考えられますが、行財政改革実施計画の推進項目を可能な限り計画的にかつ着実に実施するとともに、予算の執行段階におきましても、歳入の確実な確保と事務事業の見直し等による歳出の節減に努めてまいりたいと考えております。以上で補足説明を終わります。

委員長

補足説明が終わりましたので、ただいまから各款の質疑に入りますが、質疑をされる際には、 予算書または資料のページ数と費目を示して質疑されますようお願いいたします。

まず、第1款議会費及び第2款総務費、44ページから73ページまでの質疑を許します。 初めに、質疑通告をされております46ページ、総務費、一般管理費、給料について、田中 裕二委員の質疑を許します。

田中裕二委員

おはようございます。それでは質問させていただきます。

46ページ、総務費、一般管理費の給料、特別職給2人分、一般職給132人分に関連しての質問でございますが、行財政改革の中で人員削減に取り組んでいられます。その職員の削減がどのようになっているのかというのをお聞きしたかったんですが、職員の給料等が各課にまたがっておりますので、ここで質問させていただきたいと、このように思っております。

代表質問等で、かなり人員削減計画よりも進んでいるということでございましたが、今年度、 先ほどの説明の中でありました今年度の人件費の総額が92億1,902万9千円ということ でございました。削減が1億3千万円ほど、今年度は予算が少なく計上しているということで ございましたが、今年度退職される職員は何名いらっしゃるのか、まずこの点からお尋ねいた します。

人事課長

退職者の御質問でございますが、定年退職者が23名という状況になっております。それ以外に、自己都合で退職をされる職員が何人かおりますけれども、人数につきましてはまだ変動がございますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

田中裕二委員

定年退職23名プラスの自己退職が数名いらっしゃるだろうということでございますが、それでは、その職員の退職されたことによって、それぞれの部署が人員減となるわけでございますが、その削減された職員に対してどのように補充をされるのかをお尋ねしたいんですが、今年度はたしか職員採用試験は実施されていないと認識しておりますので、新たな新規職員で対応ということはできないと思いますが、臨時職員の方、また嘱託職員の方で対応されるのか、それとも補充はされないのか、この点はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

人事課長

ことし予算書で反映をさせていただいておりますのが、先ほど申し上げましたように、定年

退職23名分、来年度の組織から比較いたしますと、その分のみの反映をさせていただいております。そして、その23名分につきましては、一応全員を再任用化するというような方向で予算の編成はさせていただいておるところでございます。編成時期が11月ということでございまして、次年度の組織体制が判明してない状況でございますので、予算上はそのような措置をとらせていただいておるところでございます。

なお、実質的に、ただいま委員のほうから御指摘ございましたように、新規の採用職員がおりませんので、そこの部分につきましては組織機構を見直しまして、例えば管理職ポストの調整、これが最優先の課題であるかと思いますけれども、そういうふうなことでの職員数の削減ということに努めるとともに、先ほど申し上げました再任用職員、あるいは嘱託職員の活用をして、来年度の体制を維持していこうという考え方でございます。

田中裕二委員

わかりました。来年度に関しては、予算書にも明記されてたと思うんですが、職員採用試験 を実施されるということであるんですが、そのような認識でよろしいのか、この点をどのよう に考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

人事課長

御指摘のとおり、採用試験に関する費用につきましては、当初のほうに計上をさせていただいております。人事のほうといたしましては、ある程度若年層の補充ということで、階層に段差ができないように努めていきたいというようなことから要求はさせていただいておりますが、行財政改革のさなかでもございますし、来年度についての事業規模……

委員長

するかせんかだけの答弁でいいが。

人事課長

失礼いたしました。一応する方向で現状では予算計上をさせていただいておるところでございます。

委員長

いいな。次に、江口委員に質疑を許します。

汀口委員

同じく、総務費、一般管理費、採用試験についてでございます。する方向で調整というお話がございました。その中で、1点お願いをしておきたい部分がございます。さきの一般質問でもお話をさせていただきましたが、現在、この厳しい雇用状況にございます。各自治体においては、あるいはその自治体そのものが雇用の受け皿となろうという動きがございます。ぜひその分を考えた上で、積極的な新規採用をお願いしたい。

またあわせて、今回 今回といいますか、保育所の民営化のほうを進めております。本来、 東保育所の民営化というのはなかった予定だったんだけれど、保育士の正規の職員が足りない ので、ここをやらざるを得ないというお話がございました。保育士につきましても、きちんと した配慮を求めるものでございます。

委員長

次に、安藤委員に質疑を許します。

安藤委員

簡単にいきたいと思いますけれども、同じく総務費、一般管理費の中の職員研修につきまして質問させていただきます。前回、決算特別委員会の中でもちょっと質問させていただいたんですけれども、この職員研修費、どういったものを研修していこうとされているのかっていうのをまずお答えください。

人事課長

研修につきましては、まずは方向性としまして、3つの方向からの研修の実施を予定してお

ります。

まずは、1つは、研修所を飯塚市役所内に設けておりますので、その研修所内研修と、具体的には接遇マナー研修、手話研修、それから人事評価制度の研修というものを予定しております。

また、2番目に、派遣研修といたしまして、市町村職員研修所、あるいは市町村職員中央研修所、自治大学等への派遣を予定をしております。

それから、3番目といたしましては、自己啓発の助成ということで、自主研究グループへの助成、あるいは通信教育費の助成を行う予定にしております。

安藤委員

職員のスキルアップのためには、必ず研修というのは必要じゃないかなと、ひいてはそれが市民のためになるというふうに私自身は思っているんですけれども、その中で、市長の施政方針の中に、まちづくりのプロだというふうな部分で語られておりました。そういう部分では、皆さん、職員皆さんがまちづくりのプロとして活躍していただかなきゃいけないというところで、研修費が昨年度から見ますと減ってるという状況はどのようにお考えなんでしょうか。

人事課長

職員研修費につきましては、前年度対比といたしまして総額比べますと、約15%ほど減少はしておりますけれども、内容につきましては十分精査をいたしまして、昨年度に劣るというようなことがないように措置をしとるところでございます。

安藤委員

ぜひ、市長の考えのもとに多分されてるというところでございますので、しっかりとした内容の濃い研修、それと、この間もちょっと要望として申し上げましたけれども、既存の研修だけじゃなくって、例えば途中でこういったシンポジウムがありますよと、そういうのに参加するときに、そういったものにも参加しやすい状況をぜひつくっていただきたいというふうに要望しまして終わります。

委員長

続けてどうぞ。安藤委員、続けていいよ。市報印刷。

安藤委員

済みません。申しわけございません。続けて、総務費、文書広報費の市報印刷経費について でございます。

昨年のこの予算委員会の中でも質問が出たりとかしておりまして、その枚数が適切なのかどうなのかっていう話も出ておりましたけれども、私ちょっと今回は違う視点で質問させていただきたいんですけれども、市報をずっと長く見させていただいておりますけれども、何か特色がないなというふうに思ったりはしてるんですが、例えば周辺見まして、福津市ですか、それとか宮若市とかいう部分でいえば、市報が、市報のコンテストみたいなのがあって、それで賞をとったというような形があったりするんですけれども、そういう部分で、結構そういうのを見させていただくと、すごくわかりやすいというか、見やすい市報になってるというふうに私は思ったりしています。特に、特集の記事があったりとかしましてですね。

そういう部分では、その情報を伝えるだけじゃなくって、そういった見ていただかないと意味がないというふうに私は思っているんですけれども、そういう部分で何かこう工夫されているところっていうのは、何かございますでしょうか。

情報推進課長

今御指摘のように、私どもも特色ある紙面づくりを目指しておりますけれども、実は24ページという限られた中で、合併いたしますと非常に各課からのお知らせ記事が相当多くなっております。このあたりを私どもはなるべく精査して、今委員御指摘のような特集記事を組みたいというふうなことでは考えております。

一応、中では、学園通信であるとか、そういったものは一部入れておりますけれども、平成21年度におきましては、飯塚高校の甲子園出場であるとか、それから山笠の特集であるというふうなことは組んでおりますけれども、今御指摘のような、福津、宮若市がやった宮若生活であるとか、そういったものについては、まだそこまで行っておりませんので、今後そういったものも組めるような状況に持っていきたいというふうには考えております。

安藤委員

この市報については、情報推進課のほうでつくられているというところでございますけれども、この筑豊といいますか、中でいえば「チクスキ」っていう、ああいった情報誌、ミニコミ誌等ございまして、ああいうのを見させていただきますと、よくできているなと、情報をちゃんと伝えているなと、やっぱり見ていただかないと意味がないなというふうに私自身思っておりますし、そういう努力をですね。今までのスタイルを続けるっていうのは、ある意味できやすいかなと思ったりしますけれども、大きく、ああ、市報が変わって見やすくなったなって市民から言っていただけるようなものにぜひしていただきたいというふうに思っております。

それと、もう一点なんですけれども、今、財政逼迫の中、いろんな部分に広告を載せていきましょうということがございますけれども、市報についても広告を載せるということは考えてありませんでしょうか。

情報推進課長

実は、もう庁内で、検討委員会の中で、こういう市報に対しても広告を載せるということは 検討しております。ただ、まだ先に、ホームページを持っておりますので、ホームページのほ うを今全庁的なところで決裁とっておりますので、そこをまずやりまして、その後、市報に対 してですね。今ちょっとお話ししましたけど、24ページで、非常にページ数が、非常にたく さん、情報量が非常に多いということもございまして、どういうふうにあけるかということも 今検討しておりますので、委員御指摘のように、広告載せるという方向では決めておりますけ れども、それにつきましては、21年度のなるべく早い時期にそういうふうにしていきたいと いうふうなことで、全庁的に今取り組んでおります。

安藤委員

そういうところからもぜひ経費を浮かせていただいて、よりいいものをつくっていただきたいというふうに要望いたします。

委員長

次に、光熱水費について、田中裕二委員に質疑を許します。

田中裕二委員

6 1ページの財産管理費の光熱水費 ごめんなさい。5 1ページでした。5 1ページの財産管理費、光熱水費について質問をさせていただきますが、本庁の光熱水費は先ほど説明ございましたけれども、この本庁に太陽光発電は設置されているのかどうか。いないと思いますが、それはどうですか。

総務課長

本庁並びに第二別館におきましては、太陽光発電は設置しておりません。

田中裕二委員

それでは、本市の公共施設で太陽光発電を設置している施設が幾つかあるかと思いますが、 どことどことどこがあるのか、お尋ねいたします。

建築住宅課長

市営住宅では、太陽光発電を設置しておりますのが、庄内地区の若草住宅と大坪住宅の2カ 所に設置しております。

保育課長

保育課といたしましては、赤坂保育所のほうに太陽光発電を設置しております。

委員長

それだけ。

総務課長

現在把握しておりますのは、その3カ所ということになります。

田中裕二委員

市営住宅、そして保育所、いずれも旧庄内町でございますが、積極的に旧庄内町時代から太陽光発電に取り組んであったんだろうと思いますが、それが太陽光発電を設置して光熱費はどのようになったのか。当然この太陽光発電は、皆さんご存じのとおり、昼間太陽の光で電気を起こす、そして蓄電ができないので、余った分は電力会社に買い取っていただくと、このようなシステムになっておりますので、非常に電気代そのものは安くなるし、また、それによって幾らかのバックも返ってくると、このようなもので節約には非常にいいんではないかと思いますが、その設置してあるところの光熱費、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

建築住宅課長

市営住宅は、先ほど言いましたように、2カ所でございますが、若草住宅で年間発電額といたしましては35万円程度、それから大坪住宅につきましては60万円程度の発電額となっております。

委員長

違う、違う、節電効果があるかちゅう聞きよるとだから。

建築住宅課長

そのうちの十数万円程度をエレベーターとか浄化槽動力費として使っておりますが、残りの 余剰電力を売電しております。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:48

再 開 10:49

委員会を再開いたします。

田中裕二委員

ある程度の節電にはなってはいると思いますので、後日で構いませんので、わかりましたら 教えていただきたいと思います。

この太陽光発電は、太陽光発電の導入拡大のためのアクションプランというのを20年11月11日付で経済産業省また文部科学省、国土交通省、環境省、こういった4つの省で出してありますが、これは御存じだと思います。その中で政府は、低炭素社会づくり行動計画において、太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年に40倍にすることを目標にしております。この中には、家庭、企業、公共施設への太陽光発電の導入拡大が当然位置づけられをしておるわけでございますが、また福岡市や、たしか香春町もそうだったと思いますが、太陽光発電を設置する一般家庭に補助金を出しているところもたくさんあるかと思います。それに、この太陽光発電は、環境面におきましても国挙げて導入をしていると、このようなものであるわけでございますから、一般市民の皆様にもこの設置をお願いするのであれば、当然行政としてはまず手本を示すべきだと、このように思っておりますが、どのようにされるのか、この点だけお尋ねいたします。

建築住宅課長

今委員言われますように、環境対策というのは大変重要なことでございますので、市営住宅につきましては、太陽熱発電にするというような明言はできませんけども、環境対策については十分に認識しておりますので、今後は十分に検討はしていくべきだと考えております。

田中裕二委員

今ここで答えをどうのこうのというのは難しいかと思いますので、この太陽光発電の導入に対して、行政としてもしっかり取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

委員長

次に、庁舎各所改修工事、補修工事について、川上委員に質問を許します。

川上委員

予算書の53ページですね、中ほどに15節工事請負費ですね、庁舎の各所改修工事、補修 工事が予算計上されておりますが、私が知りたいのは、特に本庁の耐震補強について、予算の 中に入っておるかどうかなんですね。まずそれをお尋ねします。

総務課長

本庁舎の耐震改修工事につきましては、本予算には計上しておりません。

川上委員

もう言うまでもなく、地震災害の折に本庁を守るのは一番の仕事だろうと思うんですね。それで、耐震について何の対応もしない予算になっているんですか。ほかの予算で対応しますか。

総務課長

本庁舎に関しましては、公の施設の検討の中で、実施計画の中で23年度までに方針を決めるということになっておりますので、そういった方針と整合性をとるような形で検討してまいりたいというふうに考えております。

川上委員

平成23年までこの建物に影響が起きる地震がないということはないでしょう、そういう保証は。だから、机上でここの本庁舎の扱いについて議論しているから、その間は耐震補強については考えないというのはおかしいんじゃないですか。予算計上をしないという判断を漫然としたのか、議論をして予算計上をしないというふうに考えたのか、どちらですか。

総務課長

飯塚市におきましては、昨年、耐震改修促進計画も策定しておりまして、十分関係課とも協議して検討を重ねております。

ただ、耐震改修に際しましては、それに先立つ耐震診断といったものから数えますと巨額の 費用がかかりますことから、先ほど申し上げたような形で検討を引き続きしていくということ にしているとこでございます。

川上委員

あなた方は、地震とか災害があって、ここが壊滅したときには防災センターを使おうという ふうに言われたこともありますけども、代替できるわけじゃないでしょう。だから、耐震診断 が1千万ぐらいかかるのかどうかわかりませんけど、検討はしたんですか、耐震診断をまずや ろうではないかという検討を。

総務課長

先ほど御答弁申し上げましたとおり、耐震改修促進計画を策定する中で、当然、本庁についても、災害の場合には最初の拠点施設になるわけでございますので、大事なもんだというふうには認識しております。

ただ、先ほど申しましたとおり、庁舎も老朽化が進んでおりまして、これについては公の施 設の検討の中であわせて考えていこうということにしたところでございます。

川上委員

この施設は、住民福祉サービスの拠点であると同時に、夜間はそうでもないかもしれませんけど、夜間も含めて人がおられるわけです。昼間は大変な職員が働いておられるわけですね。 議員だっている場合もあるでしょう。こういうときに地震があって壊滅した場合、市の機能は停止するんじゃないですか。 だから、お金がかかるのはわかります。建てかえとか穂波地内とか何とかいう議論も議会でしているのもありますよ。あるんだけど、応急の対応で少しでも地震災害に抵抗するということをやっておかなきゃ大変なことになるんじゃないですか。それは指摘しておきたいと思います。

それから、同時に、ここの本庁舎の地下室には、私は集中的な雨が降ったときは水が流れ込むような仕組みに今なっていると思うんですよ。電気室が機能停止に陥る状況があろうと思います。これについて調査もしたんですが、防水というか、そういう電気機械室を守るというようなことについては、何か検討されましたか。

総務課長

質問者の御指摘のとおり、地下室には貯水タンクがございまして、ここに水中ポンプが入っております。これについても老朽化が甚だしく、また電源設備等がたしか地上15cmか20cm ぐらいのところにございまして、地下室に浸水すると停電等のおそれがあるということで、現在のところは、もし地下室に浸水がしそうになったときには、ドア等に、いわゆる布といいますか、そういったものを浸水どめとして対応するというような考えでおります。

川上委員

先ほどからこの本庁舎のことを言っています。支所についても同様の事態があるとも思うんですけども、とにかく住民サービスの拠点ですから、それから1千名近い職員が昼間おられるわけです。職員について言えば、休息時間はとられる、廃止になる、駐車場代は取られる、そして命の安全の保証はないと、市長、今そういう状況になっているんですよ、この本庁舎で働いている職員は。だから、私は補正をつけてでも、まずは耐震診断で耐震補強工事をやるべきだというふうに思います。

これについての質問を終わります。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:58

再 開 11:05

委員会を再開いたします。

飯塚市地域公共交通協議会負担金について、川上委員に質問を許します。

川上委員

55ページの総務管理費、これは19節の負担金補助及び交付金になりますね。飯塚市地域 公共交通協議会負担金7,371万2千円、予算計上です。この数字の根拠をお尋ねをします。 総合政策課長

根拠でございますが、今年度の4月1日から実証運行を開始するわけでございますけども、 飯塚市地域公共交通協議会の総事業費として1億2,900万8千円を予定しておりまして、 そして、その中で運賃収入1,560万4千円、雑収入として預金利子を千円見込んでおりま す。それと国からの補助金3,969万1千円を見込んでおります。その差額が7,371万 2千円でありまして、この分を負担していただくということになっております。

川上委員

そういう説明ではわからないんですね。だから、なぜその予算規模が約1億3千万円、資料の17ページにあるでしょう。なぜ予算規模が1億3千万円なのかと。そして、補助金は約4千万円ということなんだけど、これはなぜ4千万円来るのかと。国の補助金と市が負担するお金の関係はどうなるのかというところで説明してもらわないとわからないでしょう。これを見れば、足し算とか引き算とかわかるわけですからね。

総合政策課長

総事業費の主なものにつきましては、コミュニティバス運行委託料といたしまして 1 億

1,849万2千円、それとバス停の設置委託料といたしまして960万円、これが先ほど申しました総事業費のほとんどを占めております。

また、国庫補助金につきましては、総事業費から運賃収入を差し引いた、それの2分の1ということで補助内示があっておるわけでございますけども、それの70%程度を見込みまして、補助金として歳入として3,969万1千円を見込んでおります。

川上委員

2分の1なんだけれども、70%ちゅうのはどういうことですか。

総合政策課長

2分の1以内ということで運輸局から通知が来ておりまして、大体全国的に手を挙げるところが多かったということで、2分の1以内の70%程度ではなかろうかなということで、こういう形の中で予算組みをしております。

川上委員

じゃ70%を見込んだと、そうすると場合によって100%来るかもしれないわけですね。 国が、飯塚市がよく頑張っていると、事業をやっていると、じゃ2分の1だから2分の1計画 どおり出そうということもあるわけでしょう。そうすると、市の負担金は減るんですか。

総合政策課長

まだはっきりした通知は受け取っておりませんので、詳細については知り得る状況でありません。

ただし、しかしながら、2分の1ということであれば、市の負担金は減額になるということでございます。

川上委員

それで、この交通協議会と飯塚市の関係はどういう関係になりますか。つまり日常的に指導 監督する、指導監督といいましょうか、そういう立場にあるのか、対等のパートナーとして協 議をする関係だけなのか、どういう関係になりますか、日常的には。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:10

再 開 11:11

委員会を再開します。

総合政策課長

飯塚市地域公共交通協議会で総合連携計画を策定いたしますが、これは市からゆだねられた ものでありますので、そういうことでいけばパートナー的かなという思いを持っております。

川上委員

パートナー的かなと、こういったところに7,300万円もお金をつぎ込めるんですか、パートナー的かなというところに。この会長は縄田企画調整部長でしょう。これは、縄田氏個人を非常に有能だということで会長にしたのか、企画調整部長だからということで充てたのかということもかかわってくるでしょう。この公共交通協議会は、少なくとも3年は存続するわけでしょう。しかし、縄田さんはその間には退職するわけですよ。そうすると、市とこの協議会との関係がパートナーかなぐらいでは責任が負えないでしょう。これ指導監督する責任があるでしょう、もう。明確じゃないですか。どうですか、部長。

企画調整部長

ことしの4月1日から実証運行しますコミュニティバスにつきましては、法定協議会でございます飯塚市の地域公共交通協議会が運行主体となって運行を進めてまいります。

それで、飯塚市とこの協議会との関係ということでございますけど、旧来は、いわゆる自治体が直営の中で運行いたしておりました。市のほうからこの運行経費の、いわゆる負担金をい

ただいた中で、地域公共交通協議会が実証運行で運行主体となって運行するという形でございます。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:12 再 開 11:13

委員会を再開いたします。

企画調整部長

あくまでも先ほど答弁しましたように、この3年間の実証運行は、交通協議会のほうが実証 運行してまいるということでございます。しかしながら、この運行経費の一部は国の補助金、 それから市からの負担金、これをもとにして運行してまいるということでございまして、協議 会が、いわゆる実施主体ということでございます。

川上委員

実施主体ということはわかっているんですよ。だから、市はこの協議会に対して指導監督の 責任があるだろうということを聞いているわけですよ、さっきから。当たり前でしょう。だれ が任命したんですか、市長が任命したんでしょう。

わかりやすいように一つだけ聞きましょうか、これはほぼ3年間この額を出していくことになるんですよ、7,371万円くらいね。どれぐらいの額か、掛ける3をすればわかるわけ。運賃収入が大きければ減るかもしれない。少なければふえるかもしれない。それより前に国の金が足りるかどうかわからなくなりますけど。そうすると、縄田さんは来年で退職されるでしょう。そうすると会長はどうなりますか。縄田さんが続けるんですか。それとも市が任命し直すんですか。どういう関係になりますか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:15 再 開 11:16

委員会を再開いたします。

総合政策課長

会長及び副会長につきましては、次条の規定に基づき、委員となるべき者からこれを互選する、縄田部長も委員の一名でありまして、互選の中で会長に選ばれたということでございます。 川上委員

ここにおられる方は全員御存じのとおりですね、縄田部長は産炭地域振興基金助成金をめぐって重大な失敗をして、5千万円の助成金をもらい損ねた方です、率直に言います。そういう方が単年度で1億3千万円の予算を預かる組織の会長です。途中で交代が仮になければ4億円規模の事業の最高責任者ということになるわけです。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:17

再 開 11:20

委員会を再開いたします。

川上委員

それで、私は明確に市がこの公共交通協議会を指導すると、監督するということがなければ、派遣した幹部任せということになってしまいますよ。 4 億円の規模のお金を扱うかもしれないとこですよ。ここは明確にする必要がある。

それで、行政が市があるいは市長がここを指導監督するだけでは足りない。私は市民の前に

情報公開がきちんとこの組織はされんといかんと思うんですよ。それで、きょうは議会にはこの資料は出ています、17ページの資料が。それで、情報公開、市としてはこの協議会をきちんとさせる決意があるかどうか、それをお尋ねしましょう、最後に。

総合政策課長

情報公開の対象にはなります。(「うーん、何て」と呼ぶ者あり)済みません。(発言する者あり)済みません。市として情報公開をするべき指導はいたしていきたいと思っております。 委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:23

再 開 11:23

委員会を再開いたします。

総合政策課長

いいかな、今。(発言する者あり)

企画調整部長

市のほうが指導監督は行っていきます。

委員長

情報公開は。

企画調整部長

情報公開も公開していきます。

委員長

次に、負担金補助及び交付金について、江口委員に質疑を許します。

江口委員

今お話に上がりましたコミュニティバスについてでございます。委託金でかなりの金額が出るわけですが、この委託の選び方、どういうふうな形でやられるのか、お聞かせください。

総合政策課長

済みません、ちょっと今聞き取りにくかったんですけども、委託……。

委員長

江口委員、もう一度質問。

江口委員

委託金で、委託料ですね、需用費としてかなりの部分が出ていくわけです。それの選び方に ついてどうなっているのか、お聞かせください。

総合政策課長

飯塚市に登録されています指名業者の中から、入札行為で委託先を選んでおります。

汀口委員

入札、完全な価格のみによる入札という形でよろしいですか。比べるのは価格だけの入札でよろしいですか。

総合政策課長

価格のみの入札行為でございます。

江口委員

このコミュニティバスを運行するわけですが、例えば、車いすの方、乗れるバスが入札にかかったという形でよろしいですか。

総合政策課長

既存のバスを使用いたしますものですから、身障者用に改造した車両は今回はないと記憶し

ております。

江口委員

それでは、身体に障がいのある方々は、このバスにはどうやって乗りますか。

総合政策課長

現に今、旧4地区で運行されておりますふれあいバス等につきましては、運転手さんが補助 行為として乗車させていたという話を聞いております。(「今後どうするんですか」と呼ぶ者 あり)

委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:25

再 開 11:25

委員会を再開いたします。

総合政策課長

先ほども申しましたように、旧4地区で運行されておりましたふれあいバスにつきましては、 運転手さんのほうがそういう補助的なことをされていたということでございますので、協議会 といたしましても、そういう指導をしていきたいと思っております。

江口委員

ここは価格に、各バス会社が入札するところの一番、一番ではないですけれど、大きなファクターの一つなんですよね。その一つでこれを義務づけられるか、義務づけられないかでコストは変わるはずですよね。入札の中ではそれは義務づけているですか。

総合政策課長

今回の入札につきましては、そういう改造車両の義務づけはしておりません。

委員長

違う、違う、介助。

総合政策課長

失礼しました。そういう車の仕様ということでありますので、運転手さんにつきまして、そ ういったサービス的なものについて指導をしていきたいと思っております。

江口委員

今のお話を聞くと、どうやら入札とか委託契約の中ではその部分が確保されていないように感じます。今、指導という話がございましたが、その点についてはきっちりとやっていただかないと、コミュニティバスそのものの前提が崩れるわけです。特に交通弱者の方々にきちんと配慮をするというところから始まっているわけですよ。それがそういった方々が乗れない。運転手さんが気分がよくてサービスしようと思ったら乗せていただけるというふうな形だったら、全く困るわけです。それについてきちんとした部分をやっていただきたい。それについては担当部長であります縄田部長、どうですか。

企画調整部長

このコミュニティバスに乗っていただく方は、高齢者の方、それから体の不自由な方もたくさんございます。それで、今、いわゆる介助の必要な方につきましては、事業者のほう、それから運転手さんのほう、こちらのほうにぜひともその介助をお願いして、そしてコミュニティバスに乗っていただくように、私のほうからも強くお願いと指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

江口委員

お願いではなく、必要な契約変更があるのであれば、ぜひそれも含めてやっていただきたい と言っておきます。

あともう一点、これ乗り継ぎができるんですよね。乗り継ぎ等に関しては、乗り継ぎ券を発

行すると聞いていますが、そういった作業等に関して、これはもうすべて運転手さんが手でやると思ったらいいんですか。例えば、この料金収受とかがありますよね。多分統計等々をとられると思うんですが、そういったところについてはどのようになりますでしょうか。

総合政策課長

運転手みずから乗り継ぎ券を希望された方につきましては、手渡していただくようにしております。

江口委員

運賃の収受等を含めてすべて手作業と考えてよろしいですね。例えば、今、西鉄バスさんとかのように、運賃表があってではないですけれど、何番のところからとか、そういった分の作業はきちんと機械的にやるというところは全くなく、これはもう人の手による作業のみと思っていいですか。

総合政策課長

料金箱は設置義務を課しておりますけれども、そういった、先ほど西鉄バスさんにあるような形の、番号的にどこに次行きますというような形については義務づけはしておりません。

江口委員

わかりました。やっぱりこの定時運行を守るためには、そういった実際の作業がスムーズにできることが必要です。先ほど介助が必要な方にはきちんとサポートができるように指導したいとお話がございましたが、そういったことも含めて、きちんとした形でやっていただきたい。あともう一点、このコミュニティバス、スクールバスにもなるんですか。スクールバスとしても運行するんでしょうか。

総合政策課長

スクールバスとしての運行はいたしませんが、乗車は可能としております。

汀口委員

確かに予算書を見ると、スクールバスが別にあるわけです。コミュニティバスをスタートするときに、福祉バス、ふれあいバス、通学バスも含めて考えるというふうな形になっておりました点について、統合できるものであれば、統合を考えていただきたいとお話をしておきます。それと、これ3年間の実証運行をするわけですが、その後、ああ、もう実証運行が終わったんでもうなしよねという形にはならないですよね。その点どのようにお考えでしょうか。

総合政策課長

今後3年間の実証運行の中でどのような形態での運行が効率的であるのかを検討、検証していきたいとは思っております。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:30

再 開 11:30

委員会を再開いたします。

総合政策課長

現時点におきましては、3年間の実証運行後も継続して運行ということを考えております。 江口委員

となると、これから3年間どれだけきちんとやれるかにかかっているんだと思います。先ほどの検討も含めて、きちんとした形でやっていただきたい。

またあわせて、運賃についてなんですが、1回100円で乗り継ぎ行っても100円という 形を聞いておりますが、定期券みたいな部分、西鉄でグランドパス等ございますよね。幾らか 払っていれば、例えば、1カ月ないし数カ月乗り放題といった部分も、安定収入等を考えると 必要になってくるかと思いますが、その点についてはどのようにお考えですか。

総合政策課長

定期券につきましては、1カ月期間として3千円で販売いたします。そのほかに12枚つづ りの回数券も千円で販売するようにしております。

江口委員

そういった点についてはきちんと配慮をしていただいているようで、ありがとうございます。 その値段が適正かどうかも含めまして、随時見直しをしながらやっていただきたいということ をお願いをして、終わります。

委員長

そりゃ今二つあわせてしたであろうが。(「はい」と呼ぶ者あり)そじゃコミュニティバスについてまででいいとやろう、関連して。(発言する者あり)うん、うん。もう終わりちゅうたやないか。(笑声)

江口委員

済みません、申しわけございません。負担金補助及び交付金について、201号の期成会があるわけですが、八木山バイパスがあるわけです。そこの部分にきちんとこの八木山バイパスの低料金化もしくは無料化について議題として上げていただいているかどうか、その点、御確認をさせていただきたいと思います。

国県道対策室主幹

八木山バイパスの件につきましては、現在、期成会のほうで要望等々はことしは行っておりません。平成19年に高速道路公社と、それから県のほうに要望を行っております。今後とも、また無料化につきましては、国交省とも十分協議の上、今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。

委員長

次に、地域コミュニティ推進費について質疑を許します。

安藤委員

済みません、この質疑事項一覧表の中では、総務費、地域振興費になっておりますけれども、 企画費の中の、予算資料でいきますと4ページの一番下、地域コミュニティ推進費について質 問させていただきたいと思います。

まず、この地域コミュニティ推進費でございますけれども、地域コミュニティ構築に当たって、飯塚市が目指している協働のまちづくりという観点からいえば、もっとお金を使ってもいいんじゃないのかなというふうに私自身は思っておりますけれども、その点いかがでしょうか。

市民活動推進課長

地域コミュニティの活動につきましては、既に各地域でそれぞれの特徴を持った形で活動がなされております。地域コミュニティは、地域の人々が主体となってつくり、それを行政が支援することが大切でございます。その活動をより活性化していくためには、地域で活動されているいろいろな団体や個人が協力して、地域の問題や課題、事業やイベントの開催などに携わっていく組織、先進地で言います、まちづくり協議会という組織などが必要であると考えております。

この組織づくりや地域コミュニティに関することなどの研修事業として12地区公民館ごとに研修会を開催するための予算を今回計上しております。地域コミュニティを活性化していく段階で、将来、地域コミュニティ推進計画などが整い、コミュニティ推進予算が必要になってきた場合につきましては、関係各課と協議していきたいと考えております。

安藤委員

これからの協働のまちづくりという部分では、この地域コミュニティづくりというのは本当に大切になってくるというふうに思っております。今の現段階でいえば、各地域おのおののやり方で取り組まれているというふうに思ったりもしておりますし、それを生かしながらやって

いくのがこれから求められているところかなというふうにも思っております。まだまだ緒についたばかりじゃないかなというふうに思ったりしておるんですけれども、この地域コミュニティの構築とか今後の活性化についてどのようにお考えなのか、お知らせください。

市民活動推進課長

地域におきましては、ただいま少子・高齢化、核家族化、経済不安などのさまざまな問題や課題が発生しております。安心・安全な地域コミュニティづくりが望まれておりますこのときでございます。本市におきましては、市内12地区公民館を中心に、合併前から各地域でさまざまなコミュニティ活動が行われておりましたことは承知しております。これらの活動は、住民や団体相互の協力・連携、地域の特色や特性を生かしたものであり、これらを大切にしながら活動を進めていくことが現実的で最善な方法であると考えられております。

地域コミュニティ活動に取り組んでいる最大の組織が、ただいま自治会でございます。この自治会を中心にして、地域活動である子ども会の活動、老人会、婦人会、社会福祉協議会の活動、PTAの活動、青少年育成団体の活動、さまざまな各地域で行われている地域の問題や課題の解決、事業や祭り・イベントなどの開催などによる人間関係の構築、対応できる組織づくりが大切であると考えております。

今後は、この地域に出かけていきながら、地域の皆さんにお話を聞き、一緒になって意見交換、協議などを行いながら、先進地で言われておりますまちづくり協議会的な人間関係ネットワークづくりに努めてまいります。

安藤委員

まず知ることから始めると今課長もおっしゃいましたけれども、ぜひ出かけていかれて、そことの人間関係もしっかりつくっていただきたいというふうに思っております。

それともう一点ですけれども、一般質問の中でも私申し上げましたとおり、この地域コミュニティの構築のためには、ぜひ若い方の世代、若い人の世代がやっぱりいかにかかわっていけるかというところも重要なポイントだというふうに私自身思っておりますんで、そういう仕組みづくりもあわせてぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますんで、よろしくお願いいたします。

委員長

次に、各種委託料などについて、江口委員に質疑を許します。

江口委員

総務費、電算管理費、57ページの各種委託料等についてでございます。予算資料のほうにも情報ネットワークシステム開発委託料、外部記録媒体管理システム開発委託料、電算システム適正化コンサルタント委託料とございます。特にシステム適正化等に関してなんですが、順調に推移していると考えてよろしいでしょうか。

情報推進課長

3 カ年の債務負担で予算をいただいておりますので、今年度は次期システムの選定の基礎的なところ、各課のヒアリングを全部行いまして、それについて各課がそれに対応できるかどうか、各課の要望に対応できるかどうかということも含めて、いろんなベンダーのシステムを今検証しているということでございまして、それが上がった段階で本年度中に基本計画的なことをつくって、次年度の開発に向けて行っていきたいというふうに思っております。(「順調に」と呼ぶ者あり)順調に推移しております。

江口委員

ありがとうございます。この部分は、それこそ役所の基盤となる部分でございます。ぜひしっかりとした、使いやすいシステムの開発をお願いしたいと思っております。

あともう一点、先ほど言いましたように、情報ネットワークシステムの開発委託並びに外部 記録媒体管理システム等が出ております。役所というものは、個人情報が多く集まるところで ございます。それに対してきちんとセキュリティーを確保しようということだろうと思っておりますので、この点、すべてのセクションにおいてきちんとやっていただけるようお願いをして、質問を終わります。

委員長

次に、委託料について、原田委員に質疑を許します。

原田委員

今大体言われたことと内容は似ているんですが、まず、外部記録媒体管理システム開発委託料についてちょっとお伺いしたいんですが、これは、多分こんなことを言われても、皆さん方、坐ってある方は何をおっしゃっているのかわかっている方というのは余りいらっしゃらないと思うんですよ。結局この言葉だけで見ると、いわゆる外部からのディスクかなんかでバックアップかなんかの関係かな、それとも、いわゆるミラーリングかなんかをやってバックアップをとるための開発システムなんかなというのがわからないんですよね。ちょっともう少し砕いて御説明いただけますか。

情報推進課長

これにつきましては、今、世界的にUSBメモリーによってウイルスの蔓延が非常に広まっております。実際、飯塚市役所の端末にUSBを差してウイルスが発見されたという例も幾つかございます。こういったこと、非常に大事なことでございますので、今、個人でUSBメモリーを庁内に持ち込んでやっておりますので、そうすると個人が庁内のデータを持ち出すことの危険性がございますので、今度はセキュリティーを高めたUSBメモリーを各課最低1台ずつは与えて、それですべて管理をしていきたいと。これによりますと、だれがどういうふうな操作をしたということもすべて記録できて、後々管理ができるというふうなUSBメモリーを各課に配置するということで、個人情報の漏えいを防止したいというふうに考えております。

原田委員

今の説明でいきますと、個人のUSBの使用は禁止すると、いわゆる役所から指定したこれだけを使いなさいということですよね。しかしながら、それは持ち帰りは自由ということなんですか。

持ち帰り自由ということであれば、結局、今度は紛失とか、そういった問題も出てまいりますし、そこら辺の内部の整理というか、そこら辺はどんなふうになっているんでしょう、お尋ねします。

情報推進課長

今、私ども非常にそれを心配しております。ですから、今度の与えられますメモリーにつきましては、課長で管理をしていただくということにしております。

ただ、今御心配の外に持ち出すということがもしあったとしても、どうなるかということで 私ども非常に心配しておりますけども、暗号化しておりますので、例えば、他人が拾っても、 それは全然開けないと。もし自宅に持ち帰って、暗号を知っていても、パスワードを知ってい ても、自宅のパソコンにもデータは全部行かないと、コピーもできないと、印刷もできないと。 ただ、何ができるかというと、USBの中ですべての書きかえができるというようなことで、 今御心配の部分は、私ども非常に心配しておりますので、そこまでは考えた上でこれを与えた いというふうに思っております。

原田委員

いわゆる役所だけで使えて、中にはデータ、個人のパソコンには落とせないということですね。それはわかりました。

そしたら、今度は電算システムの適正化コンサル委託料、今、江口委員が質疑されておりましたけども、基本的に、これは即時更新ができないという欠点がございました。転居をしてこられて、まず市民課へ行った時点で、国保とか、そういったものに即時対応ができていない。

学校の入所関係とか、そういったものにも適応をしていないということでした。

こういったものがすべて今度はタイムリーにできるのであろうと思うわけですが、先ほど「順調に推移している」ということがありましたけども、これは、私は、「いろんな問題点を今ヒアリングして」ということは、全く新しいシステムを再構築していくと、こういう考えでいいわけでしょうか。私が言っていることわかりますか。わからなかったら、委員長が通訳されると思いますけども、お願いします。

情報推進課長

今の御質問につきましては、予算委員会等で原田委員のほうから何度か指摘を受けております。今回上げております分は、コンサルの御説明のときにも一部説明いたしましたけども、今 やっておりますホストコンピューターをすべて、いわゆるオープン化といわれるシステムで、すべてウエッブで動くシステムに変更いたします。

この中で、国が示しております地域情報プラットホームというのがございます。これは、今御指摘の即時連携、即時更新をどういうふうにするかというガイドラインが示されておりますので、それに基づいたシステムでないと、今回はベンダーからの提案も受けないということでしておりますので、今御心配の部分については、即時更新ができるというところですべて設計をしております。

原田委員

そこの、いわゆるウエッブで動作するような形になります。そうなりますと、危険性という のは逆に今度は上がってくる部分があるかなと思うんです。

これ、電子自治体での推奨された部分でしょ。今、先ほどるる説明されたのは。そこらあたりについてはどのような見解をお持ちかお尋ねをします。

情報推進課長

セキュリティーに関しましては、ウエッブのシステムがありましても、サーバー側できちっとした管理をしておりますので、外からの外部アクセス、そういうことでないと多分今のような御心配というのは及ばないと思いますけども、そこにつきましても外部からいかに侵入できないかというシステムを今構築しております。

ただ、今一番私ども心配しておりますのは、スパムメールと言われる迷惑メールが、飯塚市役所に対しては大体今1万から1万5千通来ております。それから、ウエッブの出入り口にポートというのがあるわけですが、ポートスキャンダルとかポートアタックというのが国内・国外を問わず頻繁に行われておりますので、その他につきましても、今、コンサルとをどういうふうなネットワークの設計をすればいいか。

今、委員御心配されておりますことにつきましても、どういうふうな対応策ができるかということにつきまして、詳しく専門的な意見を求めておりまして、それに基づいた設計をやろうということで、今鋭意順調に進めておるという状況でございます。

原田委員

ぜひ、そこら辺のセキュリティーはやっていただきたいんですが、一つ、ただ、今、ウエップは職員さんのほう使うの禁止されているでしょ、ほとんどが。今はどんなふうでしょ。

昨年はたしか、まだ自由にネットを見てプリントアウトをするということがたしかできなかったと思うんです。課に1台ぐらいしかプリンターがなくて、それこそUSBメモリーでとって、こっち側に持っていって印刷するというような形をとられてあったんじゃないかと思うんです。現状はどうなんでしょう。

情報推進課長

現状は、委員御指摘のとおりでございます。

原田委員

その中で、セキュリティーは高めなきゃいけない。でも、今のやり方だったら、くさいもの

にはふたをするという感じなんです。そのあたりも、ぜひやっぱり何らかの、ちょっと私も怖いです、言いながらも。どういうものが入ってくるかわからない。

今言われたように、危険性も十分認識してはおりますが、やはり、ウエッブというのを有効活用するには、やっぱりそこら辺も解放をしてやる必要があるんじゃないかなと、これは今、答えは別に望んでおりませんので、答弁ぜひされたいというのならどうぞ。 なら、これはぜひお願いしたいと思います。

そして、これ今度再構築されますと、いろんな基幹系業務システムの保守点検とか、そういったものがあります。今、全部ひっくるめて何人か、どっか委託先からおいでいただいて管理されてあるんでしょ。ちょっとここ再確認の意味でお尋ねしたいんですが。

情報推進課長

今のシステムにおきましては、ホストコンピューター経由で今、ホストコンピューターはNECで入れておりますので、NECから毎日五、六名、システムの管理、特に住基、税、それから、今行っている申告、それから、いわゆる定額給付金、そういった問題に対する変更だとか、そういったものは行っております。

それからあと、福祉システムであるとか、そういったものについても、必要なときにはだれ かこちらに来て管理をするという形で変更しております。

原田委員

これが再構築されますと、ちょっと形態が変わってきます。どのような形になるという想定 されてあるのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

情報推進課長

それにつきましては、今、全体の最適化ということで見直しをしておりますので、もうしばらくすると、すべて皆さん方にお示しできる状態になると思いますけども、考えられる方法といたしましては、例えば、データセンターにデータを置くとか、いろんな形態があります。

そういったものも含めて、いかに安全性を求めて経費を安くできるかと、どのように即時の 対応ができるかということにつきまして、費用対効果も含めて、今、コンサルと一緒になって 検討をしておりますので、それにつきましては、またお示しできる状態が来ましたら、まず議 員の皆さん方にお示しをしていきたいというように思っております。

原田委員

あと、財務会計の情報システムについてお尋ねしたかったんです。しかしながら、これにつきましては、いろんな形での多種多様な部分にまいってまいりますので、これは委員長、総括のほうに回していただきたいと思いますが、許可いただけますか。

委員長

財務。

原田委員

このシステム構築の中の財務関係におきましては、予算決算、いろんな部分に広くかかわってまいりますので、今ここでやっても構いませんけども、ちょっと内容が全般的に広がりますので、総括でさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

委員長

承っておきましょう。

原田委員

では、終わります。

委員長

次に、「負担金補助及び交付金について」、田中廣文委員に質疑を許します。

田中廣文委員

60ページになっていると思いますけども、これは61ページの間違いです。私が間違えた

んでしょう。この負担金とか補助金、これは、財政課長、この一律にして5%カットというふうに私は聞いておりましたが、その辺どうですか。ちょっとお聞かせ願います。

財政課長

2 1年度の予算編成についてですが、補助金の一律 5 %カットというようなことで編成はいたしておりません。

田中廣文委員

あなたから聞いたときに、「非公式か」言うたら非公式になりますが、あなたに聞いたときには「一律5%のカットをお願いしておる」というふうに聞いておりましたが。

財政課長

御説明がちょっと足りなかったかと思いますが、今回の予算編成については、義務的経費を除きまして、一般財源ベースで5%削減した額を上限として、各部署で事務事業を見直す中で予算編成をいたしております。

田中廣文委員

私、市長さんからもそういうふうに聞いたんです。それはそれでいいが、今度の同和団体の助成金について、いろいろ私はそこのところをよく聞いておったつもりでございますので、いろいろ申し上げたところがあります。

この同和団体の助成金について、これは同和対策審議会答申、96年の意見具申等の中では、 当然、行政とともに差別をなくしていくということで、助成金も当然見てあげなさいよという ふうになっておったと思うんです。

また、市の要綱でも、言うなら、助成金とか、そういうものを出す要綱の中にも、それは、 そういう認められれば出すということになっておるわけでございまして、そのところについて やはり出されておるわけでございますけども、その位置づけはどういうふうにされておるか御 説明願います。

人権同和推進課長

御指摘の同和問題、人権と幅広げても構いませんが、同和問題の解決につきましては、行政 の責務というふうに認識いたしております。

ただし、今、削減の関係が出ておりますので御説明いたしますが、補助金に占める、今回3,700万人落としまして1千万円の削減をいたしたわけでございますが、補助金に占める人件費の削減や、会員が参加する研修や会議への参加旅費等を飯塚市の旅費規程に近づけるなど、協議の結果1千万円程度減額ができるという判断をいたし、予算措置いたしております。

当然、同和問題の解決が行政の責務であるということは、十分認識いたしております。

田中廣文委員

同和問題の解決は、当然行政の責務、これは、人権教育・啓発推進法は国民の責務ともなっています。これ、研修がどうのこうのとかいうこともありますけども、やはり、研修することによって知識を広めていく、これは、市の側でも一緒だろうと思います。やっぱりそれだけの部分を多く削られたところについては、市の職員さんの研修も私は外部に行っていただく、多くの人が。

そういうところで、市の職員の意識が変わることによって、これがまた市民の多くの人たち の意識変革につながるというふうに思いますが、その辺どうですか。

人権同和推進課長

職員の研修につきましては、人事のほうが担当いたしておるわけでございますが、当然、人権同和推進課、人権同和教育課、人事、ともに協議の中で職員教育、当然必要な範囲で職員教育をしていくという形で積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

田中廣文委員

積極的に取り組んでいくということでございますが、私は、やはり、職員の意識改革は重要

であるというふうに思うわけです。

今、市長さんも、この最重点課題としての、言うなら施政方針も出されたわけでございまして、それで、その取組みとして、差別がある限り、このことは続けていかないかん。差別がある限り、人権同和問題を中心として。そういうことを私は思うわけですが、その辺はどうですか。

人権同和推進課長

先ほど申されましたように、同対審答申に始まりまして、行政の責務という形で、人権同和 問題の解決を一日も早く達成するという責務は、行政職員としても、また、行政全体としても 持っておりますので、積極的に対応をしてまいりたいというふうには考えております。よろし くお願いします。

田中廣文委員

これは、話はちょっとさかのぼりますけども、これは女性問題に対しての市の職員のあり方として、遠賀川水コンテストとか、オートレース場に勤務しておる人が差別事件を起こしたとか、いろいろあるわけです。そういうものが、やはり飯塚市の行政の中で行われておるということについて、まだまだ意識の変革が必要じゃないかという風に思います。

この削った分は、当然市民を指導する職員の皆さんの同和研修等々に私はぜひ使っていただきたい。人権問題に使っていただきたいというふうにお願いをして、この質問を終わります。

委員長

暫時休憩します。再開を1時とします。

休 憩 12:01

再 開 12:58

委員会を再開します。

続けて、同和団体補助金などについての質疑を川上委員に許します。

川上委員

予算書の61ページ、総務管理費に負担金補助及び交付金という節があって、この中に部落解放同盟補助金3,700万円、全日本同和会補助金が296万円予算計上をされております。私は、この2つの予算については全額削除するべきだと考えるわけであります。

私は、国民の多年にわたる努力によって、21世紀を迎えた今日、部落問題は基本的に解消したと思うわけであります。そのことと、解放同盟と同和会に補助金を、これほど多額の補助金を出すという問題は、関連が当然にあってのことであります。

それで、先ほど答弁を聞いておりますと、1969年以降の国の同和対策特別事業があたかもまだ続いておるかのような錯覚を覚えるような答弁なんです。どういう到達にあるのか、わかっておられないんではないかと思うんです。

そこで、総務省大臣官房地域改善対策室が既に解散しておるわけですけれども、解散する前に同和事業の終結宣言を出しておるんです。総務省がなぜ同和事業特別対策事業を終結するというふうに言ったのかが、その宣言の中に書いてあるわけです。当然あなた方は、そのことを承知されておると思います。

文書名としては「今後の同和行政について」ということなんだけれども、ここで、改めてその文書の内容を紹介していただけますか。

人権同和推進課長

同和事業法の特別対策が終結した理由ということで今御質問されております。総務省大臣官房地域改善対策室が平成13年1月26日に出した文書の中で理由として述べられているのが 3点ございます。

まず、1点目に、特別対策は、本来時限的なもので、これまでの膨大な事業の実施によって、 同和地区を取り巻く環境は大きく変化した。2つ目、特別対策をなお続けていくことは、差別 解消に必ずしも有効でない。3つ目が、人口移動が激しい中で、同和地区、同和関係者に対象を限定とした施策を続けることは実務上困難という内容でございます。

川上委員

それに続けて、総務省のこの地域改善対策室は、地対財特法の有効期限到来という同和行政の大きな転換期にあたり、地方単独事業のさらなる見直しが望まれるというふうに言っているわけです。国はやめるし、地方の皆さん方も「やめてくれ」と言わんばっかりなんです。これは21世紀初頭の話なんです。

ところが、旧飯塚市から3年前合併したわけだけれども、この間、福岡県の強力な補助金攻勢の中で、市財政も出動をさせながら同和対策事業を全体で20億円近く、あるいは超えておるかもしれません。そういうお金を出動させてきたわけです。その少なくない部分が、この同和団体への補助金ということになっておるんです。

それで、これをまだ続けなければならないのかということを皆さん方も考えられたと思います。

先ほど質問に対する答弁の中で、「この間に差別事象が2件ほどあった」と問われて否定せず、そして、「解放同盟の補助金が昨年と比べると1千万円減る」と、「この1千万円は、差別事象が起こった、あるいは起こした市職員だから、職員の同和研修に充てるべきだ」と言われて否定しなかった。市の職員に同和研修をことし1千万円かけてやるべきだというふうに言われて、あなた方は否定しなかった。

2件差別事象だというような話がありましたけど、私が知るところでは、1件は部落問題とは何ら関係はありません。しかも、残る1件についても、それが部落差別と言えるかどうか、そういう問題だと思います。啓発の方法で考えていけばいいことじゃないんでしょうか。1千万円もかけて、このときとばかりに市職員に同和研修を要求するのは、私はおかしいし、拒否しない方はもっとおかしい。

それで、差別ある限り部落解放同盟には補助金を出し続けるべきだという主張もあるんだけれども、じゃ、その補助金、一体に何に使われてきたのか、また、ことし、新年度何を使われようとしているのかをお尋ねしたいと思うわけです。

それで、まず、部落解放同盟補助金3,700万円、前年と比べると1千万円減っております。減ったわけをお尋ねをいたします。

人権同和推進課長

先ほど他の委員さんの質問の中でも若干ふれましたが、1千万円削減した根拠ということでございますが、補助金に占める人件費の削減や、会員が参加する研修や会議への参加旅費等を飯塚市の旅費規程に近づけるなど検討の結果、1千万円程度を削減できるという判断もとで予算計上をいたしております。

21年度は1,037万7,500円を削減することといたしまして、3,700万円ということで予算計上をいたしております。今後も決算等の検査を厳格に行いながら、適正な補助金の交付に努めてまいりたいと思います。

川上委員

昨年、齊藤市長が、「補助金については見直さなければならない」と言われて、さまざまな 努力が始まったのは承知しております。議会でも報告がありました。

しかし、この1千万円の削減というのは、本当に削減なのかと、既に昨年4,700万円ではなくて、3,700万円まで削減できていたのではないのかと、逆に言えば。だから、1年間1千万円というお金を必要もないのに解放同盟に渡す、温存したのではないかというふうにも見ることができるわけです。

だから、今度削減したから行革ですよとか、是正したんですよと胸を張るわけにいかないで しょ、あなた方も。1年間それを容認してきた、その責任は大きいと思います。 それで、資料の47ページに、部落解放同盟飯塚市協議会の2008年度予算があります。 これをごらんになってください。解放同盟の自主財源を含めたところの予算規模は5,881万円です。自主財源と呼べるものを拾ってみると892万円です。

だから、前年度からの繰越金250万円は、基本的に補助金の残りですから、これを合わせますと、予算化しているわけだから、5千万円のお金が解放同盟に税金が行っているわけです。

このうち、人件費だとか、費用弁償だとかありますけども、そういう幹部、役員の給料だとか、生活費になっていくお金、拾い上げてみると、あなたわかるでしょ。補助金と比較すると何割ぐらいにあたりますか。

人権同和推進課長

20年度補助金額が4,737万7,500円でございますが、これから換算いたしますと、 人件費総額が約2,900万円、補助金額に占める割合といたしましては61%程度になると いうふうに積算いたしております。

川上委員

それに、私は、行動費だとか、いろんな名目のを加えていくと78%にあたるというふうに 判断をいたしました。61でも78でも多額です。比重は大きい。それで、見ようによっては、 あなた方がこの補助金を出す理由は、行政の補完行為をお願いしているからだといい続けてき ているわけでしょ。

そう考えてみると、部落解放同盟の幹部役員というのは準公務員です。準市職員です。あなた方のそういう財政上の位置づけだとか考えると。そうすると疑問に思うわけです。どういう行政の補完行為をされているのだろうかと、専従職員が3人でしょ。それ以外に3人の専従役員がおられて、1,514万円予算を組んでいたわけでしょ。

どういう活動をしていただいているのか、どういう行政の補完行為をしてもらっているのか。 あなた方は、私は当然に活動状況を把握しておかなければならんと思います。出勤日数だとか 活動状況、どういうふうになっていますか。

人権同和推進課長

補助金につきましては、年2回指導・検査等を行いまして、適正に支出が行われておりますことは、これまでも答弁の中でしております。そういった中で、適切に補助金の執行が行われているというふうに判断いたしております。

川上委員

名古屋事務所に配置している企業誘致アドバイザーは、月30万円で年間360万円でしょ。 それで、活動状況は今後よく聞きますけど、基本的に週1度事務所には顔を出すと、企業誘致 アドバイザーですから、特殊な活動形態が求められるかもしれません。これはまた後々吟味し ますけど。

部落解放同盟は、飯塚市集会所の1階を活動拠点とするということで、無償貸与を申し出て、 市長の判こをもらって、あそこを事務所にしているわけです。そして、行政の補完行為をしな ければならん。補助金を出している立場からすると。

ところが、あなた方は活動状況を把握していない。今の答弁は、そういうことになりますけど、信頼しているから4,700万円のお金をやったけど、どんな活動をされているかは、信頼関係で解放同盟の御自由にということですか。

人権同和推進課長

補助金の交付にあたりましては、これまでも幾度となく御説明いたしておりますが、同和関係者の自主解放の努力と、みずからの意識の高揚を支援すること、人権同和問題の解決に向けた自主的な研修、啓発、地域活動、補助事業や就労対策等の国との交渉などの実績を十分踏まえた中で業務を行っていただいているという形で、これが行政の補完業務として、公益性があるということで補助金を交付している状況でございます。

川上委員

余りやりとりしてもしょうがないけども、出勤状況、業務内容は日々把握していないと、こういうのを丸投げというんです、補助金の。ほかの団体とは違って、行政の補完行為をしてもらうためにお金を出していると言っているわけでしょ。補完行為をしているかどうか、毎朝何時に出勤されているんですか。

人権同和推進課長

先ほども答弁の中で申し上げましたように、年、半期ごとに指導・検査、伝票に至るまでき ちっと内容等を把握して調査をいたしております。その中で適正に執行されているというふう に判断いたして交付しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

川上委員

納得いきません。

それで、飯塚集会所に補助金を出すと同時に無償貸与をセットでやっています。ところが、 部落解放同盟は、市長が許可した1階以外にも部屋を占用している疑いがある。2階の西側の 中会議室、ここのかぎを部落解放同盟が管理していますね。どうですか。

人権同和推進課長

労働会館の1階は、今、委員が申されましたように、部落解放同盟飯塚市協に目的外使用で使用許可をいたしております。2階につきましては、人権ネット飯塚に対しまして、目的外使用で申請、許可という形で使用をさせております。

川上委員

だから、2階は4部屋あるんだけど、すべて、2階の廊下だけ貸しているわけじゃないでしょ。2階の4つある部屋を貸しているわけでしょ、NPOに。前の部落解放同盟市協委員長の松本さんが理事長です。西側の一番突き当たりの部屋、ここのかぎ、見学に行ったときかぎなかったでしょ。あなた方がかぎ持ってきましたね。1階の部落解放同盟の金庫から持ってきたでしょ、ロッカーから。

部落解放同盟が管理しているんです、あの部屋は。飯塚市にはないんです、合かぎは。これは、NPOから部落解放同盟がまた貸しを受けているんじゃないかと、その部屋について。疑問を持つのは当然でしょ。どうですか。

人権同和推進課長

2階の全フロアにつきましては、人権ネット飯塚から使用を求める申請が出されておりますので、その全フロアにつきましては、人権ネット飯塚に使用許可いたしております。そういうわけでございます。

川上委員

使用許可を得ていないものが、その部屋のかぎを自分のロッカーに入れて管理しておるわけです。不法行為じゃないですか、これは。だから、NPOとの関係では、NPOは契約違反を犯しているんです、市長との間では。また貸ししているんだから。

じゃ、また貸しを受けたほうはどういうことになるのかと、これは不法占用でしょ。不法占拠状態です。NPOはまた貸し、解放同盟は不法占拠している。こういう関係です。縄田部長、どう思われますか。

あなたは、穂波の人権啓発センター、解放同盟が出ていくと言っておりますと、出て行きましたと言ったけど、それから半年間出て行っていないのに気がついて、直ちに出ていくようにというふうに厳しい指導をして、それについては解放同盟は従ったわけです。

きょう私が指摘しておるこのNPOの契約違反、また貸し行為、それから、解放同盟の不法 占拠行為、これについてどう思われますか。

人権同和推進課長

1階、2階につきましては、繰り返しになって大変申しわけございませんが、使用願、当然

申請が出まして、審査した上で、1年間の期限でございますが、毎年更新はしておりますが、許可をいたしております。その中で適切に使用されているというふうに認識いたしております。

川上委員

反省がない。穂波の人権啓発センターの不法占拠については、縄田部長は「6月5日の日に初めて知りました」と言い張られるわけです。しかし、課長はずっと知っておった、退去していないのを。それで、あのときに深刻な謝罪をされました、議会で。

ところが、それから何カ月ですか、半年以上たったけど、私が今言った事実を課長、否定できないでしょ、横におったんだから。自分たちが解放同盟のロッカーからかぎを持ってきてあけたんだから。そしてまた、解放同盟に返したでしょ。NPOに貸した部屋です。縄田部長、答弁してください。

企画調整部長

1 階の部分は、部落解放同盟飯塚市協議会のほうに、いわゆる目的外使用許可を与えまして貸し付けを行っております。それから、2 階の部分につきましても、いわゆるNPOの人権ネット飯塚に目的外使用許可ということで貸し付けを行っております。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:20

再 開 13:20

委員会を再開します。

川上委員

それで、今のやりとりを、市長、聞かれてわかるように、これらの問題は、差別の解消とか、何の関係もないんです。関係ないんです、差別の解消とか。部落解放同盟が契約違反行為をしていると、施設を不法占拠しておるという事実があるわけです。

こういうことを繰り返している団体に3,700万円もの補助金、しかも中心におる専従職員、非専従役員の人件費を主に賄っているわけでしょ。税金の使い方としては、市長、最悪です。だから全額削除するべきだと思うんです。これを全額削除しないと言うのであれば、なぜかということになるわけです。なぜですか。

齊藤市長は、部落解放同盟と選挙協定を結んで支援を受けて市長になってしまった。そして、 その後もこの解放同盟に多額の補助金を出し続けている。来年齊藤市長がもう一度市長選挙に 出られるかどうかわからないけども、選挙協定を結んで、4年間の間ずっと何千万円という補助金を出し続けた。主に人件費です、幹部の。

出し続けていて、また再度選挙協力結んで、選挙の応援をしてもらうというようなことは絶対に許されないと思いますが、市長、この際、解放同盟のその他同和会の補助金については全額削除するというふうに答弁できませんか。市長に答弁を求めます。

企画調整部長

運動団体につきましては、行政の補完業務として、同和問題、それから、人権問題の解決に向けて活動をされている団体でございます。この団体の活動費として、飯塚市としましては、市の補助金交付規則にのっとりまして適正に支出いたしておる次第でございます。

川上委員

市長、最後は市長が答弁できるように質問をしたんです。市長が、弁明があれば弁明もする。 反論が答弁の中で反論をしてください。反論はしにくいでしょ。

ここは、かなり市長の政治姿勢が深く問われるところです。だから、このチャンスに答弁を したほうがいいと思うんです。ぜひ答弁をしてもらいたい。市長以外の答弁は求めません。そ れを述べて、答弁を聞いて質問を終わります。

市長

選挙応援等のお話がございましたけれども、この予算に関しましては、私が市長になったと きからつけたわけではございませんし、その事業に関して今、種々職員担当部のほうから話を したと思いますので、中の今期における1千万円のカット等を含めて、団体等にも非常に協力 をいただきながら進めていっているということを御理解いただきたいと思いますし、また、そ の方向で今後も進めていきたいと思っております。

委員長

「選挙事務について」の質疑を許します。

江口委員

68ページ、選挙費についてでございます。来年度、衆議院議員選挙がございます。そして また、市長選挙の準備のための経費等々が計上されているわけです。この選挙事務について再 三お話をしてまいりました。

やっぱりこの開票という事務の中で、どれだけスピードを上げて有権者の方々に結果を早く していただくように努力をするか。また、そのことによって職員の負担軽減等々を図っていた だきたいというお話をさせていただきました。

今回、予算計上をしてあるわけですが、その点についてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

選挙管理委員会事務局長

選挙開票事務のスピードアップの取組みにつきましては、一昨年来主に4点ほど取り組んでおります。1つは、開披分類台の分割、2つ目としましては、開票自動読み取り器分類器の導入、3つ目といたしましては、分類トレーの導入、4つ目といたしまして、投票効力審査係への人員配置。

一昨年来の反省点といたしましては、特に4番目の投票効力審査、ここに時間がかかっております。したがいまして、次回の衆議院選挙以降につきましては、この効力審査の部分に大量の票が運搬されないようにするような取組み、それから、2点目といたしましては、この効力審査係の担当者におきましてマニュアル化の取組み、あるいは事前研修等の取組み、こういったものを工夫してまいりたいというふうには考えております。

汀口委員

その努力の中で、前回の選挙がこのぐらいの結了だったんだが、今度についてはこのぐらい で終わりたいといった目標等がありますでしょうか。

選挙管理委員会事務局長

前回の参議院の選挙で例をとりますと、選挙区のほうでは、16年に比べまして41分ほど 開票時間が長くなっております。また、比例のほうでも1時間39分ほど時間が長くなってお りました。こういう点を非常に反省しておりますので、少なくとも、前回、衆議院選挙の開票 時間未満になりたいというふうに考えております。

江口委員

はっきりと目に見える形でやっていただきたい。この点につきましては、多くの自治体で取組みがなされておりますし、一番早いところでいうと30分弱というふうな開票事務をやっている自治体もあるわけです。その点について努力が見えるような形でやってください。

そして大切なのは、やった後に、じゃあ、ここで何が失敗したんだろうと。今、お話の中で、 効力審査の部分で、やっぱりたまったというお話がございましたが、それを早期に終わったら すぐに何が失敗したんだろうと考えて、次につなげるようなやつをやっていただきたい。

また、もう1つ、この選挙に関する方々が、職員の方々等の動きなんですが、飯塚におきましては、選挙においては、ほとんど市の職員が残業手当というような形でやっているかと思いますが、これについては変更ないのかどうかお聞かせください。

選挙管理委員会事務局長

現在のところ、従前の開票事務のやり方を踏襲してまいりたいというふうに考えております。 職員の負担の軽減を図るとともに、経費の節減を図ってまいりたいと考えております。

江口委員

この点について、前にも一度、御提案を差し上げたことがあります。ある自治体においては、この部分を民間の方が、特に若年者の方々に選挙事務を携わっていただく。その中で、選挙っていうのがどういったもんなのかを知っていただきながら、投票率を上げるためのそういったのを含めながら、そしてまた経費の削減をやっております。

飯塚におきましても、そういった形でやっていただけますと、選挙事務について費用が大幅 に変わってくるかと思いますので、その点についてもあわせてやっていただきたいということ をお願いをいたします。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑がないと思いますが、ありますか。

(なし)

ほかに質疑はないようですので、第1款議会費及び第2款総務費について総括質疑として保留しました以外の質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休 憩 13:30

再 開 13:35

委員会を再開いたします。

次に、第3款民生費、74ページから95ページまでの質疑を許します。

初めに、質疑通告されております、77ページ、民生費、社会福祉総務費、国保特別会計繰出金について、川上委員の質疑を許します。

川上委員

国民健康保険の特別会計繰出金についてお尋ねをします。

資料集、追加資料集の60ページに、国民健康保険資格証明書及び短期保険証の発行状況を 提出していただいております。60ページの一番下の欄になりますけれども、短期保険証交付 世帯は1,647世帯、資格証明書交付世帯、つまり保険証を取り上げられた世帯ですね、 731世帯、3倍ぐらいの保険証のない方がおられるだろうと推測するわけです。

そこでお尋ねなんですが、法改正により、この4月から資格証明書発行世帯のお子さんでも 保険証を交付することになります、全国的に。本市においては、どのような準備が行われてお るのか、その措置に伴う予算措置は繰り出しておるのかどうかお尋ねをします。

健康増進課長

資格証明書を交付している世帯の子どもの保険証の取り扱いにつきましては、子どもの健康を守るといった観点から、本市におきましては、18歳に達する日以後、最初の3月31日までの子どもをお子さんを対象といたしまして、保険証を発行するよう準備を進めているところでございます。

予算につきましては、発行したからといって特にふえることではございませんので、予算措置はございません。

川上委員

わかりました。

それから、資格証明証をこれほど発行する背景には、高過ぎる国民健康保険税の実態がある と思うんですね。それで、私は、一体市は保険税を引き下げるために、どの程度、繰り入れを 行っているのかと思うんですよ。どの程度を繰り入れをしていますか。

健康増進課長

まず、繰り入れにつきましては、法定、決まった繰り入れと市が独自で繰り入れた分がござ

います。国民健康保険特別会計の繰出金の中で、保険基盤安定保険税軽減分、これにつきましては、低所得者の保険税軽減の措置に対する補てん分でございます。これ法定でございます。

それと、保険基盤安定保険者支援分、これは保険財政の弱い、財政的に弱い保険者を支援するものでございます。これも法定でございます。

職員給与等分でございます。これは職員給与等を繰り出すもので、これも法定でございます。 助産費等繰り出し等分でございます。これは保険国保の出産育児金の3分の2を繰り出すもの で、これも、交付税措置がありまして、法定分でございます。

財政安定化支援事業、これも交付税措置があるもので、これにつきましても法定分でございます。

で、療養給付費等国庫負担金、減額分の繰り入れでございますが、これにつきまして、乳幼児、障がい者、ひとり親、こういった独自施策に対する国の国庫負担等の減額がございます。 それに対する繰り入れをしていただいておりますところで、これが4,700万円ほどありますけれども、これにつきましては、法定でなく市の独自で実施しているところでございます。

川上委員

いわゆる法定分については繰り入れというか、繰り出しが一般会計からあるということがわかりましたけども、家計収入が大幅に落ちていっても、国民健康保険っていうのは簡単に下がらない、所得割以外のものがあるから。

この広さというのが、その国民健康保険税差し押さえが広がっているという実態からもわかるわけですけれども、そこで私は、これ市長、ちょっと考え方によるんですが、法定外の繰り入れをしてでも、低所得者の皆さんに厚くなるような軽減措置、国民健康保険税が安くなるような形で、低所得であればあるほど軽減が率が高くなるような、今もあるんでしょうけど、さらなる軽減策をするために繰り出しをしてはどうかと思うんです。

それで、平均1万円ぐらい、平均ですよ、引き下げるためには、どれぐらいの財源が要ると 思われますか。

健康増進課長

ちょっと今のところ試算しておりませんもんですから。

少々お待ちいただきたい、計算いたしますので。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:42

再 開 13:42

委員会を再開いたします。

健康増進課長

単純でございますが、今、2万世帯ほど国保世帯ございます。1万円、全部が全部、そこまでできるかどうかっちゅうのがありますけど、1万円減らしますと2千万円と、概算では、概算の概算でございますが。(「2億円やろ」と呼ぶ者あり)

失礼いたしました。2億円でございます。

川上委員

国保加入世帯数は、もう少し多いかと思いますけど、まあ2億円でもいいです。このお金は、どれぐらいのお金かというと、鯰田工業団地で、再来年から毎年8年間にわたってお金を払い続ける元利償還するべき額、まあ、こういうふうに解放同盟の補助金を入れると大体賄い切れるぐらいなんです。だから、まあいいです。

だから、このくらいの額ということを念頭におけば、補正か何かを使ってでも繰り出しは可能ではないかというふうに思います。御検討をぜひお願いしたいと思うわけです。

委員長

いいよ、続けて言っていいよ。

川上委員

それから、77ページの下のほうにあります高齢者福祉費、長寿祝い金についてであります。 長寿祝い金については、敬老祝い金ともいってきたわけですけど、合併に伴って縮小、あるい は一部廃止ということになってきておるわけです。

それで、それによってどのくらい財源が浮いたのか。合併前年度、17年と比べると、18、 19、20、3カ年でどれぐらいお金を削ったことになるのかお尋ねをしたいと思います。

社会・障がい者福祉課長

1市4町合併前と18、19、20を比較いたしますと、18年度は逆に増えております。 2,980万円程度増えております。19年度につきましては、合併前に対して約6,380万円の減と。それから、20年度につきましては約6,230万円の減と。20年度予算、今、計上いたしておっております額を比較したら約5,800万円の減というような計算になっております。

川上委員

そうすると、18年のプラスと19年のマイナス、20年のマイナスだけでいっても1億円 ぐらい浮いているんですね。浮いているというか削減したわけです。それで、その分が高齢者 福祉に回ったといえるお金、新年度予算ではどのくらいあると思われますか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:45

再 開 13:47

委員会を再開します。

高齢者支援課長

2 目高齢者福祉費におきまして細かい部分は説明できませんが、 8,7 1 5 万 6 千円ほどの 増額となっております。

委員長

そりゃちょっと、もう一遍、もう少し詳しく何か。

高齢者支援課長

恐れ入ります。予算書 7 7 ページをお願いいたします。 3 款 1 項 2 目高齢者福祉費におきまして、高齢者福祉費の対前年比で見ますと、 8 , 7 1 5 万 6 千円の増額となっております。

川上委員

その前年比、これだけふえたのが、3カ年で1億円ぐらい削った分がここに回ったというふうに言われるわけですね。そういう答弁ですか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:48

再 開 13:49

委員会を再開します。

高齢者支援課長

大変申しわけありません。これは単年度での比較の数字でありますので、委員の御質問については、詳細については、今、答弁する資料を持ち合わせておりませんので、御了解をお願いいたします。

川上委員

要するに、長寿祝い金、敬老祝い金を削って高齢者を苦しめても、そのお金は、別の高齢者福祉には回らない。それから、じゃあ、ほかに子どもも含めた福祉一般に回ったかというと、

それも確信がないでしょう。

つまり、とにかく削るというのがあなた方の行革だということを指摘しておきたいと思います。

委員長

次、老人クラブ助成補助金について、いいですよ、どうぞ。

川上委員

老人クラブ助成金についてなんですが、この補助金の出し方というか補助対象はどこになっていますか、この額の。

高齢者支援課長

補助金は飯塚市老人クラブとなっております。

川上委員

単位クラブと新連合会とに分かれていっているわけでしょう。それで、単位クラブとしては 138クラブなんですね、これは当初提出資料の6ページに載っています。

それで、この老人クラブのクラブ数は減ってきているんじゃないですか。で、その状況をお 尋ねします。

高齢者支援課長

提出しております62ページの中段に、老人クラブの現状と老人クラブの会員数の推移を載せております。18年度から20年度におきまして、5クラブ、484人の減少傾向で、これは毎年二、三のクラブが解散してある状況にあります。

川上委員

それで、毎年二、三というのをどういうふうにとらえるかと。で、この数年間の間に何百人という高齢者が老人クラブとの関係が切れてしまっていると。で、これを高齢者の福祉だとか、あるいは地域コミュニティづくりとの関係で見ると、どういう影響が広がっておると考えるかなんですね。検討されたことがありますか。

高齢者支援課長

老人クラブの会員の高齢化、新たに会員になる方が少なく、老人クラブの活動ができなくなり解散されるクラブが年に数クラブあることは、今、申し上げました。

解散された場合、交流の場がなくなるだけではなく、情報を得る場所もなくなるわけで苦慮をしております。

また、対策につきましては、地域福祉計画策定の折に、老人クラブのアンケートの中で新たな会員の確保が課題であるとの回答があっておりますので、老人クラブにおきまして会員確保の対策を講じられる場合には、何らかの支援策を考えたいと考えております。

川上委員

ここは補助金問題、補助金をどうするかということなんだけど、老人クラブが頑張るんだったら支援をするという答弁なんですよね。で、頑張れないから解散していっているわけなんで しょう。

で、この傾向というのは広がってくに違いないわけですよ。団塊の世代が退職して、もう再 任用とかにいかないで、地域で老人クラブ、ずっと支えるために頑張りゃ、また別ですけど。

しばらくは、やっぱりこの傾向は続いていくと思います。この間に、高齢者の福祉だとか、 地域コミュニティ、地域の活動の中心は高齢者ですから、今、主力は。そこで、老人クラブが なくなっていくことの影響というのははかり知れないと思うんです。

ところが、解散にならないようにするだとか、あるいは再結成するだとかいうのは、そういう力は現場にはあんまりないんです、だから解散するわけですから。

だから、補助金を出すのが減るからいいという発想では全くないと思いますけど、この高齢 者支援課の仕事が大事だろうと思うわけです。それで、高齢者支援課のほうで、この状況をど う打開していくのかと、打開したいと考えておられるとの答弁ですから、どう打開していくのかと、老人クラブが頑張るんだったら応援しますよでいいのかと。

私は、補助金は補助金で必要な額、増やしていったらいいと思うんだけど、高齢者支援課の 発想もそうですけど、大切な予算を強めないといけないんじゃないかと思うんですけど、その 辺についてはどうお考えですか。

高齢者支援課長

老人クラブには、専任の事務局の方が1名おられます。この老人クラブの事務局は高齢者支援課内にありまして、普段から老人クラブの運営や行事が開催される折には、人的支援を含めまして支援をしております。

また、事務局のほうとも、解散された地区、またはすでに解散されて数年になるところへの 取組みについても、老人クラブ担当職員と打ち合わせをしまして、現状維持、またあるいは、 新しい老人クラブができないかというところを模索しているところでございます。

川上委員

そういう仕事をする上で、高齢者支援課、今の体制、予算で大丈夫かということを聞いているんです。大丈夫ですか。

高齢者支援課長

現在の予算、またあるいは増員はどうかという何かありがたいようなお話かとは思いますが、 今、限られたこの飯塚市の行財政の中で、現体制で最大限の努力をしてまいりたいと考えてお ります。御了承願いたいと思います。

川上委員

あと一、二、聞きましょうね。

そしたら頑張ってあるわけでしょう。頑張っているんだったら、ここ最近、再結成したところはどこがありますか。それから、解散しようとしておるのを食いとめたところはどこがありますか。

高齢者支援課長

実際に食いとめた、また再結成をしたという部分は18年以降ございません。ただ、解散につきましては、20年3月をもって解散をしたいというクラブがある、マイナス傾向につきましては状況を把握しておりますが、新規事業分につきましては、1クラブほど接触を続けているところでございます。

川上委員

60何億円の行財政改革でばっさりやっていく中で、高齢者支援課がこういう状態に陥っているわけです。市長に聞いてもらいたいと思って、知っていただきたいと思って質問をしました。

次、いいですか。

委員長

次、いいですよ。高齢者住宅改造助成金について、川上委員、質疑に入ります。

川上委員

79ページです。19節負担金補助及び交付金、中ほどですね、高齢者住宅改造助成金です。 助成実績の推移をお尋ねしたいと思います。

委員長

62ページ出ちょる、資料の62ページ。

高齢者支援課長

資料62ページに、19年度は決算、20年度につきましては予算ですが、20年度は2月末現在で8件の助成件数となっております。

川上委員

失礼しました。それをどう評価するというのを聞かないといけなかったですね。

高齢者支援課長

住宅改造助成金につきましては、毎年度、申請件数、平成18年度におきましては15件、19年度につきましては11件、20年度が2月末で8件と。金額も、毎年120万円、90万円と見込みが70万円と年度によって差があります。

で、相談件数等々思われますが、在宅介護センターなどを通じまして、高齢者の方の意見要望等をとっているところであります。

川上委員

私は、今の飯塚市の皆さんの状況を漠として考えるわけですけど、10倍ぐらい助成があってもおかしくないぐらいじゃないかと思うんですね。それで、余り深く立ち入らないように聞こうと思うんですが、何が障がいになっておるのかなと思うんです。

例えば、簡単な耐震化工事という、耐震化工事というと大げさですけど、たんすが倒れないようにするとか、若い人だったら逃げられるけど、高齢者は逃げられませんから、何かそういうようなことも含めて、制度を少し広げるようなこととか、あるいは周知が足りないんじゃないかとか、まさかお金がないからといって断っているわけじゃないと思うんで、どうしたら、この制度が生かされるようになるのか、ちょっと、どういうお考えか伺いたいと思います。

高齢者支援課長

財源不足ということではございません。周知不足ではという点の御指摘でありますので、これ毎回、在宅介護センターが発行します在介だより、全戸配付分、年4回の中を通じまして、各介護サービス、介護予防サービスの利用につきましては、皆様の周知を図っているところでございます。

今後、在宅介護支援センターなどを通じまして、高齢者宅訪問、安否確認の折に、このようなサービスの必要な方には周知をしてまいりたいと思います。

川上委員

やっぱり掘り起こしったらおかしいけど、やっぱり必要という人には対応するけども、こちらから積極的に話をしていかないというのではまずいと思うんですよね。だから、10倍になるぐらい、助成件数が、頑張ってもらえないかなというふうに思います。

この質問は終わります。

委員長

次、シルバー人材センター関連補助金について、引き続き川上委員の質疑を許します。

川上委員

同じく79ページの負担金補助及び交付金の中ですが、シルバー人材センター補助金が 1,596万円計上されています。それで、この1,596万円という金額の根拠をお尋ねしま す。

社会・障がい者福祉課長

シルバー人材センター補助金につきましては、国の補助要綱に基づきまして、その算定された基本額を市町村が交付する場合に限り、国のほうからも補助され、市のほうからも補助をいたしております。

また、平成18年度の1市4町の合併によりますシルバー人材センターの統合に対する激減 緩和措置といたしまして、統合から5年間の間、国の特例加算が講じられております。

これは、平成18年から始まっておりまして、最終的には平成23年度で正規の基準額に戻るというような内容で、平成19年度は本来の基準額の2.5倍、20年度は2.08倍、で21年度は正規の基準額の1.68倍と、で22年度は1.30倍とだんだん落ちていくような形の中で、21年度は正規基準額の1.68倍ということで算定がなされております。

川上委員

国の経済対策、緊急雇用対策は、シルバー人材センター及び民間業者の活用と書いていましたかね。

だから、それからいうと、シルバー人材センターの位置づけも大事だろうと思うんですよ。 それで、5年かかるか10年かかるかわからないと、景気回復まで、というのが市長の見解だったんだけども、そういう流れの中で、これ、シルバー人材センター、23年度は9,500万円の補助というところまで大幅に下がるんですね、これでいくと。

それで、そうなってくると、私はシルバー人材センターが、できるだけ補助金に頼らず頑張れるというような仕組みの団体ならいいけれども、そういう仕組みになっていないわけですから、必要な補助金については、精査しながらも今後も確保していくということが大事ではないかと思います。これについて質問を終わります。

委員長

次に、食の自立支援事業について、原田委員に質疑を許します。

原田委員

まず、この支援事業の内容について概略をお示しいただきたいと思います。

高齢者支援課長

食の自立支援事業として実施しています配食サービスは、独居高齢者、または高齢者のみの 世帯の虚弱な高齢者や介護認定を受けている方で、栄養改善、口腔機能改善等の必要な高齢者 の方に食事の提供とあわせて安否確認を実施しているものです。

原田委員

これにつきましては、20年度から伺うと大体100万円増額しておるんでありますけども、 これはどういった根拠で増額されてあるんでしょうか。

高齢者支援課長

利用者を推計いたしまして、お1人当たりの利用、週7日で52週とかというふうになりますので、たしか一般会計では年間30人程度の増加を見込みまして予算の増額となっているところです。

原田委員

その根拠はわかりましたけども、一般会計のこれ、二頭立てになっておりますよね、二頭立 てになっていますよ、聞こえますか。で、相互の関係っていうのをちょっと、関係について示 していただけますか。

高齢者支援課長

配食サービスは介護保険特別会計におきまして、地域支援事業で実施しているものは、高齢者の方の栄養改善、口腔機能の改善の必要のある方を対象としておりますが、栄養改善、口腔機能の改善の必要のない方でも、食の確保、安否確認の必要な方がおられますので、そのような方につきましては、一般会計におきまして高齢者福祉施策として実施しているものです。

原田委員

今の御答弁でいきますと、一般会計のほうがいわゆる介護認定というか、認定の軽い方も見てあるのが一般会計からというふうに私は理解できるんですが、そういう理解でよろしいんですか。

高齢者支援課長

介護認定といいますか、独居高齢者の方などでそういう食事の確保、安否確認の必要な方について、配食に決定するまでに基本チェックリストという書式がございまして、その中で身体 状況等を御確認させていただいて、配食サービスにつなげているものでございます。

原田委員

ちょっと私の質問の仕方が悪かったようです、済みません。

いわゆる基準値となるものの少し認定を甘くしたのが、市からの補助が出ているということ

かなと私は思ったんです、先ほどの御答弁でいきますと。

これ、両方から同じ家庭に出るわけじゃないでしょう。1つの例えばここに安藤家というのがあって、一般会計からとこれが両方出ているわけじゃないでしょう。こちらよりも少し、まあ難易度っていうか、少しやわらかい方がいらっしゃるけども、これには該当しないと、この支援事業にはですよ、そういった方が認定された場合は、一般会計から補助的に出ると、こういうことですかと私はお尋ねをしているんです。よろしいですかね。

高齢者支援課長

認定が甘いという表現が正しいかどうかわかりませんけど、やっぱり基準が若干低い方につきましては、それでも安否確認等が必要な方には一般会計で対応しているというとこで御了解を願います。

原田委員

おおむね、大体まあ今のは当たっているということですね、言葉のちょっと使い回しが悪い ところがあったとは私はも認めておりますけども。

そうなりますと、今後は、こういった高齢化社会に向けて、こういった方々、増えてくるんだと思うんですよ。そうなりますと、今度は、一般会計のほうとの絡みも出てまいります。ここで、私がそれ、聞くのちょっとおかしいのかもしれませんけども、絡みがありますので、ちょっと関連はだめと、委員長からきつく言われてはおりますけどもね、しかしながら、ここで2点厳しくいうとだめだったけども、しかしながら、市としては何らかの支援をしなきゃいけないというのは、台所が別なわけでしょう。

今後、その台所が増えるかもしれないかもしれないですよね、ここに予算100万円、プラス計上されてありますから。ということになりますと、今後は、どのような推移を計画されてあるのか、また予想されてあるのかお尋ねをいたします。

高齢者支援課長

対象となる高齢者の方は、確かに増加するものと考えております。

ただ、この配食サービスにつきましては、一度決めたらずっと配食をするというものではございません。半年なりにアセスメントを行いまして、身体の状況がよくなったりしていれば、その時点で配食サービスを中止するということになりますので、一気にどんどん増えていくということではありません。

原田委員

これ以上、私も申し上げませんけども、ただ、高齢者社会に進んでいっているのは間違いないところでございますので、いわゆる切り捨てとか、そういったことのないように、やはりその間の短期間での支援という言葉も十分に御説明の上に進めていただきたいと思います。これで終わります。

それから、委員長、次の私のシルバー人材センターにつきましては、先ほどの川上委員の質問で十分でございますので結構でございます。

委員長

ああ、ありがとうございます。

次に、障がい者相談員謝礼金について川上委員に質疑を許します。

川上委員

8 1 ページに、障がい者福祉費、報償費、障がい者相談員謝礼金があります。障がい者相談員の配置状況、活動状況についてお尋ねをします。

また、市のみならず県の配置もあるようです。それもわかれば、あわせてお願いいたします。 社会・障がい者福祉課長

障がい者相談員につきましては、障がい者の地域活動に対する協力などを目的といたしまして、福岡県が市内に設置しております方が、身体障がい者相談員が17名、知的障がい者相談

員の方が6名、合計23名いらっしゃいます。

これに加えまして、飯塚市単独といたしまして、身体障がい者相談員は別途5名、知的障がい者相談員を2名、精神障がい者相談員、これ、県にはありませんけど、3名の計10名を本市への単独事業として設置いたしております。これによりまして、市内全域に合計で約33名の方がいらっしゃることになります。

川上委員

私は、障がい者の生活を守ったり、また、場合によって障がい者に対する差別を許さない活動をされると思うんですね。それが10人おられるんだけど、その方々の活動、大事だと思うんですが、謝礼金が23万6千円と、部落開放同盟に対する補助金と比較すると、著しく低いんではないかと思うわけです。

続いて。

委員長

配食サービスか。配食サービス事業委託料について、川上委員、続けてどうぞ。

川上委員

配食サービスについてなんですが、82ページですね、これについては、実施状況は追加資料集の62ページにあります。で、これ見ますと、障がい者分と書いてありますけども、伸びている、伸びていこうとする見込み、これ、高齢者分も変わりません。

それで、役割については先ほど聞かれましたけども、委託先が6業者ですね、これ見ますと。 で、お尋ねしますが、この6業者では、今後、需要増が見込まれるんだけども、業者が足りな いというようなことがありますか。

社会・障がい者福祉課長

障がい者の配食サービスにつきましては、基本的に高齢者の配食サービスにあわせて実施いたしておりますので、障がい者の今の需要状況を加味してその分だけで考えますと、現在におきましては若干の増加傾向にはございますが、年齢要件が65歳以上になれば高齢者のほうに移行したり、介護サービスへの利用を移行されている方もいらっしゃいますので、障がい者そのものにつきましては、今の施設というか業者で対応できるんじゃないかということで、今、思っております。

川上委員

ちょっと関連がありますので、高齢者分についてもお聞きしたいと思うんですね。この 6 業者で、今後、対応が不能な状態がくると思われますか。

高齢者支援課長

現在のところ、この6法人との契約の中で配食が可能かと考えております。

川上委員

学校の調理場を使って新規参入する法人は必要がないと思われますけど、それ、担当課としてはどう考えられますか。

委員長

担当課、どっちの担当課か。(「学校っちばい」と呼ぶ者あり)学校か。どこ使うか。(発言する者あり)どこを。学校給食、もう一遍ちょっと、質問をちょっともう一遍。

川上委員

今、障がい者向けの配食サービス、それから高齢者向けの配食サービスが増えてきているんだけど、今、委託している6業者で足りないということがあるかというようにお聞きしたんだけど、まあ、そういうこともなかろうという御答弁だったんですね、両課長。

そこで、学校給食調理場を使って新規参入業者をつくってはいかがかという検討が始まっているんですね。で、そこまでする必要があるのかどうか。ちょっと直接担当されている課長、 両課長にお尋ねをしたいと思うんです、どうですか。 社会・障がい者福祉課長

配食サービスを委託しております業者の要件といたしましては、栄養バランスのとれた食事を提供できること、また、医師による食事制限等に十分対応できること、また、訪問の際に安否確認を行い、異常時には関係機関、または御本人が指定している連絡先へ連絡を行うことというような内容になっております。

実際、今、処理をされておりますのは、養護老人ホームの調理をされているところ、 委員長

課長、検討するかせんかの答弁だけでいいよ、前置きはもういいから。

社会・障がい者福祉課長

現在においては、今の業者で十分だと考えております。

高齢者支援課長

高齢者支援課も、同じく新たに検討する考えはありません。

川上委員

直接、現在、配食サービスを担当している両課長が、必要ないだろうと言われているんですね。

ところが、市長の飯塚市公共施設等のあり方に対する第 1 次実施計画では、いろいろ課題・問題点を整理しながら検討すると言われているんですよ。ちょっと変ですね。この質問は終わります。

委員長

次、生活支援センター運営事業委託料について、川上委員の質疑に入ります。

川上委員

82ページですね、まず、この生活支援センター運営事業費委託料については、生活支援センターの役割について、簡潔に御説明願いたいと思います。67ページ、資料集にはありますけれどもお願いします。

社会・障がい者福祉課長

障がい者生活支援センターにつきましては、障がい者、保護者、障がい者等の介護を行う方、相談等に対しまして、必要な情報の提供、権利・擁護のための必要な援助を行ったりいたしております。障がい者が自立した生活を営むことができるように、そのようなさまざまな支援を行うことを目的として設置いたしております。

川上委員

私は大変重要な事業だと思うんです。それで、これについては今後、施設をふやすというか、 事業を拡大する予定がありますか。

社会・障がい者福祉課長

本市が計画いたしております障がい者福祉計画の中で、嘉飯山地内に5カ所を設置する計画といたしております。現在4カ所を設置いたしておりますので、あと1カ所が必要になりますが、重度の心身障がい、発達障がい等の早期発見等につながるような相談センターがぜひ欲しいと考えておりますので、それに向けて検討してまいりたいと思っております。

川上委員

続いて、療育キャンプ事業委託料について伺います。これは委託先はどちらですか。

社会・障がい者福祉課長

事業はNPOいいづか障がい児者団体協議会に委託をいたしております。

川上委員

事業の実施状況をお尋ねします。

社会・障がい者福祉課長

実施状況だけを申しますと、平成18年度は障がい者とその家族65名、それから随行する

ボランティア12名、スタッフ11名、合計88名が佐賀の武家屋敷、長崎県のグラバー邸を 訪問し、研修などを行っております。

19年度は参加者の要望等もございまして、限られた予算の中でどうにか工面して、大阪のユニバーサルスタジオまで足を延ばしております。参加者は63名、ボランティアは合計12名、スタッフ10名の85名態勢で入っております。

川上委員

新年度の予定はどうなってますか。

社会・障がい者福祉課長

今年度につきましては、今から取り組む予定といたしておりますが、昨年度行いました参加者からのアンケート調査を行っておりますので、そのような内容を分析して、また関係団体とも協議して内容を決定してまいりたいと考えております。

川上委員

お母さんたちから少しお話を聞きましたけれども、非常に楽しみにもされているようですし、 またいろいろ改善についてもお話したいということもあるようです。ぜひ必要な予算も確保し ながら、充実していっていただきたいなというふうに思います。

この質問は終わります。

委員長

次、福祉タクシー補助金について、引き続き川上委員に質疑を許します。

川上秀昌

福祉タクシー補助金です。83ページです。これについては、行財政改革を口実に削減する つもりがないのかどうかお尋ねしたいと思います。

社会・障がい者福祉課長

これにつきましては、現在何も考えておりません。

川上委員

ぜひ充実の方向で無駄を削って暮らしと福祉を充実するという行革の方向で考えてもらいたいと思います。

この質問を終わります。

委員長

次、障がい者住宅改造助成金について、引き続き川上委員の質疑を許します。

川上委員

これは高齢者のところでも申しました。充実するべきだと思うんですが、課長の答弁だけお願いいたします。

委員長

充実すべきだがということで答弁してくれと。

社会・障がい者福祉課長

御指摘というか、言われますとおり充実してまいりたいと考えております。内容的には、問い合わせ件数あたりはあるんですが、やはり実際の内容がこの改造の内容と異なる場合が多いものでございますので、件数的には若干低くなっておりますが、今後も高齢者支援課と同様に周知の徹底を図りながら進めてまいりたいと考えております。

川上委員

高齢者も当然だと思うんですが、障がい者の場合は特に耐震の関係と、それから火事、水害ということもあるでしょうけど、災害時の脱出という観点から、日ごろから必要な改造をしておく必要があると思うんです。いろんな機器の設置ということもあるかもしれませんけど、あわせてぜひ頑張ってもらいたいというふうに思います。

この質問を終わります。

委員長

続けて、障がい者日常生活用具給付費について、引き続き川上委員の質疑を許します。

川上委員

83ページです。障がい者日常生活用具給付費ですが、自立支援法の前と後で障がい者の自己負担がどのように変化したか、全体的なことでしょうけどお尋ねをします。

社会・障がい者福祉課長

自立支援法が施行される直前の平成 1 8 年 4 月から 9 月の実績の平均で計算いたしましたところ、利用者の御負担は 4.2%となっております。施行後の 1 9 年度と 2 0 年度の現在までの状況を算出いたしますと、 1 9 年度決算が利用者の負担が約 8.9%、 2 0 年度の現在までの状況で約 8.8%となっております。

川上委員

2 倍以上ということなんです。それで、もともと障がいをお持ちの方は低所得の方がやっぱり多いんです。そういったことも考慮していただいて、自己負担の軽減をぜひ図っていただきたいと思います。

必要な制度改正があれば、相談して制度も変えていくというふうにお願いしたいと思うんです。特に、オストメートのストーマーについては、一定の費用がかかるかもしれませんけど、自立支援法前までには少なくとも戻すということができないかと思うんです。その費用がどれぐらいかかるかとか、試算がありますでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

概算ではございますが、試算いたしますと、計算上では約190万弱、184万円を加算すれば元に戻ると考えております。

川上委員

ぜひ検討していただいて、実施されてはどうかというふうに思います。

この質問を終わります。

委員長

重度障がい者医療費について、引き続き川上委員の質疑に入ります。

川上委員

83ページですが、適用件数をお尋ねしたいと思います。

健康増進課長

重度障がい者医療につきまして、対象者人員でございますが、訂正いたしました資料でお答えいたします。17年度は2,849人、18年度が2,986人、19年度が3,128人が対象者となっております。

川上委員

資料何ページですか。

委員長

68ページ。

川上委員

これは医療費も増傾向ということですね。それで、実は心配しているのは、場合によって福岡県が行革の名のもとに応援をやめるんじゃないかというふうに思うんです。飯塚市がその機会をとらえて、市としても応援をやめるというふうに言い始める時期が来るんではないかと、そういう心配をしているんですけれども、福岡県の動向について何か聞かれていることがありますか。

健康増進課長

福岡県の状況につきましては、昨年10月に制度改正がございまして、その制度改正の内容につきましては、精神障がい者を含めて重度の障がい者の枠を拡大されたことと、これまで自

己負担がございませんでしたけれども、自己負担を求められたことということでございます。 本市の対応としましては、自己負担ないというようなことで、市の負担増になってまいった わけでございます。昨年10月に改正されたばかりで、現状のところとしては情報等ございま せん。

川上委員

もうこれについては質問終わりますけど、一言申し上げますと、福岡県の行財政改革住民切り捨てのやり方というのは著しいんです。それで、今後どんなことを言ってくるかわからないんですけど、市として福岡県に対して住民犠牲の方向の行革はやめてくれと、この分野についてですよ。言う機会があると思います。ですから、その機会をとらえて、重度障がい者医療費助成制度については充実するようにと。この際、自己負担の導入もやめてくれというふうに言っていただきたいと思います。これは要望しておきたいと思います。

この質問終わります。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:34

再 開 14:43

委員会を再開いたします。

次に83ページの飯塚国際車いすテニス大会について、各種委託料について江口委員に質疑を許します。

江口委員

まず83ページの飯塚国際車いすテニス大会についてお聞きいたします。

来年度は記念大会になるわけですが、残念ながら予算はついておりますが、全体として飯塚市の支援というものがそうそう多くないように感じるわけです。この部分に関しては、ある意味、飯塚市が世界に誇る大会であること、そしてマスメディア等々に乗る機会等を考えると、もう一段の補助等が必要ではないかと思っております。昨今の経済状況を考えると、多分に運営自体は厳しいものがあると思っておりますが、その点についてどのように考えておられるのかお聞かせください。

社会・障がい者福祉課長

現在、飯塚国際車いすテニス大会に対する市の支援といたしましては、今言われました補助金のほかに、市役所内に各所管課長14名構成による支援委員会を立ち上げて支援をいたしております。この支援委員会の中で、大会本部のほうの実行委員会の中に設置されます広報部門、輸送部門、式典部門、受付部門、競技部門など、各部門がございますが、その中に各課長が入りまして、一緒になって競技をしながら支援に努めてまいっております。

そういう形で市といたしましても支援をいたしておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

江口委員

各実行委員会に入っている各課長のほうの発案で、この車いすテニス大会、ここが大きく変わった分があるとかいう点がございましたら、御案内いただけますか。

社会・障がい者福祉課長

発案になるかどうかわかりませんが、例えばウエルカムパーティーを従来コスモスコモンで 開催いたしておりました。それを昨年度は飯塚オートレース場の中で開催して、結果的に大変 好評だったと考えております。

また、積極的に提案を申し上げることも少ないとは思いますけど、要望等があれば、できるだけそれにこたえて対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

江口委員

補助金、負担金等でほかを見るときに、車いすテニス大会よりも多額の補助金をもらっておられる団体って結構あるわけです。私は時々それを見ながら、順番逆じゃないだろうかと思ったりするわけです。ぜひその点についてしっかり考えていただき、予算をつけていただきたい。

まだいまだにこれについては民生費、障がい者福祉費の中なんです。車いすテニスというのはスポーツなんです。そしてまた、ある一面では飯塚市を全国に世界に売っていく費用としても見ることができます。例えば、教育費の中で組む、もしくは企画等で組む、いろんなことが考えられると思います。その点をしっかり考えていただいて、事業の効果をしっかり考えてやっていただきたい。そのことをお願いをしたいと思います。

続きまして各種委託料についてでございます。82ページなんですが、およそはほかの委員がお聞きになりましたので、1点、コミュニケーション支援事業委託というものがございます。39万4千円あるわけですが、このコミュニケーション支援事業委託とは何か、御案内いただけますか。

社会・障がい者福祉課長

この事業につきましては、在宅の聴覚言語機能及び音声機能等の障がい者の方に対し、円滑な意思疎通を支援し自立と社会参加の促進を図ることを目的に、手話通訳者等を派遣する事業でございます。

江口委員

そうですね。この手話通訳の派遣、また設置に関しては大きく進んだところでございます。 そういった手話通訳が必要な方々が社会に参加しやすいようにというところなんですが、1点 確認したいのが、これは例えば行政なり各種団体等が、例えば講演会とかをやるといったとき に必要とされる方々が、「私、この講演会に参加したいんで派遣していただけないか」という 部分が、すっとできるものかどうか。その点お聞かせください。

社会・障がい者福祉課長

派遣への対応につきましては、聴覚障がい者等の社会参加と社会参加の機会やニーズにあわせた対応が必要と考えております。こういうものにつきましても、今後できるだけ対応してまいりたいと考えておりますが、奉仕員の方、通訳の奉仕員の方との調整など、また聴覚障がい者団体との意見交換等を行いながら、できるだけ聴覚障がい者の方の利便性を図ってまいりたいと考えております。

江口委員

ということは、無条件にすると言い切れるというわけじゃないということですよね。聞くところによりますと、例えば日常生活上の買い物とかにおいても、手話通訳が必要な場合、商品の説明等が必要な場合については派遣を認めるというお話がございました。それについては大変ありがたいことだと思っております。

それと同様に、後援会等々に参加するということは、障がいのある方々にとって、本当にある意味、社会参加の一歩であります。そこの中で自分たちも学習をしてやっていくわけです。 現実には、今のところそれについては無条件にやれる形ではないというお話でございましたが、第一義的に例えば行政が講演会等々をやるときには、基本的には行政がするべきだとは思っていますが、ところが反面、そのときにお客さんが来る来ないでわからないわけです。じゃ、どっちが事業としてやるときに、障がいのある方々に対するサービスでやるときに、効率的かということを考えると、サービスの客体、障がいのある方々にくっついて動くことのほうが有効であるんだと思っております。その点について、しっかりやりやすい形でお願いをしたいと思うわけですがどうでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

講演会等につきましては、原則は主催者の対応と考えております。しかし、今言われました ように、主催者側が対応できない場合、そういう場合につきましては、その必要性をそのケー スバイケースによって考えまして対応してまいりたいと考えております。

汀口委員

ぜひその点をよろしくお願いいたします。

委員長

続いて、子育て支援について引き続き江口委員の質疑を許します。

江口委員

85ページ、民生費児童福祉費に関連してお聞きいたします。資料のほうをお願いをしたんです。というのは、多目的トイレの整備状況はどうだろうかという部分です。というのは、私も小さい子どもがおります。この中にも小さい子どもなり孫なりがおられる方が結構おられるかと思うんですが、そういった方々が外出するときに、授乳であるとかもしくはおむつの交換をやろうと思うと、非常に困るケースが多いわけですが、飯塚市の公共施設でそういった施設があるところ、おわかりになるところで結構ですので御案内ください。

児童育成課長

市全体での把握ができていませんので、資料の提出をさせていただいておりませんけど、市 の管理しております施設の中で把握できています範囲で答えさせていただきたいと思います。

現状で確認しております市の施設 1 5 6 カ所のうち、多目的トイレは 5 4 カ所設置されております。そのうちベビーキーパー設置が 7 カ所、それからおむつ交換台設置が 1 9 カ所、それからベビーベッド設置及び子ども用便座設置がそれぞれ 1 カ所となっております。また、多目的トイレではありませんが、親子で利用できる男子用、女性用トイレにベビーキーパー設置が 1 9 カ所、それからおむつ交換台設置が 9 カ所、それから子ども用便座設置が 1 カ所であります。

江口委員

この数字を多いと思われますか、それとも少ないと思われますか。

児童育成課長

児童育成課としましては、まだまだ設置数が足りないんじゃないかなというふうに考えております。

江口委員

公共施設においてそのような状況何であります。それこそこういった状況にあると、じゃ、例えば買い物ひとつするにしても、そういったちっちゃい子どもがおられる保護者の方々は、どこに行くんでしょうになるわけですよ。買い物をしに行こうと思っても、ちっちゃい子どもがいて、そのおむつ交換なり授乳なりをしなくちゃならないことを考えると、そうすると勢い大型店に行くわけです。それも穂波のジャスコにおいても、まだまだ設備という面では厳しいのかな。直方のジャスコさん、イオンに行かれたりとか、福岡都市圏に行かれるわけです。

そことを考えると、子育て支援という部分をやるぞと言ってやってきたんだけれど、ある意味、そこを非常に抜けていたんではないかなと思います。その点についてどのようにこれから 先やっていかれるつもりか、お聞かせください。

児童育成課長

2 1 年度におきまして次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策行動計画後期計画でございますけど、これを策定いたします。この中で、多目的トイレの整備状況を把握いたしまして、児童育成課としましても、多目的トイレの設置の必要性は十分把握しておりますので、関係機関それから関係課と協議を行いまして、行動計画策定の審議をしていただく中で、次世代育成支援推進委員会において、多目的トイレ整備の推進につきましても、審議をしていただきたいというふうに考えております。

江口委員

次世代育成基本計画の後期計画というお話が出て、ちょっとほっとしたところでございます。

ぜひその中でしっかりやっていただきたい。そして、関係機関、関係各課としゃんとやっていただきながら、子育て世代がそこの心配がなく商店街なり公共施設なり、いろんなところに行けるように、飯塚市内の施設に行けるようにしていただきたい。

コスモスコモンにおいても、おむつ交換ができるのは私が確認しているのは女性用のトイレ 1カ所だと聞いています。コミュニティセンターにもどうやらないようです。そしてまた、飯 塚市役所においても、そこの部分についてはベビーベッドはありますが、例えば授乳であると か、そこが果たして置いてあるところがやれる環境かどうかというと、違うのではないかと思 っています。その点についてしっかりやっていただきたい。

また、学校施設の大規模改造等々で公共施設が入っていったりします。そういった部分においても、きちんと考えていただけるように、子どもにかかわる課の方々、また公共施設を管理する方々、そしてまた商業施設です、商店街等々に関連する方々もしっかりその点に配慮をお願いをしたいと思います。

委員長

次に86ページ、民生費、要保護児童連絡協議会委員謝礼金について、川上委員に質問を許します。

川上委員

要保護児童連絡協議会委員謝礼金6万円です。構成メンバーはどういった方々か、またおのずと人数についてもお尋ねしたいと思います。

児童育成課長

構成メンバーとしましては、児童福祉機関それから保健医療機関、それから教育機関、それから警察主要機関の21名で構成をしております。

川上委員

活動状況をお願いします。

児童育成課長

活動状況でございますけど、活動内容につきましては、代表者会議で相談内容が多種多様化していることから、ケース会議における相談件数、それから傾向の報告をするとともに、関係機関としての取組みの内容の報告やその対応を報告していただき、情報の共有を図っています。

また、要保護児童に対する支援には、各関係機関の連携、ネットワークが重要であることの 認識から、ケース会議の具体的な事例を取り上げて意見交換等を行うなど、実務者が行うケース会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として活動をしております。

川上委員

この連絡協議会には代表者会議というのがあって、これは定期的に開かれているんですか。 そのもとで個々のケースについて関係者が集まってケース会議をしておるというようなことの ようですけれども、代表者会議は年間どれぐらい開くんですか。

児童育成課長

年間2回開催をしております。

川上委員

そうすると、実質的な要保護児童に対する手当というのは、ケース会議でやると思うんですが、このケース会議というのはどれぐらいの活動ですか。

児童育成課長

ケース会議の開催につきましては、平成20年度1月末までですが、30件のケースについて、延べ45回の会議を行っています。種別で申し上げますと、ネグレクトが3件、それから不登校が3件、自閉症に関するものが1件、それから身体的虐待が6件、心理的虐待が2件、それから性格行動相談が1件、要望、その他が14件となっております。

川上委員

今言われたのは、追加資料の70ページの数字とはどういう関係ですか。70ページの児童 福祉相談をすべてここで扱っているわけではないということでしょうね。どういうことですか。

児童育成課長

この資料につきましては、家庭児童相談室におきます相談の受付の件数でございます。

川上委員

そうすると、この謝礼金の6万円というのがよくわからないんですけど、21人で構成していて、年に2回だけ会議をします。謝礼金の予算は6万円ということなんです。これはどういうことで6万円になっているんでしょうか。

児童育成課長

委員のうち、委員構成上、公的機関関係者が多く支払い対象者は4名にしております。飯塚 医師会小児科医代表それから飯塚病院の医療ソーシャルワーカー、それから福岡県立臨床心理 士、それから弁護士さんとなっております。この4名につきましては、専門的な見地によりア ドバイスをいただいている関係上、謝礼金としての支払いをしております。

川上委員

年間で謝礼金を出すんですね、1回ごととかではなく。

児童育成課長

すいません。5千円の4人、21年度については3回を計画しておりますので6万円ということになります。

川上委員

わかりました。頑張ってもらいたいと思います。

続いてよろしいでしょうか。

委員長

はい、どうぞ。

川上委員

受診状況から必要額については、資料集のほうで68ページに資料がありますのでわかります。さらなる充実については、69ページに試算表があるわけです。書いてあるとおりです。それで、3歳ごとに上がっていくにつれて1億5千万円から1億6千万円ぐらいが必要になるという試算のようです。

それで、実施するとすると、それを決断するには何が必要かというふうに思うんです。基本的に代表質問、一般質問に対する答弁では「お金がないので」ということで決断がつかないんだというふうに言われるわけです。

そこで、じゃ決断するに必要なのはお金だけなのかというふうに思うので、いろいろ議論されているところだと思うんですけど、決断するには何が必要なのか、お尋ねをしたいと思います

健康増進課長

一般質問等でも御質問がございましたけれども、1年、その学年によりまして人数等違いますので正確ではございませんけれども、大体1学年ごとに5千万ずつ必要になってまいります。これはゼロ歳から就学前、今実施しておりますが、この分につきましては県の補助金等がございます。小学生越えますと、すべて単費になってまいります。こういったことから、現状としては非常に厳しいと考えておりますので、御了承方よろしくお願いいたします。

川上委員

おそらく拡充することについて不公平だとか言われる方、だれもおらないと思うんです。今の答弁は、お金がないからと、お金さえあればということですか。決断するにはお金が必要と、それだけですか。

健康増進課長

やはりお金が一番大きな要因だと考えております。

川上委員

基本的にはお金だけで大丈夫なんですか。制度的なことは何も要らないんですね。

健康増進課長

制度的にできないというようなことはございません。

川上委員

無駄遣いをできるだけ削ってお金をつくるということですね。

この質問を終わります。

委員長

次87ページ、児童扶養手当について、川上委員に引き続き質疑を許します。

川上委員

児童扶養手当が計上されておるわけですけれども、この児童扶養手当の意義をお尋ねしたいと思うんです。ないならなくても子どもは育つのか、これがないと子どもは生きていけないのか。そういったところをお尋ねしたいと思います。

児童育成課長

児童扶養手当の目的でございますけど、この目的は母子家庭等の生活の安定と自立促進を寄与し、児童の福祉を増進することを目的に、18歳に達する日以後の3月31日までにあるものを看護している母、または養育している者に対して支給されるものでございます。

川上委員

これはその家庭に絶対必要なんです、子どもが育つ上で必要不可欠と。だから、4カ月置き に11のつく日に給付するわけでしょう。それを得て生活、子どもを育てていくんだけれども、 なぜこれを原則振り込みにしておるのかお尋ねしたいと思います。

児童育成課長

現金払い等でもあれですけど、原則的に口座振り込みというような格好をとらせていただい ております。

川上委員

現金で受け取りたいという希望がある場合は、現金で受け取りに行ってもいいですか。

児童育成課長

そのとおりでございます。

川上委員

わかりました。そこで、児童扶養手当法の第24条が担保にしてはならない、譲渡してはならない、それから差し押さえてはならないというふうにしています。なぜですか。

児童育成課長

母子家庭の生活の安定と児童福祉の増進を図ることを目的としてありますので、そういった関係上、差し押さえといいますか、そういうことが24条で規定がされているんじゃなかろうかというふうに思っております。

川上委員

今度、定額給付金を国民が受け取りを選択する権利が与えられておるわけですが、その際に、 政府がこれはきちんと国民に渡してくださいねと、差し押さえは見送ってくださいというふう に言ったような答弁が総務委員会でありました。

この児童扶養手当というのは、定額給付金よりそういう意味ではより深刻なんです。生活の 実態からいっても、法が禁止していることから言っても、差し押さえについては。

ですから、私は市長が確実に渡すべき相手にこのお金が渡って、子どもの養育のためにきちんと使われるというように手立てをとってもらいたいと思います。そのことを要望して、この 質問を終わります。

委員長

次に87ページ、保育所の入所手続について、江口委員に質疑を許します。

江口委員

87ページ、保育所費についてお聞きいたします。まず、保育所の手続きの面についてでございます。入所希望した方々は、どういった形でその手続を行うのか。そしてまた第1希望、第2希望、第3希望等々があるとお聞きいたしますが、その選択について、どういった形で選ばれているのかお聞かせください。

保育課長

ことし4月1日からの保育所入所につきましては、1月5日から1月23日での間に各保育 所及び保育課において、入所申し込みの提出をしていただいております。提出されたときに、 入所を希望する保育所名を第1、第2、第3希望まで記載していただいております。

まず、私ども行います事務といたしまして、第1希望の保育所ごとに分けてまいります。しかし、4月1日の入所率は、定員の115%以内となっておりますので、115%を超えた保育所においては、第2希望のほうにお願いをするようになっております。なお、ことしの申し込み件数は公私立を合わせまして約2,950名でございまして、約98%の方が第1希望の保育所に入所決定しております。

続きまして、あと115%を超えた場合におきましての優先順位といたしまして、既に入所されている児童や兄弟・姉妹が入所されてる児童、また保護者の就労が確定していること、母子家庭、父子家庭であること、居住地や勤務地、就労時間、保育園の送迎手段、第2、第3希望の入所申し込み状況などを総合的に判断して決定しております。

江口委員

およそ98%が第1志望という話がございました。先ほど2,950人というお話がございましたが、この方々については、第1希望、第2希望、第3希望までを含めると、基本的に満足をしているというふうな形なのかどうかが1点。

それともう一つ、広域入所の方々がおられます。そういういった方々は、飯塚市内の方々の後に希望等を満足する形になるのかどうか。その広域入所の方々の取り扱いについても、あわせてお答えください。

保育課長

第2、第3希望になった方々の対応といたしましては、保護者の方にお電話をおかけいたしまして、説明をいたしまして納得いただいた段階で変わっていただいております。

また、広域入所に対しましては、まず飯塚市に住んである方で働いてある保育に欠ける方が 1番でございますので、その次という形になっております。

江口委員

最初に出てきた2,950名おられますが、その方々は基本的に1、2、3で満足をしているという点、間違いないですか。

保育課長

間違いないと考えております。

江口委員

はい、わかりました。お話の中では、第一希望じゃないところに関しては、お電話を差し上げてというお話でした。ぜひ、そういった点で、親切な対応をお願いをしたいと思っております。

また、広域入所のところ等で、新市にちょっと 1、 2、 3 の希望を全部断られたんだけどというお話を聞いたことございますが、今のお話しでしたらそういったことはないのかなと思ったりしておりますので、その点についても気をつけてやっていただきたいと思っております。

もう一点なんですが、保育所で子どもたちが生活をするわけです。そして、保育所にお預け

になる方々は、時に御自分たちが働かなくてはならないから、そうやって保育所を選択するわけなんですが、聞くところによりますと、来年度の運動会が土曜になったという話を聞いたんですね。これ、果たして、保護者の方々にとって、それがどうなんだろうという点があるんです。その点について、どのような経緯で土曜日となったのか、お聞かせいただけますか。

保育課長

保育所の1年間で、大きなイベントといたしましては2つあります。一つは生活発表会とあと一つは運動会でございます。合併する前から生活発表会は、旧1市4町、すべて土曜日に行っておりました。運動会におきましては、旧4町は土曜日に、旧飯塚市は日曜日に行っておりました。日曜日に運動会を行うと、どうしても小学校の運動会と重なって来られない保護者の方からの苦情もあり、保育所の諸常会や、そのワーキング会議で協議を行ってまいりました。4月以降、ことしからにつきましては、土曜日の運動会をしたいと思ってます。4月以降について、園だより等でお知らせをして、保護者の方には理解を得ていきたいと考えております。

江口委員

日曜日は1年間に1回じゃないわけです。小学校、中学校の運動会と重なるかもしれないとありましたが、それはそれこそ、きちんと協議をしていただきながら、ずらすということを考えていただきたい。ある意味、保護者の方々は特に保育所というものは、お働きになってる中で、確かに日曜日が休みじゃないところも最近におきましては、かなり多くございます。ところが、やっぱり日曜日休みというのがやはり多いわけです。

だからこそ、そういったお話が出るんだと思いますので、その点について、もう一度、果たしてそれがいいのかどうかとか、お客様の立場に立ってもう一度考えていただきたいと思うわけですがどうでしょうか。

保育課長

御質問の件ですけども、各小学校の運動会が、議員いつ行われてるかということをちょっと確認していただきたいと思いますけど、網の目のように、とにかく日曜日、いろんなとこで行われております。

それで、私ども各保育所が、例えば、ある保育所で全部が小学校が同じところに行くならいいんですけども、いろんな小学校に行っております。それで、私ども、とりわけどうにか工夫をしながら今までやっておりましたけど、どうしても数名の保護者がどうしても出られないという事態が起こって苦情が出ております。これは、前から、保護者の間からも土曜日にしてくださいという苦情があっておりました。それで、旧4町の土曜日ということで統一していただいたちゅうことで、済いませんけど御理解をよろしくお願いいたします。

江口委員

土曜日にしてくださいという保護者の方がおられると同様に、日曜日にしてくださいという 保護者の方もおられると思うわけです。ぜひ、その点について、きちんと保護者の理解を得ら れるように努力をする。もしくは、それよりも本当に日曜日にすることができないのかどうか、 きちんと学校教育とも打ち合わせをしながらやっていただきたいというお願いをしているわけ ですが、それについてはもうやらずに、もう土曜日に決まったので御理解をお願いしますとい う形でやるということでしょうか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 15:19 再 開 15:20

保育課長

これを決めた経緯ですが、諸常会と、そのワーキングですけども、諸常会の中で保護者の役員会まで諮ったことが、今私確認しておりませんけど、保護者の意見も聞いた中で決定したと

いうことで決めておりますので、今、役員会の、保護者役員会にかけて決定したかどうかは決めてませんけど、その意見を取り寄せて決定したと考えております。

委員長

次、88ページ、ひとり親家庭等医療費について、川上委員の質疑を許します。

川上委員

88ページのひとり親家庭等医療費については、全体的な給付状況が、実績が68ページにあります。このうち、ひとり暮らしの寡婦に関する医療費についてはどういうふうになってますでしょうか。

健康増進課長

資料では、17、18、19年度で記載されております。20年度の受給者数、また年間見込み額でお答えさせていただきます。20年の10月末で979人、診療件数、レセプト件数ですが2万1,840件、寡婦医療の年間見込み額は9,656万5千円。

川上委員

制度としては、財源はどうなってますか。

健康増進課長

財源といたしましては、飯塚市2分の1、県2分の1でございます。

川上委員

昨年、条例改正があって、議会では賛成多数で共産党は反対しましたけども、このひとり暮らしの寡婦に関する助成が廃止になったわけですね。それで、979人の方が来年の9月30日限りで医療費の応援を受けられなくなるという状況なんです。それで、全体として、このように制度が廃止になると、どういった影響が市民の中で生まれるとお考えですか。

健康増進課長

影響と申しますか、本市の状況でございますが、乳幼児、重度障がい者、ひとり親家庭の寡婦に対する昨年10月に医療費の支給制度が改正になっております。この中で、乳幼児や重度障がい者、父子家庭に対する対象者が拡大されまして、それを図るために自己負担の拡大が行われたことと、もう一つ、寡婦の方につきましては、2年間の新規は承認されておりませんけれども、現在認定されてる方につきましては、2年間の継続措置を設けまして廃止されることとなっております。

この状況からだけしましても、補助対象外経費、これは1億1,800万円ほどになります。また、単費持ち出しにつきましては、3億6千万円ほどと多額になってまいります。他市の状況につきましても、県下66市町村のうち、寡婦の医療支給をやっておりますのは57市町村で、福岡、北九を除いて22年の9月末で廃止の予定となっております。

大変、状況的に財政状況が厳しい中でございますので、お答えにはちょっとなっておりませんけれども、県の制度として今後とも県の制度のまま実施させていただきたいと考えております。

川上委員

私は、この制度は、県とか市にお金の余裕があったからやろうじゃないかということで決まったことじゃないと思うんですよ。やっぱり必要だからね。お金がずっとさかのぼっても、お金が潤沢だった時代はそうないわけですよ。お金がなくても必要だという判断をして守ってきた制度なんですね。

それを県が2分の1もうやめたと、この際、じゃ飯塚市もやめようといって浮かせるお金が20年度の見込みの数字でしょう。県が4,500万円削る。市が4,500万円削ると。4,500万円のお金があれば、県だって、市だって継続することができたということじゃないと思うんですよ。

やっぱり、お金がなくってもやるべきものはやると。頑張るという魂を福岡県が失い、そし

て、じゃというので飯塚市もやめたいと提案し、議会が賛成多数で同意していくということに なったわけでしょ。

だから、私は、今年度、来年9月30日までこの制度を守り抜くというのは当たり前だけども、それ以降についても継続するべきじゃないかと思います。そのためには、魂を失った福岡県には立場を取り戻せと言いつつ、財政制度を復活させると。同時に、仮に私は、それが実現しない場合でも市が独自に努力をすると。いろんな工夫があると思うんですね。それをぜひやってもらいたいと思います。要望にします。

委員長

続きまして、88ページの保育費について、川上委員に引き続き質疑を許します。

川上委員

公立保育所の運営費ですが、これは保育所費が減額になってます。 3 億 1 千万円くらいの減額ですね。そのわけをお尋ねします。

保育課長

鯰田保育所の民営化と頴田保育所の統合によるものでございます。頴田第一、第二保育所の 新築統合によるものでございます。

川上委員

もう少しわかるように言っていただけませんか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 15:29

再 開 15:29

委員会を再開します。

保育課長

鯰田よる民営化によります約5,400万円、頴田第一、第二保育園の統合によります3,200万円ということでございます。あっ、済いません。

済いません、民営化の訂正でございます。鯰田、頴田保育所の建築工事 2 億 4 千万円がこと しは上がっておりませんので、それと鯰田の民営化によるものでございます。

川上委員

答弁聞いてますと、鯰田の保育所を民営化したために3億円浮いたかというふうに思い込んでしまうような答弁なんですね。最初の補足説明でもそうです。だから、あなた方が市民の前でそういうふうな説明をしていったとすれば、残る14も全部民営化したらどうなるかというようなことを考えてしまうわけですね。

しかも、この5,400万円というのは職員の異動があるわけだから、そういう意味じゃなかなか鯰田保育所民営化による減というふうにはなかなか言いがたいわけです。

それで、現在、保育所について正規職員今何人になってますか。

保育課長

正規職員は104名でございます。

川上委員

その104というのは、所長さんも含めてですね。

一方、臨時職員は何人ですか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 15:31

再 開 15:40

再開します。

保育課長

大変申しわけありませんでした。臨時職員が1月5日現在111名でございます。これには 看護師2名が含まれております。

川上委員

そうすると、正規職員が104人で、看護職員も含めて臨時職員が111ということなんですね。私の手元に1月5日現在の市立保育所の配置状況の資料があるんですけども、あなた方からもらったやつですけど、14施設のうち、正規職員のほうが少ない保育所が8カ所なんですよ。特に、徳前と相田と枝国は、保育所は4人も正規職員のほうが少ないんですね。所長を含めてもですよ。

それで、この姿についてどう思われますか。

保育課長

保育課といたしましては、正規職員と臨時職員の数については5割ということで考えておりますけど、今言われてます議員の各保育所について臨時職員が増えてるということでございますけど、各クラス担当におきましては正規職員を配置いたしております。あと、10月以降になりますと、入所率がなくなりますので、申し込みが増えていただきますので、そこについては、ゼロ歳児につきましては、おおむね3人に1人の保育士が要ります。1歳児については6人に1人の保育士が要るという形になりますので、どうしても臨時職員が増えていくという形になっております。

川上委員

余り子どもの保育にどういう影響があるかについては関心がないようですね。だから、私がこの姿をどう見るかという質問が悪かったんでしょうけど いう意味は、子どもを保育する上でこういう姿でよいのかということなんです。

課長は、5割をめどにしておるというような答弁でしたけども、そういう法律は別にないわけですよ。あなた方にとっては、これは5割でも4割でもいいわけでしょ。今の答弁からいうと。4割じゃ悪いんですか。答弁求めます。

保育課長

私どもとしては5割以上の正規職員ということで考えておりますけど、今議員が言われます 個別の保育所において、どうしても臨時職員が増えてる分につきましては、先ほど御答弁いた しましたように、ゼロ歳児、1歳児の入所が増えてまいりますと、その旨、臨時職員でお願い してるという形になっております。

川上委員

4割で悪いのかと聞いたんです。どうですか。

保育課長

私どもは5割以上としてますけど、それが4割で法律的に悪いとか悪くないとかということ はないと考えております。

川上委員

いや、だから、あなたは先ほど、5割をめどにしてると言ったんですよ。4割じゃ悪いのかと聞いたら、いいとか悪いとかじゃないといってどういうことなんですか。4割じゃ悪いんですか、悪くないんですか。

児童社会福祉部長

保育所現場におきますところの人員配置、正規職員と臨時職員の適正な割合についての御質問かと考えております。担当課長も答弁いたしておりますとおり、厚生労働省の人員基準におきまして、正規職員、臨時職員の比率についての規定はございません。

福岡県下でも、例えば大牟田市さんあたりになったら、これまた極端でございますけれども、 所長だけが正規職員で、あとは臨時職員。また、他の自治体になったときに、当然正規職員の 数がほとんどというような自治体もございます。

飯塚市におきますところの公立保育所の職員の人員配置、これ非常に説得力には欠けるかと 思いますけれども、今現在課長が申しておりますように、クラス担任、それと所長と主任につ いては正規職員で対応すべきと。あと人員基準による加算の部分については臨時職員でも十分 対応できるというところで、結果的にアバウトな数値ではございますけれども、やっぱり5割 の正規職員の確保はすべきであろうというような考え方に立っております。

川上委員

今の部長の答弁聞きますと、大体5割がめどに考えてるけど、最低は所長と主任とクラス担任だけでもいいと、最低ね いう考え方なんですね。そうすると、どういうことになるんでしょうかね。実は、徳前保育所は今4割なんですよ。今というのは1月5日現在。あなた方は5割といったときでも4割がある。答弁でいうとね。

だから、部長の答弁からいうと、5割を目指すとかいうけども、維持したいとかいうけれども、もっと少なくても構わないというのがあるわけね。首を複雑に振られてますね。じゃあ、答弁何かしたいことがあるんだったらどうぞ。

委員長

ちょっと、暫時休憩します。幾ら、言うたってそれはかみ合わんよ。

休 憩 15:45 再 開 15:47

委員会を開催いたします。もう一遍だけ答弁して。

児童社会福祉部長

もう委員長のほうから答弁かみ合わないということで、まさにそうと思いますけども、少なくとも、所長と主任と、ゼロ歳から5歳までの担任、これ6人おります。合計8名、90人定員であれば、正規職員がやはり8名は欲しいなあというのは一応担当課としての最低限の希望ではあります。ただ、飯塚市全体の組織の中で行ったときに、なかなかそこの確保が厳しい状況になっておるというのは、まさに質問議員が御指摘されておるところであると。そこらについては、私も非常に同感と考えております。

川上委員

ですから、ゼロ歳児の場合が3人に2人とか、そういう基準があるとかいうのも、それはあるでしょう。そういうことを含めても、保育課が一生懸命子どものための保育をやっていくためには、現状の正規職員じゃ足りないというのが結論なんですよ、市長。だけれども、飯塚市全体の複雑なことを考えたときには、そうも言えませんと。だから、正規職員がそこまでなくても仕方がないかなあと言ってるわけです。つまり、担当課は、子どものためには正規職員が要るんだと。しかし、行革だとか何とかといって、職員をふやさないと、正規職員をいう方針になってるからふやさないと。これは市長の行財政改革の中で、子どもが犠牲になってる幾つかの例のうちの最も端的な例です。

だから、ことしも保育士だけじゃなくて、職員の採用計画はないというようなこと言われま したけど、とんでもない話だと思うんです。

委員長

ことしはある言うたやん。ことしはある。

川上委員

あるんだったら、保育士を入れてください。則松部長は気が弱いでしょうね。だから、市長にストレートに言い切らないんでしょう。だから、私かわりに言いますよ。だから、とにかく、14のうち8つが正規職員のほうが少ない。そして徳前、相田、枝国は、4人も正規のほうが少ないんです。どうしたら少なくとも逆転できるか考えてみたらわかると思うんですよ。長い間職員採用を見送ってきて、特に保育士はもうゼロでしょ。

民間と比べると公立の保育士の人件費が高いと。攻撃加えて、そしてもうにっちもさっちもいかないようにして民営化だと、こういうふうに今なってるんです。だから冷静に考えて、子どもの幸せを真ん中に考えていけば、私は正規職員をきちんと採用していくべきだと思うんですが、副市長はどう思われますか。

委員長

あんたが言う。いや、副市長ちゅうけど、副市長はどう思うかちゅうけ。あんたは欲しいと 言うてあるもん。あんた要らんちゅう言われんもん。いいと。

児童社会福祉部長

ある面本当にありがたい問題提起していただいております。しかしながら、担当部長といたしましては、現在の飯塚市の行財政状況、それと公立の保育サービスの質は堅持するとともにレベルアップに努めるという課長以下保育士の一丸となったところの情熱と知恵を絞り汗をかいた中での対応をやっております。

保育士の採用試験、若干名の希望はありますけれども、将来計画等も加味した中で、今後公立保育所の保育士の採用試験については、今までは私は強くは要望はいたしておりません。今後の入所状況等の推移を見守った中で、総体的なお願いを副市長のほうにも上げていきたいと考えておりますので、そこのところで何とぞ御理解のほう、どうかよろしくお願いいたします。

委員長

いいな。

川上委員

市長が1月5日、新年のあいさつ、幹部職員集めてされておるんですね。そのときに、報道によるとですよ、報道によると、行財政改革の市の方針にたじろぐ職員は要らんと。そういうふうに新聞に書いてありましたけど、まさかそういう言い方はせんだろうと思いますけど、それに近いこと言われたんでしょう。そうするとね、じゃあ答弁をお願いしましょうか。

委員長

いやいや、答弁いい。何ちゅうた。たじろぐ。

川上委員

うん、たじろぐ職員は要らないと、そう新聞に書いてますけど、行財政改革に。だから報道ということにしときましょう。こういう報道が広がっていくと、訂正されないと、幹部が仕事を一生懸命やろうとしても、職員をふやしてくださいとか、お金を少しふやしてくださいとか、もう言えなくなる。だから、報道が間違ってるんやったら、もう直ちにそんなこと言っとらんと。言ってあるんだったら、考え方改めてもらいたいと思うんです。

だから、この市民と職員を犠牲にする行財政改革の恨みがここにもあるというふうに思いま す。それを指摘して、この質問を終わります。

委員長

次に、92ページ、児童クラブ運営等委託料について、引き続き川上委員の質疑を許します。 川上委員

児童クラブ運営等委託料です。92ページですかね。これについて、この数字の根拠をお伺いしたいと思います。

児童育成課長

委託料につきましては、指導員104名の人件費が主なもので、それと児童用の消耗品等が 主な委託料でございます。

川上委員

次に、93ページに青少年健全育成会補助金があります。145万7千円というのは、どういう数字なのか説明を求めます。

児童育成課長

青少年健全育成会は、市内13地区に組織された地区内の青少年健全育成上の諸問題について協議、また地域住民と一体となって実践活動している団体でございます。それに対します活動に対して補助を行っておるものでございます。

補助としましては、地域割として6万6,500円、それから人口1人当たり4.42円というような格好での積算をいたしておりまして、総額で 済いません。145万7千円というふうになっております。

川上委員

次に94ページ、民生費扶助費の生活保護費についてお尋ねをいたします。94ページの2目扶助費が減額で計上されています。私は、こういうふうに経済危機が深刻になってきているし、また3月までに40万人の非正規切りが行われるだろうし、正規切りも待っておるという状況の中で、残念ながら来年度というのは非常に深刻な状況が続くだろうと。

セーフティーネットは厚くしなければならないというふうに思っておったわけですけども、 そういう中で逆に扶助費が減額で計上されると、どうしてかと思うわけです。説明を求めます。 保護第1課長

21年度の当初予算におきます扶助費につきましては、平成20年度の決算見込み額に平成19年11月から平成20年10月までの受給者の伸び率、世帯の伸び率2.4%を乗じて算出しております。平成20年度の当初予算92億2,511万2千円と比較いたしますと、2,300万円の減額となっておりますが、平成20年度の第3回補正を終えた決算見込み額と比較いたしますと、4,975万3千円、約5千万円の増額となっております。

質問委員心配の、これから将来厳しい状況が待ってるんじゃないかというようなことでございますが、18年の決算、19年度の決算を見てみますと、大体2億円程度の不用額が出ております。今この厳しい財政状況の中で、シビアに伸び率等々を勘案した結果、この数字になったわけでございます。減額を目的としてこの予算を計上したわけではございませんので御理解をいただきたいと思います。

川上委員

今の時期にセーフティーネットを厚くしなければならないということについては、意見が一致しますか。

保護第1課長

ただいま委員が言われますように、厳しい状況というようなことの影響が21年度になりまして出てくる予測はされております。そういう意味で、最後のセーフティーネットとしての保護業務をぴちっとやっていって、市民の安心・安全を確保するという意味では委員の言われるとおりだろうというふうに考えております。

川上委員

そうであれば、私は、この2,300万円の減額計上というのが、場合によって、一線で頑張っている職員に対して数値目標を持てと、いわゆる水際作戦といいましょうか というようなことにもつながりかねないと思うんですね。ですから、そうではないんだと。本市の場合は、セーフティーネットを厚くするんだということを強調していってもらいたいと思うわけです。

それで、追加資料集の75ページに、生活保護の概況がわかる、一端がわかる資料を出していただいています。これを見まして、いろいろ思うところがあるわけですけれども、担当課としては、あるいは福祉事務所としては、どういうふうに特徴をとらえておられるか、お尋ねをしたいと思います。

保護第1課長

資料の提出させていただきました資料によりますと、保護の申請、あるいは開始人数が平成 19年度と比べましてふえております。この状況を昨年の9月、10月、11月等々の経済不 況というような形の中で、その影響が若干あったのではないかというふうには考えております。 しかしながら、飯塚市における保護の状況というのが、派遣切りとか、そういうふうなもの をつぶさに受けたというような印象は私ども持っておりません。しかしながら、現実的にこう いうふうな数字でふえてきておるという実情を踏まえながら、保護の適正執行に今後も努めて まいりたいというふうに考えております。

川上委員

その派遣切りだとか、直接的な影響は余り感じられないと。もともと低所得の方が多い地域であり、ボーダーライン上で生活してる方たちがたくさんおられますからね。歯を食いしばって頑張ってきたけれども、もう耐えられないということもあろうと思うんですね。

とにかく、日本の生活保護の補足率は6、7%とも言われるし、20%とも言われるぐらい 状況なんですよ。イギリスは80%、ドイツ、フランスは6割、7割という数字と比べると、 いかに基準以下で暮らされてる方が多いかというのがわかると思います。飯塚ではそういった 方々が特に多いと思います。

そうした中で、この間の申請の理由、どういう特徴があるかお尋ねします。

保護第1課長

保護の申請の理由でございますが、一番多く申請されるのが世帯主の傷病による収入の減とか、傷病による医療費の困窮とかいうような理由が一番多いようでございます。

次に定年とか、自己都合による退職、失業で、生活ができなくなったというようなものが 2番目に来ております。次には、長年、若いころから働いて預貯金やらしておった。あるいは 年金等の社会保障の減少等の理由による申請が多くなっております。

川上委員

市長、会社経営されてるから、「おっ」と思われると思うんですが、自己都合、会社都合別にして会社離れますでしょ。そうすると、日本では雇用保険をもらえる方というのは4人に1人という状況なんです。それで、解雇になって、あるいは会社離れて、貯金がどれだけあるかと。貯金がある方もあるだろうし、それを上回る借金があるかもしれないでしょ。家のローンもあるかもしれない。だから、頼るところはどこかと。いろんなところがあるかもしれないけども、ぎりぎり詰まってくると、このセーフティーネット生活保護に頼らざるを得ないということになるんですね。生まれて初めて生活保護と向き合うという方も今多いわけです。市の職員の0Bにもおられますよ。

それで、そういうふうに事態は深刻なんです。そういう状況の中で、私は特にお聞きしたいのは、家もなければお金もない。体調も悪いというような急迫ですね。そういう状態に陥った方が、大体生活保護を受ける力も弱まってるぐらいの方おられるんですね。そういう方に対しては、生活保護としてはどういう対応をするのか。あるいはしておるのかお尋ねをしたいと思います。

保護第1課長

生活保護法の第25条では、保護の実施機関は要保護者が急迫した状況にあるときは、速やかに職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならないと規定されております。

例えば、今質問者が申されました急迫の状態にある、いわゆる食事代もなければ、このまま 放置すれば餓死の恐れがあるとか。ライフラインがとまって、最低限の生活が脅かされている とかいった状況が考えられます。このような場合については、要保護者の申請を待つまでもな く、私どもはその必要に応じて保護の手続をとっておるとろでございます。

ホームレスの方々がおられますけれども、住居のない方々が病院に搬送されたとか、あるいはこういうふうに生活ができてないよとかいうような関係者から連絡があった場合につきましても、同様に素早い対応をできるように体制を整えておるところでございます。

川上委員

しかし、あなた方は実際にそういった方が申請に行った場合でも、住む所がなければ申請ができないと言ったりしませんか。それから、預貯金調査を、同意書をとって調べるんだけども時間がかかるでしょう。だから、お金がないといってもすぐ決定してくれるわけじゃないでしょ、実際的には。そのお金が2週間、何万円でもあれば2週間生きられるけど、何にもないと。あっても200円とか300円とか聞くでしょ。家もない。そういうときは、どういう対応するんですか、具体的には。

保護第1課長

私、4月に保護課のほうに来まして、そういうふうな急迫した状態の申請者は2件記憶にございます。1件につきましては、手持ちが全然ないということで、民生金庫の貸付をお教えしましたら、相談する相手もおらん。保証人もいないというようなことでしたので、もう即開始をする必要があると判断いたしまして、近所の宿泊所に、宿泊所といいますか、普通の居宅アパートに入居していただいて、即保護開始の手続をとった事例がございます。

そして、もう一点は、3月、直近の話でございますけれども、3月の3日の日にうちのほうに申請に来られて、私ども一生懸命調査等々、法定の調査をいたしまして、可能な限り保護費を支給できるような対応で頑張りました。けれども、実際1週間ぐらい時間が要しましたので、要保護者にとりましてちょっと厳しい日時が過ぎたかなという印象はございます。

しかしながら、この急迫の状態というのが、先ほど申しましたように、このまま放置すれば 餓死するとか、だれも救護者がいないとか、逼迫した状況というのをやはり私ども判断の基準 にしておりますので、なかなか調査をせずに保護を開始するというのは難しいような状況がご ざいます。しかしながら、先ほど申しましたように、本当に逼迫した状況というのが見てとれ れば、それを目前にしながらそれを放ったらかすとかそういうふうなことはできませんので、 最大限の努力をしていきたいというふうに思っております。

川上委員

1952年の段階で、生活保護はおおむね200万世帯です。小泉構造改革が始まる前が70数万世帯です。今2倍でしょ。ここ数年の間に。これがもっとふえざるを得ないような社会情勢、経済情勢迎えてるんですね。そういう状況の中で今答弁がありましたけど、原則としながら緊急対応するんだと、今緊急対応と言われたのは原則ですからね、言われたんだけど、そういう立場を表明されながら扶助費が2,300万円減額計上となぜなるのかと。齊藤市長の行財政改革の矛盾な一端がここにもあらわれておるということを指摘して、この質問は終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

ほかに質疑はないようですから、第3款民生費についての質疑を終結いたします。 暫時休憩します。

休 憩 16:10

再 開 16:20

委員会を再開いたします。

次に、第4款衛生費及び第5款労働費、95ページから110ページまでの質疑を許します。 初めに、質疑通告をされております95ページ衛生費、保健衛生総務費、休日夜間急患セン ターについて江口委員の質疑を許します。

江口委員

95ページ、保健衛生総務費に関連してお聞きいたします。

休日夜間急患センター、21年度運営はどのようにされるおつもりかお聞かせください。

健康増進課長

2 1 年度は今までどおり運営する予定でございます。

汀口委員

あり方に関する特別委員会がありますね。そこでの議論の方向性としてはどうなってますか。 健康増進課長

公共施設のあり方に関する第1次実施計画におきまして、休日夜間急患センターの見直しの方向につきましては、「第1次救急医療体制を確保する必要があることから、今後も継続して設置する」、「21年度末までに移設も含めて検討する」、「指定管理者制度の導入についてもあわせて協議を行う」となっております。協議につきましては、医師会に1月ごろ実施計画の内容についてはお話しして、今後協議したい旨お伝えしております。具体的には嘉麻市と桂川町とも含めて今後検討したいと考えております。

江口委員

この休日夜間急患センターにつきましては、その意義について何度か議会の中でも議論になったことであります。ぜひ現実に有効な形でやっていただけるように、早期の協議、そしてそれのきちんとした報告を求めます。

委員長

次に、95ページ、地域医療対策室参与報酬について、川上委員に質疑を許します。

川上委員 95ページ、地域医療対策参与の報酬と、306万円なんですが、これはだれがどういう仕事をしておるのかお尋ねをします。

健康増進課長

地域対策室参与につきましては、退職されましたもとの福田議会事務局長がなっておられます。仕事につきましては、市立病院がスムーズに運営できるよう、地域住民や医療機関との調整、また医療スタッフの確保などの業務を行っております。このような業務につきましては特別職としての位置づけが必要であると考えられますことから、課長直属の特別職職員として、参与として配置いたしているところでございます。

川上秀昌

月17日の勤務だと思いますが、再任用先にありきということで職場をつくったということではないんですか。

健康増進課長

そういうことではなく、市立病院がスムーズに運営できるよう、移譲されたばかりでございますので、地域住民やら医療機関また市立病院の市民会議等の設立、こういうのもございますし、医療スタッフ等の確保等もございましたものですから、配置させていただいております。

川上委員

具体的にどういう仕事をされておるかがわかりにくいんですよね。もう少し具体的に、月 17日間でどんな仕事をしておるのかお尋ねします。

健康増進課長

振興協会と協力して医局を回ったり、県にお願いしたりというようなことで、その医師の確保の要請もいたしております。また、市立病院の管理運営協議会の設立、また市立病院市民会議の設立、またこれの運営、計5回ほど開催いたしておりますけれども、あと、医師会やボランティア団体と市民病院との調整役をしたりと、こういったことが主な仕事でございます。

川上委員

あなた方は、何のために指定管理者制度を導入したんですか。

健康増進課長

市立病院の運営でございます。

川上委員

質問が悪かったですね。だから、医療活動のノウハウを持っていないから、市が。だから、そういったところにお願いするのがいいだろうと、お金も安く上がるんじゃないかと、そういう幻想を持ったわけでしょ。それを何度も強調されたじゃないですか。それで、この地域医療対策室参与を、それなのに置いたと。理解がしにくいんですよ。それで、17日で再任用職員が活動するぐらいのことで、今の市立病院の状況は簡単な状況じゃないでしょう。もっと深刻だと思うんですよ。例えば、医師の確保についても全力を挙げて確保しないといけない状況がある。だから私は、月17日とか中途半端な、一人で17日とかいうことで、医局を少し回ったぐらいで医師が確保できるような状況にないんだから、だから、本当に医師確保をやろうというんであれば、もう少し体制も予算もつけてきちんとやるべきだと思うんだけど、どうですか。

健康増進課長

医師の確保につきましては、おっしゃられるとおり非常に厳しい状況がございます。ただ、今度県から3名ほど派遣していただくことになったんですけれども、こういったところであれば、市が主体的にアプローチしていくことが効果的でございますし、医局でございますれば、また市立病院の管理者、また院長、副院長、それぞれ出身の大学というものが非常に大きなウエートを占めることがございまして、そういったところからのアプローチというのが重要な要素になってまいります。それぞれがサポートするということが、医師の確保に必要であろうと考えております。市立病院においても、医師の人材バンク等の活用もしております。本当に厳しい状況ではございますが、今後とも協力してやっていきたいと考えておりますので、御了承をよろしくお願いいたします。

川上委員

名古屋の事務所には企業誘致アドバイザーが360万円で、先ほど紹介したような配置があって、それから市の観光協会には320万円の補助金出して、市と頑張ってもらっとるわけでしょ。そういう状況の中で、この地域医療対策室参与の位置づけが私は中途半端だという気がするんです。だから、医師確保のために仕事をすると、重点はここですから、市民会議というのも大事でしょうけど、それはあなたがしたらいいじゃないですか。医師確保のために全力を挙げるというシステムをつくるのが今重要じゃないんですか。課長直属とかじゃなくて、部長か市長直属でもいいぐらいですよ。部長直属でしょうね。だから、部長の席の横におられないと仕事できないんじゃないですか、そういう意味では。そういうことを指摘しておきたいと思います。

委員長

次に、97ページ、補助金について、原田委員に質問を許します。

原田委員

97ページの19負担金補助及び交付金の中の緊急医療施設運営費等補助金についてお伺い をいたします。

まず、この目的と申しますか、内容について最初に御説明をお願いをいたします。

健康増進課長

救急医療施設運営費等補助金につきましては、在宅当番医や消防の救急搬送などで治療や入院が必要な重篤な患者に対する、第2次救急医療としての機能を確保するための補助金であります。平日は18時から翌8時まで、休日は8時から18時と18時から翌8時までの2回を対象として、年間補助基準回数425回として支出しているものでございます。20年度は18カ所の医療機関により実施いたしております。

原田委員

済いません、いまいちちょっとわかりにくかったんですが。例えば、具体例を挙げて御説明 いただけますか。緊急というのはどういったことに対して出されるのか、今通り一遍の御回答 では、私素人でございますのでよくわからないんですが。実例挙げて御説明いただけますか。 健康増進課長

例えば、ある病院、これでいえば西野病院等が入っておりますけれども、西野病院が夜の18時から明くる朝の8時まで、結局もう夜中じゅう朝までということになります。必ずそこの病院というのはあけていただきます。スタッフを用意して。それを飯塚圏域で2カ所、毎日どこか必ず入院できるような病院を2カ所あけていただいておくと。来ようと来まいと、お医者さん、看護婦、いろんなスタッフひとそろいそろえて待っていただきますので、その分のための補助金でございます。

原田委員

ということで、先ほどの急患センターとはちょっとまた意味合いが違うわけですよね、完全に。一応待機していただくための補助金というのはわかるんですが、待機によりましても、病院の内容によっては必ずしもここに連れていってもどうにもならないという場合があると思うんですよ。そうしますと均一では、20カ所といいますけど、施設の規模も違いますし、スタッフも内容も当然これ変わってくると思うんです。これ、均一で割るの20なんですか。お尋ねします。

健康増進課長

入院できる病院が該当いたします。一次救急、2次救急、3次救急とございます。初期医療につきましては1次救急ということで、これは急患センター、それと在宅当番医でこれを受け持つことになります。それから、重篤で入院せないかんような患者さん、こういう方につきましては救急告示病院等入院できる病院を指定して、そこで必ずあけていただく。第3次となりますと、これは飯塚病院になりますけれども、これは入院も必要なんですけれども、いろいろな科と連携が必要な、より重篤な患者さんの救急ということで位置づけがございます。

原田委員

長々御説明いただきましたけど、そういうことを聞いているんじゃないんですよ。例えば、今1次、2次、3次によって施設それぞれ違うじゃないですか。病院の規模もあり、ベッド数も違うと思いますし、設備なんかも違うと。私がお聞きしてるのは、この2千万円余りが均一で20カ所に配分されてるんですか、それとも規模によって内容が違うんですか、それとも別な方法ですかと、私はそれをお聞きしてるんです。いかがでしょうか。

健康増進課長

これは、その当番を割り振りがされておりますけれども、あけた日数によって異なってまいります。大体1日1回、1日当たりで7万円程度の補助金でお願いしておる状況でございます。これは医師会のほうで割り振りされますけれども、10数日から20数日、多いところで40日ほどあけていただくというようなところもございます。これは年間でございます。

原田委員

これもう、委員長が通訳してもらわないかんとですけどね。(発言する者あり)だから、何ていうんでしょうね、1日7万円というのはわかりました。だから、均一でもう払ってるちゅうことですよね。私が言いたいのは、施設によって緊急性を要するところもあれば、ちょっとひざを打ったとかその程度で済む場合もあるでしょう。その内容によって、施設の内容によっても、いわゆる検討する必要性というのは果たしてあるのかないのかというのを最後に聞きたかったんですよ。もう今は言いますけどね。だから、今お聞きすると、もうとにかく1日に7万円なんだということですよね。そうなんでしょ、うんでしょ。うんておっしゃるから、多分そうなんでしょうね。だから、例えばお年寄りがこけてひざを打ったとかそういうのと、まったくの急性の、せっかくあけていただいても手術を要するようなところもあるかもしれない。それによっては内容違うんですけど、それはもう、例えば今医師会という言葉が出ましたけども、そこにお任せしてるものか、それとも一つ一つ1日7万円できちんと割り算して配分して

あるのか、どういうことなんでしょうかというとを最後にお聞きしたかったんです。おわかりですかね。御答弁ください。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:35 再 開 16:36

再開します。

健康増進課長

具体的に病院名を挙げますと、西野病院、三宅脳神経外科、嘉麻赤十字、明治記念病院、こういった、入院のできる病院でございます。これが18カ所指定されております。そこに、対象としては入院を必要とするような救急患者を受け入れる施設として指定させていただく、これは1日に大体2カ所、嘉飯山で2カ所ずつ指定させていただいて、必ずそこについてはあけていただくというようなことで事業を実施いたしております。よろしゅうございましょうか。

原田委員

残り2カ所は何ですか。最初20カ所あるて言った。

健康増進課長

全部で18カ所ございます。

委員長

18カ所のうちに1日にね。

健康増進課長

1日に2カ所です。

委員長

次に、99ページ妊婦健康診査委託料について、田中裕二委員に質疑を許します。

田中裕二委員

99ページ、保健衛生費、妊婦健康診査委託料についてお尋ねをいたしますが、代表質問でもお尋ねいたしましたけど、数字的なものでちょっとお尋ねしたいんですが、ここに計上されております 1 億 3 8 万 6 千円は、これは 1 4 回分の妊婦健診の費用だと思いますが、6 回から 1 4 回分までの 9 回分の 2 分の 1 は県の補助であると、このように思っております。それは、 3 2ページの歳入に 3 , 2 5 8 万 3 千円が県から補助されるというふうに理解をしておりますが、それではこの全体の 1 億 3 8 万 6 千円から 3 , 2 5 8 万 3 千円、これを差し引いた約 6 , 8 0 0 万円分の財源、これはどのようになるのかお尋ねをいたします。

健康増進課長

残りの金額につきましては、交付税措置として市に入ってくることになります。

田中裕二委員

ということは、市の持ち出しはないというふうに認識をさせていただきたいと思いますが、 交付税措置ということは、それぞれの自治体がこの妊婦健診14回を実施しないでも交付税措 置として入ってくるという、このような理解でよろしいでしょうか。

健康増進課長

そのとおりでございます。実施してもしなくても金額は入ってまいります。

田中裕二委員

いいとですか。

健康増進課長

はい。

田中裕二委員

今御答弁いただきました。実施しなくても県からの いいとですか。(発言する者あり)

入ってくるということ。ということはこれを、じゃあほかの、妊婦健診じゃなくてよそに使っても構わないというふうなことですか。入ってくるちゅうことは。(発言する者あり)そういうことでしょ。それを実施しようがすまいが、国からのあれは交付税措置として入ってくるということは、それぞれの自治体がその予算をほかに回そうと思えば回せるという、このような理解になりますけどいいんです。

財政課長

一般財源として入ってまいりますので、そのような御理解でよろしいかと思います。

田中裕二委員

市長も首をひねられてますが。一般財源で入ってくるから、それでも可能だちゅうことですよね。はい、わかりました。そのような中で、市長がこの14回踏み切っていただいたということに本当にお礼を言いたいと思いまして、ありがとうございました。

委員長

次に、同じ科目の質疑事項について川上委員に質疑を許します。

川上委員

私は、この妊婦健診の無料を拡充することについては当然ながら賛成であります。ただ、これが決まる過程においては、齊藤市政の冷たいところがやっぱり見えておったわけです。それが変わったわけですね。変わった力は何やろうかと思うわけですよ。だから、この力を大きく育てていけば齊藤市政の弱点は克服されていくんじゃないかというふうに思うんですね。つまり、先ほど答弁があったように、今度の措置は交付税措置をしますよと。で、やるんだったら補助金もつけますよという制度やったわけです。だから、12月議会で公明党の柴田加代子議員が質問したときに、やらないと答弁するはずがなかったんです。そうでしょう。ところが、あなた方は妊婦のことを考えずに、国がお金を出すと言ってるのに、やらなくてもお金が来るとわかってたんでしょ、それなのにやらないと答弁した。市長はわからないかもしれないけど、財政部長はわかってましたよ。だから、やらなきゃほかに使えた、交付税が全体的に少なくなってきてますからとかいろんなことを言うと思いますけど、そういう非常に冷たい態度をとったにもかかわらず、新聞に書かれるぐらいのタイミングで、今度は14回無料にしますというふうになっていく、どうしてそういう態度を変えることになったのか、説明を聞きたいと思います。

健康増進課長

妊婦健診につきましては、財政状況が大変厳しい中、23年度以降の事業の継続というのが不明確でございましたことから、21年度事業として見送る決定をいたしておりました。しかし、少子化対策の一環として必要な施策と考え、市長が決断を下されたものでございます。

川上委員

12月の半ば、一たん決定したということを議会で答弁して、年が明けて市長が重要な施策だということで決断したということですね。どういう決断をしたのか市長にお尋ねをします。

委員長

部長、健康増進課の上、部長はだれなん。(「永尾部長です」と呼ぶ者あり) 保健福祉部長

妊婦健診 2 1年度から 1 4回実施ということになったわけでございますけども、他の施策、乳幼児の医療費の拡充、そこら辺につきましては、嘉麻市、桂川町も同一歩調した中でやってきております。そういったこともございまして、市長のほうで決断をされたということだと私は思っております。

川上委員

これとほとんど同じことが、学校給食の保護者負担軽減の特別交付税措置があったわけです よ。それについては、課長から教育部長まで声が届かんかったそうですね、こういう情報があ りますよというのが。不思議ですよ。私は、市長、賛成してるんですよ。だから、一たんお金をもらうけどやらないという決断をしたんだけども、決断を覆したと、だから、その市長の判断はどういう判断、決断をしたのか聞かせてくださいというふうに言ってるわけです。永尾さんが決断したわけじゃないでしょう。市長が決断したんでしょう。聞かせてください。

市長

今永尾部長が答弁しましたように、各桂川、嘉麻のほうもそういう方向性を出しましたので、私も最初の答弁のときにはできないというような形の予算の中からそうしましたけれども、そういう予算として今後計上していって、これからの後のこともいろいろ考えたわけですけども、やはり近隣の市がやってることだし、またそれに対しての今後の施策の中に、それこそ議員の皆さん等から御要望があって、これはじゃあ私も同意してやろうと、できないものもありますけど、これはやろうという形で考えてやらせていただきました。

川上委員

今2点言われましたね。近隣がやっておることだと。新聞からは桂川町に追従とか書かれて、非常に辛い思いをされた方もおられると思います。もう一つは、議員からも要請があったと言われましたね。例えば学校給食の問題では、同じことですよ、ほとんど。嘉麻市、宮若、やってるじゃないですか。そして、議員からも要請があったでしょ。共産党要請したじゃないですか。だから、これは立派な決断をされてるわけですよ。妊婦健診の問題では。だから、私は学校給食でも決断してもらいたいというふうに思うんです。真剣にちょっと考えてもらいたいと思います。これはお願いをして、質問を終わります。

委員長

もちろん給食は違うからね。

続きまして、100ページ、環境美化パトロール業務委託料について、安藤委員に質疑を許します。

安藤委員

100ページの環境美化パトロール業務委託料について質問させていただきます。

まず、この環境美化パトロールとは一体どんなものなのかということについてお答えください。

環境施設課長

環境美化パトロール業務委託分につきましては、頴田それから庄内地区を一組に及び穂波、 筑穂町地区を一組として、一組2名体制で、各支所管内の不法投棄防止の監視業務や散乱ごみ 等の収集、それから不法投棄物の回収、犬猫等の死体処理、また自治会等のボランティア活動 によりますごみの回収等を行っております。

安藤委員

それでは、旧飯塚地区ではどうなってますでしょうか。

環境施設課長

飯塚地区につきましては、今直営班を持っておりますので、2班で、1班2名で遠賀川の川東と川西に分けまして環境パトロールを行っております。

安藤委員

この費用といいましょうか、この予算で上がってます820万円という数字なんですけれども、それプラス旧飯塚市の分は職員がされてるというところでいいますと、かなり大きなお金がかかっているんじゃないのかなというふうに思っております。不法投棄も随分あるという話で、この間庄内地区の取組みについて少しお話しさせていただきましたけれども、不法投棄の実態はどのようにとらえてありますでしょうか。

環境施設課長

不法投棄の実態でございますが、なかなか実態が、基本的に今山間部とか人通りのない夜間

とか、そういう形の中で捨ててある場合も多うございますし、また近ごろ一番多いのは、車からのポイ捨て等々がかなり出てきているという状況でございます。

安藤委員

追っかけっこみたいなところがあるということなのかなというふうに思ったりするんですけれども、基本的に何か臭いものにふたと、先ほども何かありましたけれども、そういうことで、何か根本的なといいますか、解決になってないんじゃないかなというふうに思ったりするわけですね。そういう部分で、ごみ袋の値上げについてもそうなんですけれども、まず市民の意識を改革するという、そういう取組みもぜひやっていただければいいかなというふうに思ったりするんですよ。今回値上げというふうになってますけれども、まず今回の値上げの中の一つに、ごみの減量化というのは一番に言われていると思いますけれども、ごみの減量化をするための意識改革というのがまず行われて、それができなかったよというときに初めてごみ袋の値上げというのに、順番がちょっと違うんじゃないかなと私自身は思っておりますけれども、その点はいかがでしょう。

環境整備課長

質問者のお気持ちは十分承知いたしております。今回のごみ袋の分別あわせましてごみ袋の値上げ等につきまして、私ども環境にかかわる職員がいろんな場所で御説明を申し上げております。いろいろと御意見は伺っております。この場で御披露するわけではございませんが、一つには、その中で真摯に今受けとめて、今後の方針としまして考えておるのが、言葉だけじゃない、確かに職員がいろんな中で率先行動としなければならないというふうに、改めて強く思っております。

その中で、自治会等を通じましているんな場所に御要請なり、またこちらからもどうですか というような中で、やはり地域に入っていっているんな御説明、また特に分別のことにつきま しても、そういう中で不法投棄の話もまた出てきましょうし、御理解を深めていきたいという ふうに考えております。

安藤委員

この820万円が直接そのごみ袋の値上げにつながるというところにはなってはないとは思うんですけれども、引いてはそういうところにもつながっていくなというふうに思いますので、そういう市民の意識を向上させるといいましょうか、そういう啓発活動もぜひやっていただきたいというふうに思います。

委員長

次に、102ページ、水道事業会計補助金について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

102ページ、水道事業会計補助金が2億4,688万1千円計上されております。この金額の内訳をお尋ねをしたいと思います。

財政課長

内訳でございますが、簡易水道事業に要する補助金分として 2,9 7 8 万 1 千円、合併事業に対する一般会計の出資分といたしまして 2 億 1,7 1 0 万円でございます。

川上委員

この合併事業にかかわってという 2 億円余、これはどうして一般会計から補助金を出すんですか。

財政課長

合併事業に要する事業費の50%は、一般会計出資債といたしまして合併特例債の対象事業となります。この対象事業分を水道事業会計へ補助するものでございます。なお、この合併特例債の対象事業の分は充当率が100%で交付税措置が70%となっております。

川上委員

ちょっとわかりにくかったですね。この2億円余というのは、一般会計のほうで合併特例債を財源として収入を得て、そして水道事業に補助金で出す、だから、借金をするのは一般会計ということなんですね。そうですか。

財政課長

そのとおりでございます。 2 億 1 , 7 1 0 万円を一般会計のほうで借り入れをいたします。 委員長

次に、同じく102ページ、病院事業会計補助金について、川上委員に引き続き質疑を許します。

川上委員

同じようなことなんですけども、この補助金の内訳をお尋ねしたいと思います。

健康増進課長

まず、この病院会計の補助金の内訳でございますが、病院事業に係る普通交付税措置分と特別交付税措置分とがございます。普通交付税措置分につきましては、病床1床当たり48万2千円掛け250床、1億2,050万円でございます。この分につきましては、市立病院へ交付するものでございます。それと、21年度の病院事業債に係る元利償還金の22.5%、これにつきましては、交付税措置されました金額につきまして病院会計へ繰り出していただくものでございます。これが元金償還金が508万2千円、21年度の利子の償還金が63万3千円でございます。これが元金償還金が508万2千円、21年度の利子の償還金が63万3千円でございます。もう一つは、救急病院としての特別交付税措置分、1,265万円でございます。これも市立病院に交付する金額でございます。この分を一般会計から繰り入れていただいて病院に交付するもの、また、病院事業会計で借り入れました病院事業債の返還に充てるものとなっております。

川上委員

そうすると、普通交付税の話がありましたけど、その分は地域医療振興協会に行く分なんで すね。

健康増進課長

病床1床当たり48万2千円の1億2,050万円、これと救急病院分1,265万円、この 金額が地域医療振興協会へお渡しする分でございます。残りにつきましては、病院事業債返還 の原資となります。

川上委員

これは確認になりますけども、その病床分というのは、新年度から1床当たり10万円アップという国の応援が反映したものですか。

健康増進課長

地域医療振興協会に対しましては、基準として1年度前の基準で交付いたしております。それで、10万8千円ほど基準が上がっておりますけれども、これは来年度基準として交付する 予定でございます。

川上委員

国の制度としては、新年度からお金が行くようになってるんじゃないんですか。どうですか。 健康増進課長

交付税の措置といたしまして、ベッド数に対する財政的支援がございます。これにつきましては、基準として2年度前の基準で交付されております。ですので、20年度につきましては18年、21年度につきましては19年の基準に基づいて交付されるものでございます。市立病院、地域医療振興協会に交付する際には1年度基準を繰り上げて、今年度は前年度の基準で交付しているというような状況でございます。

川上委員

そうすると、19年度を基準とするから、飯塚市には国から増分のお金は来ないということ

なんですね。じゃあ 2,500万円ふえたと私は思ってたんだけど、ぬか喜びということなんですね。まあいいです。

委員長

次に、104ページ、負担金について、江口委員に質疑を許します。

江口委員

済いません、委員長、この点につきましては、次の105ページ、ごみ処理費も関連がございますので、2つ一括して取り扱わせていただいてよろしいですか。

委員長

はい、どうぞ。

江口委員

そうしますと、負担金及び交付金並びにごみ処理費についてお聞きいたします。

資料のほうを出していただいております。資料のほうは80ページから83ページ程度、予算書に関しましては104ページ、105ページになるわけですが、昨年12月、ごみの値上げを決定をいたしました。そして、市民の方々からは厳しい御批判の声をいただいてるところです。その中で、ごみ処理に関しては費用をどれだけ安くするかということをきちんと考えないと、市民の皆様の御理解は得られないと思っております。その点について、現状どのような努力をしているのか。この予算を策定するに当たり、まだごみ処理経費は伸びているわけですが、その安くする努力について、まず説明を求めます。

環境施設課長

まず初めにクリーンセンターの分でございますが、今現在クリーンセンター内に省エネルギー対策委員会を結成しております。その中で、すべてのエネルギーの削減に向けて、毎月1回の委員会及びその委員会を踏まえた中で反省点や問題点を検証し、エネルギーの削減に努めているという状況でございます。基本的には安定稼働が一番大事でございますので、毎日のコークスの使用量それから電気の使用量等々を検証した中でやってると。目標として、平成20年度のごみ収集を前提といたしまして、年間原油換算量の3千kg以上をキープするとか、また、平成17年度を基準といたしまして5年間で10%のエネルギーを目指すという形でやっております。

江口委員

値上げの際についても、コークスの調達先をかえる等とお話しがございました。しかしながら、それだけでは、やはり限界があるのが事実であります。その中で考えなくてはならないと思うのは、負担金のほうで出ていくRDFの件であります。このRDF、今庄内、頴田の分もやっているわけですが、これについての見直しはどのように考えておられますか。

環境整備課長

1つには、公共施設のあり方の中でも御説明してまいりましたけれども、関係する組合としてとられた場合に、関係する市、町、いろいろございます。で、そういった中で施設そのものの今後のあり方、またごみのどういうふうに削減していくか、そういったものもあわせまして、また当然、頴田、庄内のごみを仮に飯塚地区内にありますクリーンセンターのほうで処理するというふうになれば、全体的なことも考え合わせながら、地元との協議も必要になってまいりますので、いろいろそういったところを勘案しながら検討していきたいというふうに思っております。

江口委員

RDF県央施設組合、こちらにつきましては、合併の際に抜けられたところがあるのではないかというお話しを聞いております。その点について事実はどうなっておりますでしょうか。

環境整備課長

その点につきましても、ふくおか県央の施設組合のほうを通じまして、いろいろ調査いたし

ましたけれども、脱退したところはないというふうに聞いております。

汀口委員

それでは、入ってきたところはございますか。

環境整備課長

最近の話しとしまして、小国町、南小国町、また築上町が入ってくるというふうには聞いて おりますが、前からのところでは、ちょっと私は承知いたしておりません。

江口委員

その点について、RDFについて脱退を含めてしっかり考えていただきたいと思うわけです。というのは、予定されたコストから今のコストはかけ離れたところになっています。そして、旧飯塚の吉北のクリーンセンターは、まだまだ能力があるわけです。そうすると、その分を吉北で焼くことによってごみ処理経費は低減ができます。そういったものを通じながら、ごみ袋の値段を下げるということは可能でございますので、その点について、早急に考えていただきたいわけでございます。その点についてどうでしょうか。

環境整備課長

組合は御存じのとおり、2つの組合、施設については、ごみに限って言えば3つの施設がございます。今、質問議員がおっしゃるとおり、その点につきましては、強く、事務レベルでは、その点についても当然話し合いをしていこうと、検討していこうということは申し合わせが終わっております。

江口委員

事務レベルだけではなく、上のレベルでも、ぜひその話し合いをやっていただきたい。

また、もう1点、今緊急避難として田川のごみを引き受けております。そのごみを恒常的に引き受けるという検討をぜひやっていただきたいわけです。先ほどのRDFの分をやめて吉北で焼くのと同じように、田川の分を引き受けることによって、田川に関しては施設に困っています。田川のほうは施設をつくらないでよいというメリットがありますし、飯塚にとっては、財政が安定するっていうメリットがございます。その点についても同様に、早急に考えていただきたいわけですが、どうでしょうか。

環境施設課長

委員御指摘のように、飯塚市クリーンセンターへの他施設からのごみ受けにつきましては、 一般廃棄物処理に係る広域的処理協定等に基づきまして、処理施設が不足事態に陥った場合、 緊急、一時的な措置として他自治体の、地元自治会との受け入れ協議を行った上で実施いたし ております。

実際に、田川市川崎町清掃センターのバグフィルターが故障したことで、全停のために平成20年12月5日から平成21年3月31日まで受け入れております。飯塚市クリーンセンターへの他自治体への常時受け入れのことにつきましては、クリーンセンター当時に地元との約束があり、これを解決しなければなりませんが、公等の施設等の、先ほど課長答弁もありますように、今事務レベルで協議を行っておりますので、今後その方向性に基づいて検討していきたいというふうに考えております。

江口委員

資料の83ページに見ていただきますとわかるように、14年度も田川の地区のごみを緊急 避難的に受け入れたわけです。そして、その緊急避難が恒常的になるケースもあるわけですね。 直方につきましては、自分たちのところで自区内処理をしておらず、北九州市に委託をしてお ると聞いております。そういった形の中でごみ処理経費を削減をする、確かに、地元とのお約 束がございます、それはもちろん存じております。しかしながら、クリーンセンターができる 前とできた後、それから、今になりますと大分状況が変わっているのが現状だと思っています。 幸袋地区、田川から搬入するとしますと庄内を通り、鯰田を通り、幸袋に行くわけです。 14年のときにおきましても、受け入れる中で、そういった経路に関して環境整備をしたという事例もございます。財政厳しい折、地域の環境もきちんとやらなくてはならない、そのためにも、その点をきちんとお話しになった上で、ごみを引き受ける決断をする、そしてそのことで、逆にまたごみ袋を安くすることとかもできると思いますので、その点についてしっかりと努力をしていただきたいと要望して質問を終わります。

委員長

続きまして、106ページのリサイクルについてを、引き続き江口委員に質疑を許します。 江口委員

106ページのごみ処理費のリサイクルについてお聞きいたします。

今、粗大ごみ等で集めている物品がございます。その物品のほとんどは、ほとんどはって全部なんですかね、ごみとして処理されているかと思っておりますが、その点の事実関係をお聞かせください。

環境施設課長

委員御指摘のとおりでございます。基本的にクリーンセンターにつきましては、飯塚地区で 発生いたしました粗大ごみにつきましては、リサイクルプラザにおきまして破砕処理等々を行いまして、基本的には有価物と、それから最終的には破砕金という形で清掃工場のほうで焼却いたしております。

江口委員

昔のように粗大ごみを街角で集めて、ばあっとトラックで持っていく形でしたら、雨に濡れるとか、いろいろなのがありますので、実際には使えないといったことがあるかと思いますが、現状におきましては、電話をかけていただいて、予約の上、取りにいく形ですよね。となると、その中でも結構使えるんじゃないかと思うものがかなりあるのではないかと思うのですが、現状認識として、どのような感想をお持ちでしょうか。

環境施設課長

委員御指摘のように、粗大ごみといたしまして、リサイクルプラザに搬入される家具、寝具、 自転車等につきましては、まだ使用できるものや一部補修すれば使用できるものが廃棄物とし て搬入されております。近隣で申しますとリサイクルプラザで補修、修理等を行った後、プラ ザの展示ホール等に展示され、一般市民に提供されているというところもございます。

江口委員

今言われましたように、近隣他市町村ではそういった取組みをされています。そここそ市民の力が生きるところだと思っています。ぜひ、その点について、早急に、やっぱりもったいないですよね、3Rとか言うわけでございますから、その点について、きちんとそれをやるという方向に向かって検討していただくということが必要だと思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

環境施設課長

現在、リサイクルプラザ職員を中心に調査検討をいたしております。その中でも廃棄物として搬入される粗大ごみを利用する場合の制度的な整備や保管場所の問題、それから方法の問題等々課題がございます。エコ工房からも自転車等のリサイクルにつきまして要望や実施できない旨のお話しも伺っておりますので、今後本市のごみの減量化、リサイクル推進を図るためにも、エコ工房を含めた中で実施する方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

江口委員

今、内部協議だけではなく、エコ工房等外部との協議をやりたいというお話しがございました。考えるとこのような疑念を持っておられる方々は、やっぱり多く市民の中におられます。 そういった方々と協議をしながら早急にこの物がもったいないという状況が少しでも減るようにお願いをしたいと思っております。 委員長

続きまして、同じく106ページ、し尿処理費について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

106ページからし尿処理費が始まりますけれども、107ページの下のほう4行目に、下から4段目に、自動車賠償責任保険料9万円があります。これはし尿収集車の関係だと思われますが、そのとおりであれば、し尿収集車配置状況をお尋ねします。

環境施設課長

予算書の107ページの役務費の自動車賠償保険につきましては、委員御指摘のとおりし尿車の3台分と予備車1台、実質的に、今収集で稼動しておりますのは、4 t 車 1 台、3 t 車 2 台、合計3台と予備車1台で稼動しております。

川上委員

提出された資料を見ますと、直営は、旧飯塚市域を走っておるということのようですけれど も、具体的には、どの地域を担当しておるのでしょうか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 17:15

再 開 17:25

委員会を再開いたします。

環境施設課長

大変失礼いたしました。直営地区の収集区域でございますが、飯塚地区の潤野地区、相田地区、それから花瀬地区の一部でございます。

川上委員

わかりました。そこで、この直営の収集作業がなくなると、どういう不都合が生じますか。 環境施設課長

基本的には、今業者のほうに受け皿がございますので、その一般市民に対しては、基本的には迷惑をかけない収集作業ができるんじゃないかというふうに考えておりますが、ただ、一般の公共等の収集や、それから災害等の対応について、基本的にその辺の対応について直営があれば、基本的にはスムーズな収集体制が確立できるのではないかなというふうには考えております。

川上委員

この直営の収集体制が廃止ということになると、どれぐらい経費が浮きますか。 環境施設課長

大変申しわけございません。直営の収集部門について、試算をまだいたしておりません。

あなた方は、公共施設のあり方の実施計画で、24年度をめどに民間委託化も含めて、さらなる経費削減に向けた計画を策定するというふうになっているわけですけれども、私は、この直営については、これ以上減らすべきではないと思います。なぜかというと、今言われました災害のこともあろうと思いますけれども、やはり、直営の体制があってこそ、民の体制も合理的に動くことができると思うんですよ。全部民になれば、どういう事態が生じるかわからない面がやっぱりあると思います。だから、これ以上減らさないというのが大事ではないかと思うんですね。

そして、経費削減という点からいっても、そう大きくは経費は削減できませんよ。3台廃止したからといって。それで3台なり直営を維持していくほうが、全体としては行財政改革の流れに沿ったものだろうというふうに思います。その点からいくと、車を大事にしていってもらいたいと思います。この質問は終わります。

委員長

次に、同じく106ページ、溶融炉点検整備委託料について、原田委員に質疑を許します。 原田委員

まず、この点検整備委託料についての内容と委託先についてお尋ねをいたします。

環境施設課長

溶融炉点検整備委託料につきましては、清掃工場、飯塚市クリーンセンター、清掃工場を安定的、効率的に稼動するため、溶融物の処理、設備の点検整備、排水設備点検整備、その他施設の点検整備等を一括して清掃工場運転管理とあわせまして日鉄関連会社でございます。NSES日鉄環境プラントサービスに委託いたしております。

原田委員

一括して日鉄関係の会社に委託してあるということですね。私がここでお聞きしたいのは、端的に言いまして、いわゆる土木工事であれば、測量と土木工事と分離発注というような形で行っておりますけれども、ここも分けて委託できないのかということをお尋ねしたいんです。これについては、今まで検討された経緯がありますでしょうか、お尋ねをします。

環境施設課長

委員御指摘につきましては、現在検討をいたしております。しかしながら、クリーンセンターのシャフト式ガス溶融炉につきましては、製鉄所の溶融炉の技術がもとに開発されたものであり、他の方式とは異なり、共通性が少なく、炉内温度が1,800 まで達することなど、高度な安全操業技術を必要といたします。したがいまして、分離発注は容易にできるものではなく、慎重に状況を見きわめた中で進めていかなければならないというふうに考えております。このような中、平成21年につきましては、清掃工場計量機システムの改造、老朽化更新でございますが、につきまして、分離発注を行う方向で予算計上させていただいております。

このほかの説明につきましても、できるものから可能な限り、調査検討をし、実施してまいりたいというふうに考えております。

原田委員

今もう少しずつ着手してあるということですね。私は、それは非常によい方向にいっているのではないかと思うんです。というのが、1つに一括してしまいますと、他との比較っていうのは、まずこれできませんよね。で、そのメーカーそれぞれの、メーカー、メーカーの特色、それぞれあるかと思いますが、こういった比較ができないっていうのが第一の要因になるかと思います。

ところで、もとにちょっと立ち返ってお尋ねをいたしますけれども、こういった溶融炉の点 検委託については、もうこの近辺ではその会社のみしかできないということですか。本体自体 っていうか、そういったことに関しましては。

環境施設課長

基本的に、日本全国で新日鉄製の溶融炉施設が23カ所程度ございます。すべて、日鉄環境プラントサービスで随意契約を行っておりますが、製鉄所の溶鉱炉技術が生まれた、シャフト式溶融炉につきましては、極めて専門性が高い設備と言われております。その中でダイオキシン対策や埋立処分場の延命化等に有利ということから、本市でも採用され、近年ふえてきた施設でございますが、ごみ処理施設としては、比較的新しい施設でございます。また、同じシャフト方式でございましても、新日鉄につきますJFEもございますが、設計等が異なることから、操業方法も変わっているという状況でございます。

そのような形の中からメーカー独自の高度技術を導入しておりますので、他社が運転管理を 行うとなると、ノウハウ等の提供をすることにより、全市的にサポートを得ることは難しいと いうことでございます。

基本的に、安定操業、それから安定的な稼動を目指すために、実際にやっております日鉄環

境プラントサービスと随意契約を行っている。ただ、先ほどお話しを申しましたように、その中でも委託等々ありますので、分離発注できるものについては、調査検討して、今実際やっているという状況でございます。

原田委員

わかりやすい答弁いただきました。ぜひその方向で頑張っていただきたいと思います。終わります。

委員長

次に、108ページ、清掃費について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

申しわけありません、108ページというのは、ちょっとページを間違ったようです。済みません、正しくは102ページなんですね。

それで、私が質問したいと思いますのは、104ページのふくおか県央環境施設組合負担金7億2,349万円についてなんですね。これは先ほど江口委員からも質疑がありました。それで、問題意識としては、もともとRDFは、お金のかかるごみ処理システムなんですね。熱を再利用するというか、循環させるというような発想はいいかもしれませんけど、技術的には、未開発な技術をそのまま福岡県がモデル事業的に2002年12月に強行的にやっていったわけですね。スタート直後から何度も運転がストップしたりしています。大牟田のRDF発電所はですよ。それから、三重県でも大爆発を起こしましたね、そういうものなんです。

で、そういう状況の中で、昨年来、原油の高騰があって、余計に経費がかかるようになった というようなことなので、ここに当然ながらメスを入れていけば、ごみ処理経費は軽減できる はずと思うわけです。

それで、先ほど江口委員の質問に対して、この組合からの脱退を県央組合ということではないでしょう、RDFの組合から脱退することを事務レベルで話し合いを始めておるという答弁がありました。もう少し詳しく説明してもらえますか。

環境整備課長

先ほどの答弁の中で、私自身、脱退に向けた話し合いをするというふうにはお伝えしていないと思いますが。

川上委員

RDF脱退は考えていないということですか。

環境整備課長

質問委員も十分御承知のことと思いますが、このRDFにつきましては、ふくおか県央環境施設組合を初め、たしか7つの組合だったと思いますが、そこと大牟田リサイクル発電株式会社が協定書を交わしながら事業期間、約15年間ということで処理を行っているところでございます。当然、その協定の中には、契約の解除とか、いろいろ規定があるわけでございますが、現時点では、少なくとも脱退についての規定はございません。ただ、先ほどから申し上げておるのは、この15年間の中で、全体的に公共施設のあり方を考え合わせる中で、今後のごみの減量化も含めた中でいろいろ検討をしていきたいということでございます。

川上委員

それで、目下のところは、この負担金というか、組合自身の経費を減らすためには、これは 福岡県が音頭をとったわけですから、その福岡県が、経費が予定より上がっていることについては、責任を負うべきだということで、言ってしかるべきだと思うんですよ。 南阿蘇とか言われましたけれども、それ以前の段階では28自治体なんですね、福岡と熊本の県下、施設の組合で言えば7つですけれども、だから、関係自治体の間では、福岡県に負担を求めていこうと、自分たちは負担を軽減してもらおうと、当たり前のことが盛り上がっているわけで、本市としても、その立場で臨んでいけば、この負担金の軽減という道も、今年度においても開けるので

はないかなというふうに、私は思うんです。

それから、同時に予算の審査だからあれですが、いわゆる長期的に言えば、2002年の12月運転開始ですから、今6年3カ月たっていることになるわけです。で、あと10年弱ぐらいは身動きがとれないんだということもあるかもしれませんけど、いずれ福岡県はこのRDF、契約が終わった後、施設更新して、またこのRDF方式を採用しようとは思っていないようですね。だから、今度で終わりということですから、そういう意味では、福岡県にきちんとした責任を求めていって、長期的にも大丈夫なことだと思うんです。そういうことで、負担金の軽減が図れるように工夫してもらいたいと思うわけです。

それから、同時に、先ほどの答弁で心配なことがありますので、幾つか聞いておきたいと思います。田川のごみを飯塚市のクリーンセンターで、恒常的に受け入れてはどうかという質問があったのに対して、それを考える、検討するというような答弁だったように思うのですが、そうですか。

環境施設課長

先ほどの私の答弁でございますが、先ほど答弁いたしましたように、基本的に地元の問題解決が先決でございます。その中で、実際にクリーンセンターとしてどういうふうなふうに受け入れ体制をした場合、どういうふうな問題点等々があるかと、そういうふうな内部の検討をまずするべきではないかと、その中で、先ほど申しましたように、24年をめどにごみ処理体制を確立する中で、新市の、新しい飯塚市としてのごみ処理体制をどう確立していくかというふうに考えております。

川上委員

あり得ない答弁だと思うんですよ。ごみ処理の基本である自区内の処理と、これはごみ減量とも無関係じゃないんですね。自分のところはごみを何ぼでも出すと、よその自治体が燃やしてくれるというような発想になれば、その自治体は丸ごとモラルハザードですよ、ごみ袋の値段を上げてもだめ。だから、RDFで言えば大牟田も大変なんですよ。28、今30ぐらいでしょ、自治体のごみを全部引き受けるんですから、ダイオキシン対策とか言っているけど、大牟田のダイオキシンはどうなるのということなんです。

だから、そういう意味では、RDF方式は、ごみ減量の流れにもそぐわないんだけども、それとはまた違った趣旨で本市のクリーンセンターに田川のごみを持ってくるみたいなことになってくれば、大変なことになると思うんですね。田川は、ごみ減量はどうなるのと、飯塚は、ダイオキシンはどうなるのと、クリーンセンターもそもそも出発から考えていけば、田川のごみを引き受けるっていうことはあり得ないですよ。だから、見る方向が違っていましたね、あり得ないです。

だから、内部の障害を調整するだとか、検討するということもおかしいと思うんです。だから、特に、原理原則もあるけど、地元の住民の方たちの立場に立てば、考えること自身もおかしいということになるのではないでしょうか。そこのところをよく押さえておいてもらいたいというふうに思いますので、あえて延べさせていただきました。

委員長

次に、109ページ、三軒屋・工場団地線道路新設工事について、川上委員に引き続き質疑 を許します。

川上委員

予算書では109ページに、委託料として地質調査委託料が出ております。また、工事請負費として新設工事が2億円計上されているわけであります。まず、この2億円の財源はどうなっているのかお尋ねをします。

土木建設課長

平成21年度の予算といたしまして2億円、工事費を計上いたしております。この2億円の

うちの2分の1が国庫補助でございます。

それから、委託料のことでございます。330万円新設道路地質調査費で計上させていただいておりますけれども、これは、平成21年後半、それから22年度に行います舗装工事の地質調査を計上させていただいております。

川上委員

2億円の財源は、1億円が国庫補助ということですね。残る1億円は、全額借金ですか。 財政課長

工事費にかかる補助基本額の2分の1が国庫補助で、残る2分の1は特定就労事業従事者暫 定就労事業債借り入れを行います。充当率が40%で、交付税措置が60%となっております。

川上委員

1億円借金するということですね、とりあえずは。借金してまでやる仕事だということなんだけれども、追加資料集の85ページに、総括表が出されています。これを見ると22年度まで枠があるんですね。22年度末でこの道路は完了するんですか、工事が終わるんですか。

土木建設課長

質問者おっしゃるとおり、平成21年度、22年度で工事は完了する予定でございます。

極端に言えば、二等辺三角形の斜めのラインをつくるような道路なんですね。なくてもよい道路だと思うんだけど、できて周りの三菱マテリアル、あるいは麻生が周りを自社開発するときに、この道を買ってくれと、高い道なんだけど買ってくれと、民間開発が進むとき、そういうことが言えませんか。

土木建設課長

当初の予定では、そういう確認等々はやっておりません。また、都市建設部内でも、私の方は道路をつくりますので、次は維持のほうに入ると思いますけれども、そういう話しをまだ行っておりません。

川上委員

まだ行っていないとは思いますよ。そういうことが制度的にできないのかということをお聞きしているんです。道を民地のど真ん中に道をつくりましたと、できたんだけど買いませんかということはできないのですか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 17:46

再 開 17:47

委員会を再開します。

土木建設課長

現時点では、三菱さん、または麻生さんのほうに、道を譲渡するとかいうような話しを考えてはおりません。

川上委員

道ができても市道認定しないわけですから、その段階では。だから、市道にしてしまう前とか、あるいは市道にしてしまっても、廃止すれば処分できるんじゃないですか、相手が欲しがるかどうかわかりませんけど。それで、18年、19年、20年、21年、21年の2億円まで加えると、工事費だけで幾らになるんですか、これは、工事費の総額は。

土木建設課長

平成21年度の予算2億円を入れますと5億4,900万円強でございます。

川上委員

仮に、来年度分まで、再来年度分まで入れると、どれくらいまで膨れますか。

土木建設課長

最終年の平成22年度を予定いたしますと、約1億8千万円工事費がふえまして、7億 2,900万円強と今試算をいたしております。

川上委員

これは、道路の延長は680mって書いてありますけど、これでいいのですか、680m。 土木建設課長

平成22年度に舗装を行うメーター数が680m、それから21年度までにやる工事は586.1m、合計の1,266.1mでございます。

川上委員

18年度、この道路については、総事業費6億円ということになっておりました。で、今のお話しを聞きますと1億2千万円も伸びることになるんです。で、陥没が起きたわけでもないでしょう。ギロがあるわけでもないのに6億円が7億2千万円に伸びるというのは相当なことです。で、この見込みが伸びた、ふえた要因は何でしょうか。

土木建設課長

18年度のときに質問者のほうから総額は、大体幾らかかるのかという御質問を受けた記憶がございます。そのときの答弁で、概算ではございますが6億円程度と答えたという記憶をいたしております。この7億2,900万円というお答えを申し上げましたのは、全体、工事料を積算いたしました結果が7億2,900万円ということでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

川上委員

普通工事は節約して完成させようと、いろいろな努力をするわけですね。しかし、この工事については落札率が非常に高いですね。それで、もともと見込みも甘かったんでしょうけど、それで、この表の右、一番右なんですが、就労人員が書いてあります。この見方がよくわからないんだけど、例えば、18年度は13人と書いてあります。で、結局、18年度、この現場で働いた方というのは、名前で挙げると13人しか名前が挙がりませんか。

土木建設課長

表の見方をちょっとお知らせしたいと思います。

平成18年度は、旧庄内町の方が就労されておりました。そのときに、就労事業は上期と下期、年を2つに分けて工事を出しております。その関係上、旧庄内町の人員13名のうち、上期が13人、下期が13人就労されたというふうに御理解いただければありがたいと思います。

川上委員

上期の13人と下期の13人は、同じ方たちですか。

土木建設課長

そのとおりでございます。

川上委員

そうすると、恐らくは19年の19人と20人、20年の20人と19人、それから、ことしが19人となっていますけれども、それぞれ同じ方々になるわけですね。

土木建設課長

平成20年と平成21年度は、人間的にはほとんど変わりませんけれども、退職者が若干1名、それから、22年度には、退職者の方がまたさらにふえまして6名、計32名の暫定の就労人員になるかと想定をいたしております。

川上委員

私は、失業対策事業をいろいろ工夫してやるというのは大事だと思うんですよ。しかし、これは効率が悪過ぎるじゃないですか。ことしでも延べで38人の失業対策のために2億円かけるという、そして、できたものには、余り役に立たない道と、だから、従来から就労対策事業

であれば、もっとみんなから喜ばれる仕事に振りかえたらどうかというふうに思ったんだけど、余りに、2億円と、この19人とか20人とかいうのを考えてみたら、効果が悪過ぎる。で、それでどうせえというのかということになるわけですけど、私は、今からでも国の補助の出し方もあるんでしょうけど、流れを変えて、本当に住民の方が喜ぶし、御本人たちもこういう仕事をやってよかったと、胸を張れるような仕事に中身を変えることはできないんですか。

土木建設課長

質問者のおっしゃられることもありましょうけれども、私ども土木建設課の事業担当といたしましては、本年度21年上期の工事で、あと60m程度で土工事を行うと、暫定的にはでございますけれども、全線開通いたします。あと2カ年でございますので、ぜひやらせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

川上委員

そういう答弁ですけれども、私はやっぱりこの工事は、工事内容はおかしいと、切りかえるべきだというふうに思いますので、それについては申し述べておきたいと思います。

委員長

次、109ページ、産炭地域開発就労事業費国庫補助金返還金について、川上委員に質疑を 許します。

川上委員

委員長、私はちょっとこの項については、勘違いしておることがありまして、質問は取り下げたいと思います。

委員長

次、110ページ、臨時職員賃金について、田中裕二委員に質疑を許します。

田中裕二委員

110ページ、労働諸費の臨時職員賃金について質問をさせていただきますが、この計上されております1,803万6千円、この中に、国の緊急雇用対策が含まれているのかどうか、含まれているのであれば、どのくらい含まれているのかお尋ねいたします。

商工観光課長

今回の緊急雇用創出事業に伴う臨時職員すべてが、この1,803万6千円でございます。 田中裕二委員

そのすべてということでございますが、それでは、何人の方をどのように雇用していこうと 計画をされているのかお尋ねをいたします。

商工観光課長

この臨時職員につきましては、6カ月の雇用で、一応20名を予定をさせていただいております。

委員長

次、110ページ、労働者福祉補助金について、川上委員に質疑を許します。

川上委員

この補助金の内訳をお尋ねします。

商工観光課長

労働福祉補助金の内訳でございますけれども、連合嘉飯地区連絡会地域教頭会議が41万9,490円、福岡県友愛会、筑後地区友愛会は10万5,228円、嘉飯山地区労働組合連合会が4万4,082円を予定をしております。

川上委員

この質問は終わります。

次よろしいですか。労働会館運営費補助金について42万2千円、前年度は51万9千円ということだったんですね。これは、川べりにある労働会館、1階、2階が飯塚集会所で3階、

4階が労働会館ということになって3階、4階を労働会館と呼んでいるわけですけれども、この運営費、補助を出す相手は、追加資料集の86ページにある運営協議会なんですね。87ページに運営委員会のメンバーが書いてあります。で、昨年まではこの中に市議会議員、道祖 満さんが入っておったと思います。で、一昨年か、今回資料を見ますと名前がないわけです。どういうことでそういうことになったのか、経過がわかりますか、お尋ねします。

商工観光課長

飯塚労働会館運営協議会が開催をされまして、この委員のメンバーについての協議がなされております。その中で、公益代表につきましては、欠員ということで決定がされているようでございます。

川上委員

現在2008年度、委員名簿を見ますと7人は、これはすべて労働者代表委員ということなんですか、全員。

商工観光課長

そのとおりでございます。

川上委員

では、公益委員の欠員は何人ですか。

商工観光課長

公益代表の欠員は2名でございます。

川上委員

規定の2条を見ると10人以内ということになっていますね、協議会委員は。今2名欠員ということになると、9人でこの協議会を構成しているということになりますけど、9人で構成しているのですか。

商工観光課長

この規定の中には10人以内をもって構成するとなっておりますので、そのとおりでございます。

川上委員

内部で9人ということになったんでしょうね。で、先ほど、道祖市会議員の名前を出しましたけれども、もう1人はだれだったんですか、公益委員は。

商工観光課長

昨年は、公益代表は欠員でございました。

川上委員

一昨年。

商工観光課長

失礼しました。その以前は2名体制で、もう1人は高取様が委員として出ておられました。 川上委員

公益委員に市議会議員がなるというのは、どういう理由ですか。この公益代表委員というのは、どういう人たちのことを言うんですか。市議会議員ならだれでもいいのですか、市議会議員以外でもいいわけ。

商工観光課長

この協議会委員の労働団体の推薦する者ということで書いておりますので、公益代表もこの中に含まれるのかと思っております。ただ、市会議員でだれでもいいのかということではないかと思います。

川上委員

協議会の委員は、労働団体の推薦する者をもって充てる、協議会が税金から出た補助金を受け取ると、そしたら、税金を受け取る、だれが税金を受け取るかというと、この労働組合の労

働団体が決める権限を持っているんですね、だれが補助金を受け取るのと。この労働団体というのは、ここにある労働団体でしょ、労働者代表委員という、選んでいる母体でしょう。そうなってくるとどういうことになるかというと、労働組合が自分たちの推薦というか、要するに、自由になる人たちで協議会をつくってお金をもらっていると、労働団体が自由になる受け皿をつくるということになりますけど、そういうことだと思いませんか。

商工観光課長

この補助金につきましては、労働会館の管理に伴う補助金でございまして、そういうことで 御理解をお願いしたいと思います。

川上委員

答弁不能ということにだんだん近づいていると思うんですけど、市の施設なんですね、これは。運営経費については半額出しているわけでしょ、市が。で、それで運営費補助金をこういうふうに市が認定した相手ではなくて、自分たちで自由にかえることができる、そういうところに補助金って出していいんですか。しかも、この間までは、市議会議員が2名入っておったというわけですね。こういう状態でいいんですか。

商工観光課長

先ほども申しましたように、この飯塚労働会館の円滑な運営を図るための管理に対する補助 金でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

川上委員

そもそも規定の2条を見ると百歩譲って規定を見ると、労働者代表委員と公益代表委員10人以内をもって構成するってなっているんでしょ。ところが、公益委員が欠員と、欠員というと聞こえはいいけど、構成メンバーに入っていないわけですよ。そうすると、現在、この公益代表委員が入っていない協議会というのは、自分たちの規定にも違反しているんじゃないですか。こういう欠員で済むんだったら、こういう規定をつくらないでしょう。なぜ公益委員が入らないといけないのか、理由があって書いているはずです。欠員で済む話しじゃないでしょう。これは労働者代表委員と公益代表委員が双方おって、初めてこの協議会は成立しているっていう規定ですよ、自分たちの。で、公益委員がいないんだから、このままでは補助金受け皿団体にはならないんじゃないですか、どうですか。

商工観光課長

確かに、この規定の第2条で協議会は労働者代表者、公益代表委員10名以内をもって構成するというふうになっております。公益代表委員につきましては、現在欠員でございますけども、この件につきましては、労働会館の運営協議会と協議をしながら、今後の対応をしていきたいというふうに思っております。

川上委員

では、もう最後にしようと思いますが、私はいろいろ不透明感を感じるわけだけれども、少なくてもこの運営委員会規則がみずから規定しているように、労働者側代表委員、公益代表委員10人以内をもって構成されるまでは、きちんと、つまり、具体的には公益委員の欠員が克服されるまでは、補助金を出せないと、出さないというふうに答弁できませんか。

経済部長

先ほど来、課長が答弁いたしておりますように、運営協議会のほうと十分早目に協議させていただきますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

ほかに質疑はないようですから、第4款衛生費及び第5款労働費についての質疑を終結いた します。 お諮りいたします。議案第16号については、本日の審査はこの程度にとどめ、あす3月 18日午前10時から委員会を開き審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、議案第16号については、本日の審査をこの程度にとどめ、 明日3月18日午前10時から委員会を開き審査することに決定いたしました。

以上をもちまして平成21年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。大変お疲れさまでした。